

令和6年6月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(6月17日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	
分科会（土木部）	
土木部長報告議案説明	4
監理課長補足説明	5
報告議案に対する質疑	6
報告議案に対する討論	8
委員会（土木部）	
土木部長総括説明	8
道路維持課長補足説明	10
議案に対する質疑	11
議案に対する討論	14
決議に基づく提出資料の説明	14
港湾課長補足説明	15
陳情審査	16
議案外所管事項に対する質問	16

(第2日目)

1、開催日時・場所	49
2、出席者	49
3、経過	
分科会（文化観光国際部）	
文化観光国際部長報告議案説明	50
報告議案に対する質疑	50
報告議案に対する討論	51
委員会（文化観光国際部）	
文化観光国際部長所管事項説明	51
決議に基づく提出資料の説明	54
陳情審査	55
議案外所管事項に対する質問	55

(第3日目)

1、開催日時・場所	8 3
2、出席者	8 3
3、経過	
分科会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長報告議案説明	8 3
報告議案に対する質疑	8 4
報告議案に対する討論	8 4
委員会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長所管事項説明	8 5
決議に基づく提出資料の説明	8 6
陳情審査	8 7
議案外所管事項に対する質問	8 7
分科会（交通局）	
交通局長報告議案説明	1 0 8
報告議案に対する質疑	1 0 9
報告議案に対する討論	1 1 2
委員会（交通局）	
交通局長所管事項説明	1 1 2
決議に基づく提出資料の説明	1 1 4
議案外所管事項に対する質問	1 1 4
委員間討議	1 3 1
審査結果報告書	1 3 2

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部：追加1）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部：追加2）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 分科会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局：追加1）

6 月 17 日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年6月17日

自 午前10時39分
至 午前10時42分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員	長	千住	良治	君
副委員	長	初手	安幸	君
委員		田中	愛国	君
〃		外間	雅広	君
〃		深堀	ひろし	君
〃		中島	浩介	君
〃		ごう	まなみ	君
〃		山本	由夫	君
〃		饗庭	敦子	君
〃		本多	泰邦	君
〃		大久保	堅太	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前10時39分 開会

【千住委員長】ただいまから観光生活建設委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。会議録署名委員は、深堀委員、ごう委員のご二人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和6年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかにご意見等がないようですので、これもちまして、本日の観光生活建設委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前10時42分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年6月28日

自 午前10時 1分
至 午後 3時 2分
於 委員会室 3

都市政策課長(参事監)	田坂 朋裕 君
道路建設課長	北原 雄一 君
道路維持課長	田崎 智 君
港湾課長	松本 伸彦 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河川課長	小川 秀文 君
河川課企画監	岩永 彰 君
砂防課長	田中 良一 君
建築課長	小島 俊郎 君
営繕課長	進藤 政洋 君
住宅課長(参事監)	森 泉 君
住宅課企画監	佐藤 荒樹 君
用地課長	木下 善祐 君
盛土対策室長	真鳥 喜博 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	深堀ひろし 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	山本 由夫 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	本多 泰邦 君
〃	大久保堅太 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

報告第2号

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）
（関係分）

報告第11号

令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正
予算（第4号）

報告第14号

令和5年度長崎県交通事業会計補正予算（第2
号）

報告第15号

令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予
算（第5号）

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	中尾 吉宏 君
土木部技監	植村 公彦 君
土木部次長	吉田 弘毅 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	椎名 大介 君
監理課長	高稲 稔也 君
建設企画課長	金子 哲也 君
建設企画課企画監	城戸 学 君

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

(1)議案

第77号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例及び
長崎県海域管理条例の一部を改正する条例
（関係分）

第80号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第81号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・要望書（佐々町）
- ・要望書（松浦市）
- ・要望書（大村市）
- ・令和7年度 県の施策等に関する重点要望事項
（佐世保市）
- ・要望書（西海市）

8、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開会

【千住委員長】ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第77号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか2件であります。

そのほか陳情5件の送付を受けております。

なお、予算にかかる報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました報告議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、報告第2号「令和5年度長

崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分ほか3件であります。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとにお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部署の審査における委員1回当たりの質問時間は理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしく願います。

これより土木部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【中尾土木部長】土木部の新任幹部職員をご紹介いたします。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

よろしく願います。

【千住委員長】それでは、これより審査に入ります。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算にかかる報告議案を議題といたします。

土木部長より、報告議案の説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会観光生活建設分科会説明資料」の土木部の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、報告第2号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第11号)」のうち関係部分、報告第11号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第4号)」であります。

本件は、先の2月定例会の予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております。令和5年度予算の補正を、令和6年3月29日付で専決処分させていただいたものであります。

まず、報告第2号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第11号)」のうち土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ2ページから3ページに記載のとおりであります。

補正予算の主な内容は、3ページから4ページに記載のとおりであります。事業費の変更に伴う減等であります。

まず、4ページの一番上、ちょっと切れておりますけれども、まず、港湾改修費5億3,272万1,000円の減、公営住宅建設費2億1,321万7,000円の減、国直轄港湾事業負担金2億494万8,000円の減などを補正いたしております。

また、4ページの報告第11号 知事専決事項報告「令和5年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第4号)」につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

このほか、繰越計算書報告についても4ページから5ページに記載のとおりでございます。

なお、繰越計算書報告については、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、監理課長より補足説明をお願いいたします。

【高稲監理課長】土木部関係の繰越計算書につきまして、補足してご説明いたします。

分科会補足説明資料の3ページをご覧ください。

表の縦の区分が款、項、目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。表の左端の欄は、上から総務費、土木費、災害復旧費となっております。

4ページをご覧ください。

令和5年度の一般会計における繰越額の合計は、の欄に記載しております882件、442億7,016万5,000円、このうち通常分がの欄に記載の515件、206億2,347万円、経済対策補正予算にかかる繰越がの367件、236億4,669万5,000円となっております。

一般会計のの上の括弧書きは、事故繰越分でありまして、1件、2,294万5,000円となっております。こちらは一般会計の外数となっております。

令和5年度の繰越額は、前年度の令和4年度分と比較しますと、一般会計の合計では、からを差し引いた額となり、件数は8件の増、金額は14億1,071万3,000円の増となります。

なお、経済対策補正分を除いた通常分の繰越額について、前年度との比較ではからの差引となり、件数は33件の減、金額は663万1,000円の増となります。

続きまして、一般会計合計の繰越額を理由別にご説明いたします。繰越額の右側に繰越理由を区分して整理しております。

まず、地元調整にかかる繰越は、317件、138億1,002万5,000円、具体的には関係機関との調整、資材搬入路の選定や地権者との境界確認、

工事施工に伴い発生する騒音や振動などの地元調整等に日数を要したものでございます。

次に、用地補償交渉や家屋移転に日数を要したもののなど、用地補償にかかる繰越額が27件、10億394万6,000円。

次に、工法の検討や当初想定していなかった諸条件の変更に伴う設計変更の日数を要したもののなど、設計工法等による繰越が110件、33億6,168万円。

次に、補正予算等にかかる繰越額、これは昨年の11月定例会で議決をいただきました、主に経済対策補正予算にかかる繰越分であり、384件、239億5,780万3,000円。

次に、資機材や人材のひっ迫、入札の不落・不調による繰越が43件、11億2,144万8,000円。

最後に、その他、新幹線整備事業の負担金にかかる繰越として、1件、10億1,526万3,000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【中島委員】毎年、繰越工事があるわけですが、先般、5月に建設業協会の島原支部の総会に出席させていただいた折に、5月時点で、なかなか5月の工事発注がないということで、できれば工事の平準化をお願いしたいというご意見をいただいた中で、これだけ繰越があるので、一定、場所で偏るかもしれませんが、年間通しての工事の平準化を狙う意味であれば、この5月、6月時点での繰越工事がどの程度発注に影響があるのかを教えてくださいたいと思います。

【金子建設企画課長】施工時期とか、発注の平

準化ということなんですけれども、どれくらい繰越が5月にあれば平準化率とかが担保できるかというのは、ちょっと正確なところはないんですが、実績といたしまして、令和5年度の平準化率、この目標が0.8という数字なんですけれども、それに対しまして0.82ということで、一応目標は達成しているという状況でございます。

平準化を達成するためには、平準化のサシセソというのがありまして、例えば債務負担の活用でありますとか、柔軟な工期の設定でありますとか、その中に速やかな繰越手続きというものがあります。繰越についても平準化に一定の効果があると考えておりまして、その結果、0.82という数字になっているというふうに考えております。

【中島委員】本来であれば繰越はしない方がベストなんですけれども、どうしても当初、年度初めというのは、予算がついて、そこから仮に設計されてとかすると、どうしても後半に工事が偏りやすいのかなというのが以前からあって、前倒し前倒しでできるだけやろうじゃないかというふうにご苦労いただいていたと思うんですけれども、一定、繰越があることに對して、そういった平準化にある程度影響を与えていて、年間の平準化に寄与しているということで理解してよろしいのでしょうか。

【金子建設企画課長】平準化の要因として、繰越というのも当然入ってきますので、一定の繰越額というのは平準化に寄与しているものと考えております。

【千住分科会長】ほかにございませんか。

【田中委員】今、せっかく繰越の関係が出たので、この繰越について私も確認をしておきたいと思うんですけども、地元関係者との調整とか、用地補償交渉の難航とかというのが理由として

入っているわけですね。

予算を組んで交渉を始めると、むしろ1年では済まないケースの方が多いと。そういう感じがするんですよ、1年では。だから、今言ったような平準化の関係で繰越もやむなしというよりも、一つの方法論だというような感じで補正も、当初と補正の2本立てみたいな感じで、今動いているのが現実だと思うんだけどね。しかし、これをずっとやっているわけだ、繰越、繰越、繰越とね。そうすると、次年度内で解決する率がどのくらいこの繰越の中にあるのか。3月末でできないから繰越するわけ。そうすると次の年の3月までで処理できるか。処理できなかったのは、またその時の補正の減額と、最終補正の減額みたいな形で処理すると思うんだけどね。流れ的なものをちょっと、どのくらい次年度で解消できているのか、この繰越の金額がね。予算に色がついていないのでわかりづらいのよ。我々は、予算がついたな、よかったなと思っていると、全然進まない。本当1年たっても進まないようなケースもあるもんだからね、念のため確認をさせていただこうと思う。

【高稲監理課長】繰越額の中でも、先ほどご説明しました、多くを占めます、特に経済対策補正予算の繰越につきましては、昨年11月補正の後に、3月末時点での執行状況につきましては、金額で約88%となっております。

それから、今年度6月末時点で申し上げますと、100%近い95%程度の執行率となっております。この繰越の平準化の部分と合わせまして、早期に発注、執行するという一方で、取り組む中におきまして、土木部としまして目標では前年度分の翌年度6月末時点の執行の目標が85%ということ掲げておりまして、令和4

年度も95%程度でございましたけれども、令和5年度もともにその目標については上回っております。引き続き、適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

【田中委員】理解をしました。

そうすると、昔の繰越と今の繰越は、同じ繰越でも内容が違うという認識なんだね。それは予算の計上の仕方によって繰越がある。自然にというより、当然発生すると。12月、11月補正なんかでやれば、それはもう3~4か月でできるわけがない。それは理解できる。

ただし、用地補償とか地元関係者の調整でと、わざわざ書いてあると、これは昔の繰越と。昔は執行できなくて次年度に繰り越したという内容が多かったんでね。今もってこの項目を書いているので、私は、やっぱり何か問題があるのかなという理解をしたんだけど、本当の繰越といたらおかしいけれども、地元関係者との調整、用地補償交渉の難航等々で繰り越す内容というのはどの程度なんですか。粗々でいいです。

【高稲監理課長】実繰越額につきまして、この資料にございます地元調整からその他に至りますまでの件数に対する比率といたしますのが、この5年間ほどを調べましたところ、状況として、比率としてはほぼ変更ない状況でございます。先ほど申し上げました補正予算の分が大体5割超を占めておりまして、その次に地元調整の部分が約25~26%程度、その次に設計工法等にかかる分、これが8%程度といった状況で推移しております。

その都度、その都度、この地元調整等についてもこまめに調整しているところですが、結果として繰越せざるを得ない状況が生じているというところで、そこにつきましては引き続き丁

寧に、かつ粘り強く対応してまいりたいと思っております。

【田中委員】私の思い過ごしだったかもわからない。従来型の地元関係者との調整、用地補償交渉の難航で繰越、繰越しているという実態があるとするならば知恵がないなど。毎年毎年、それを繰り返すというのはね。

だから、私も過去いろいろ話したことがあるけれども、事前交渉ができるような体制をつくれれば、もっとスムーズにいくのよね。それはどうということかということ、同じような仕事をずっと、同じ仕事を続けていく関係であると大体わかるわけだからね。従来は道路公社なんかを使って用地を先行したりね。土地基金もあるわけだから。土地基金なんか、最近あんまり使っているような話を聞かんけれども、土地基金はちゃんとあるんですよ。土地基金を使って先行してやっていると、予算がついたらさっと執行できるような体制ができればいいなということで、あえて質問したんだけどね。

要は、我々が予算書を見る。そうすると、頼んでいたというとおかしいけれども、項目の予算がついている。よかったなと思うその予算が執行できないということに不信感というか、不満というか、それがあつたんだから、なんでそれならば先行してやれる体制をつくれれば、もっと用地課も苦労せんでいい。昔は用地課が苦労していた。今は、どちらかというと、もう何も情報を出さないような体制になっているからね、個人情報で。用地課は、ほとんど情報を出さないような形になっているから、皆目どういう動きをしているかわからんけれどもね。結果としてこういうものが出てくるとすれば、それはやっぱりもう少し知恵を働かせて、毎年のことだからやってほしいなということで、あえて質問

しました。

終わります。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分、報告第11号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告議案は、原案のとおりそれぞれ承認すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料 土木部」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第77号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第80号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」、第81号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」であり、その内容は記載のとおりでございます。

なお、補足説明資料を配付させていただいております。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。3ページからになります。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

令和5年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定4件につきまして、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりでございます。

（契約の締結の一部変更について）

令和5年2月定例会で可決されました郡川河川改修事業に伴う郡川橋りょう改良工事及び池田沖田線街路事業に伴う福重橋りょう改良工事において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりであります。

（起訴前の和解について）

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る起訴前の和解の申立て8件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりでございます。

次に、4ページになります。

（公共用地の取得状況について）

令和6年2月1日から令和6年4月30日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況につきましては、対馬市における坂ノ間川（イ）通常砂防工事ほか1件でございます。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

（石木ダムの推進について）

石木ダムにつきまして、近年、全国各地で甚大な自然災害が頻発する中、地域住民の皆様の

安全・安心を確保することは、行政の重要な責務でございます。川棚川の洪水被害を軽減し、佐世保市の安定した水源を確保するためには、石木ダムの一日も早い完成が必要であることから、現在、工事工程に沿ってダム本体の左岸掘削や付替県道の6号橋上部工、付替町道工事などの進捗を図っております。

一方、川原地区にお住まいの皆様のご理解とご協力をいただいたうえで、事業を円滑に推進していくことが重要であるとの考えに変わりはなく、引き続き、話し合いに向けた努力を重ねてまいります。

なお、本年度は、長崎県公共事業評価監視委員会による5年ごとの再評価を受ける年に当たります。人件費や資材価格の高騰、働き方改革など、建設業を取り巻く社会情勢も大きく変化していることから、そうした影響も踏まえながら、事業の対応方針について、委員会でご審議いただくこととしております。

県としては、引き続き、石木ダムの早期完成に向け、工程に沿って着実に工事を進めつつ、佐世保市、川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

（幹線道路の整備について）

県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向け、西九州自動車道など高規格道路の整備を重点的に進めております。

こうした中、去る3月27日、西九州自動車道の武雄南インターチェンジから波佐見有田インターチェンジ間の4車線化について、西日本高速道路株式会社から事業に着手することが公表されました。

また、4月1日に公表された今年度の国土交通省関係予算におきましては、西九州自動車道の

松浦佐々道路に92億円が配分され、令和7年度に予定されている松浦インターチェンジから平戸インターチェンジまでの完成供用に向け、着実に整備が進められております。

さらに、西九州自動車道の佐々インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジ間の4車線化事業につきましては、令和9年度の全線完成に向け、今年度から順次供用する予定となっており、対面通行の解消により、安全性・走行性が向上するとともに、災害時の代替機能の強化が図られるものと期待しております。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する幹線道路ネットワークの整備を推進してまいります。

そのほか、土木部関係の主な所管事項について、今回ご説明いたしますのは、総合的な防災体制の強化に資する取組について、住宅耐震緊急無料相談会の実施について、そして、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりでございます。

なお、総合的な防災体制の強化の資する取組についてにおきましては、後ほど港湾課長より補足して説明させていただきます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【松本港湾課長】第77号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例」について補足して説明させていただきます。

委員会補足説明資料の3ページをご覧ください。

今回、第77号議案のうち港湾課に係る部分は、長崎県海域管理条例に関する部分となります。

漁港漁場整備法の改正により、法律名が変更されたことに伴い、長崎県海域管理条例中の法律名を改正するものです。

まず、条例改正の内容ですが、同条例第2条第1項第2号に定める「漁港漁場整備法」の法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正します。

2に記載のとおり、今回は法律名の変更であり、改正による条例の運用への影響はありません。

最後に、3のとおり、公布の日から施行させていただきます。

以上で、第77号議案の補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【千住委員長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【田崎道路維持課長】第80号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」、補足して説明いたします。

課長補足説明資料4ページをご覧ください。

相手方は、佐賀県武雄市在住の個人です。

事故は、令和4年4月4日の7時44分頃、一般国道444号の大村市黒木町で発生したものです。

事故の概要といたしましては、道路法面からの落石が直撃したことにより、走行中の車両及び人身に損傷を与えた事故であり、事故現場写真は補足説明資料の5ページに示しております。

過失割合につきましては、落石防止の措置が不十分で、落ちてきた石を避けることは不可能であり、相手方の過失はなしとして、県の過失割合を10割と判断しております。

損害賠償額につきましては、合計271万1,802

円で、内訳は車両の修理費が40万円、修理期間中の代車費用が12万円、人身の傷害に対する治療費、慰謝料等が219万1,802円であり、全額を道路賠償責任保険から支払うことといたしております。

なお、落石現場につきましては、事故発生後に既存防護柵のかさ上げを行っております。

続きまして、第81号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」、補足して説明いたします。

課長補足説明資料の6ページをご覧ください。

相手方は、佐世保市在住の個人です。

事故は、令和5年11月20日の23時頃、一般国道204号の北松浦郡佐々町で発生したものです。

事故の概要といたしましては、道路法面から落ちてきた石に乗り上げたことにより走行中の車両に損傷を与えた事故であり、事故現場の写真は補足説明資料の7ページに示しております。

なお、人的被害はございませんでした。

過失割合につきましては、相手方の前方不注意も認められますが、落石防止の措置もなく、道路として通常有すべき安全性を欠いていたという判断から、県の過失割合を8割と判断しております。

損害賠償額が170万1,882円で、内訳は全額車両の修理費でございます。

これは相手方の車両が新車のため、時価が高く、修理費用の方が安価であったため、車両修理費を損害額として採用して賠償するもので、こちら全額を道路賠償責任保険から支払うこととしております。

なお、落石現場につきましては、事故発生後に、現地で浮き石等の安全確認を行って、安全に通行できるようにしております。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【千住委員長】以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】では、議案に対して質問をさせていただきます。

第80号議案と第81号議案の「和解及び損害賠償の額の決定について」のところで、額に対しての質問はないんですけれども、この落石するというので、本当に石が落ちてくるのを避けるのは不可能だと思うんですね。なので、落石防止を今後は強化していかないといけないと思うんですけれども、どのようにしてこの落石防止をされているのかお伺いします。

【田崎道路維持課長】道路では、通常のパトロールというのを行っております。道路パトロールの実施要領を定めておりまして、交通量に応じてパトロールする頻度を決めております。

具体的には、日交通量5,000台以上の路線につきましては週に3回、1,000台から5,000台については2回、1,000台未満は1回ということで通常のパトロールを行っております。

さらに、大雨とか台風とかという異常気象が発生した後、発生が予想される前も道路パトロールを実施しております。そういう道路パトロールを実施することで、未然に落石の危険性を把握しながら対応しているというのが現状でございます。

【饗庭委員】理解しました。そのパトロールの中で、ここの現場は見つけられなかった、上がってこなかったということでしょうか。

【田崎道路維持課長】第80号議案の4月4日は月曜日でございます。4月2日にパトロールをして、その時には異常がなかったということでございます。

もう一つの第81号議案は、11月20日の23時ということで夜でございましたけれども、昼間にパトロールをしております、その時には異常はなかったということでございます。

【饗庭委員】パトロールをして異常がなかったけれど、結果落ちたということかというふうに理解したんですけれども、となると、そのパトロールの方法なり変えないといけないんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりはこの事故後、何か改正されたのか、お伺いします。

【田崎道路維持課長】道路パトロールで、こういう事故が上がってきた箇所につきましては、さらに災害危険箇所ということで抽出をしております。災害危険箇所が、今、県内で約2,000か所あるんですけれども、こちらの方は通常のパトロールとは別に、年に1回から2回、定期点検というのをしております。

事故等が起きる箇所、その恐れが予想される箇所につきましては、別個に定期点検を行っております。その中から対策が必要な箇所につきましては、対策の工事を行うということで対応しております。

【饗庭委員】行った結果、落石が起きたということなので、それ以上にしないといけないのではないかと思うんですけれども、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

【田崎道路維持課長】こういう事故が起きたので、当然そういうところは重点的に定期点検等を行いながら、より詳細な調査を行って、危険箇所があれば対応をしていくこととしております。

【饗庭委員】現在も梅雨中であり、昨日はすごい大雨が降ったかというふうに思いますので、ぜひ強化していただいて、こういうふうなふうに落ちてきたら、もう本当に大きなけがとかに

なるかというふうに思いますので、ぜひ注意していただきたい。

もう一点だけ、これは令和4年4月4日なので、一応損害賠償額というところで決定されておりますけれども、このけがをされた方はもう完治しておられるんですか。後遺症とかがないのかお伺いします。

【田崎道路維持課長】少し後遺症が残っております、慰謝料等が発生しております。

具体的には、腰椎捻挫と頸椎捻挫ということで、腰と首の障害が若干残っているということでございます。

【饗庭委員】では、今後もこの後遺症に関しては損害賠償が発生することもあるということまで理解してよろしいのでしょうか。

【田崎道路維持課長】今回の慰謝料をもって、それ以降はないというふうに考えております。

【饗庭委員】これで一応和解ということで理解したいと思っておりますけれども、やはり事故に遭うと人生が大きく変わるかと思っておりますので、ぜひ危険な場所はなくしていただくようお願いして終わりたいと思います。

【千住委員長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】今の質疑の中でちょっと気になっている部分を一つだけ確認したいんですが、第80号議案と第81号議案の損害賠償、どちらも落石ということですが、問題は落石した箇所が、第80号議案は県有地だったわけですね。第81号議案は民地だったわけですね。幅広く県が管理する道路があって、全てを毎日パトロールしているわけないし、どこまですればできるかという問題があるとは思いますが、私が思ったのは、道路に隣接した民有地の地権者が、その用地を適正に保全する義務があると思うんですよね。

今回の損害賠償においては、もちろん被害者の方が2割過失があるということで8対2になっているわけですが、そもそも、その落石した箇所の所有者の話というのがどうなのって聞いた時に、これを事前に聞いた時に、いや、顧問弁護士にも相談した上で、これで適正なんだという答えをもらったんですけど、ただ、もしそこが、県が危険だと思って、例えば所有者の方々にしっかり何かしらのアクションを起こしているのかどうかということも大きな判断要素になってくると思うんですけども、そのあたりの考え方はどうですか。

【田崎道路維持課長】危険箇所が民地であった場合の考え方になると思いますけれども、今回の場合は民地からの落石は今までなかったという箇所、危険箇所という判断ではなかったんですが、危険箇所と思われる箇所につきましては、委員おっしゃるように事前に所有者の方に、除去等の対策を行っていただくよう要請していきたいと考えております。

【千住委員長】ほかにありませんか。

【山本委員】私も今の深堀委員と同じことをお聞きしようと思っていたんです。結局、その民有地の責任の話だと思うんですね。ですから、ある程度民有地の人にその責任があるんだということ認識してもらった上で、そしてその責任というのは多分出てくるんだろうと思うんですね。

これは道路だけじゃなくて、河川とかでも、隣の土地から枝が落ちてきてとか、木が折れてきてとか、そういったケースがあるんだろうと思います。ですから、やっぱりそういったところについては、あらかじめ注意喚起であったり、場合によっては、それに対応していただければいいですけども、できないということであれ

ば警告であったり、こういうことがあった場合にはこういう責任を問われることがありますよということを含めて、箇所がかなり多いので大変だと思うんですけど、そういうことをしておかないと。さっきの専決のところにも道路法面等からの枝が落ちた云々とかというのもあるんですけども、これもひょっとしたら民有地かもしれない。そういった問題というのは整理しておかないと、何でもかんでも県というふうな形、保険があるかもしれないですけども、ちょっと何でもかんでも県というのはいかがなものかなというふうに思っておりますので、そういったところ、今、深堀委員への答弁と同じだと思いますけれども、ぜひ進めていただきたいなど。

道路パトロール等されているのであれば、なおさら、これがどこの所有なのかということも把握した上でしていただきたいと思います。もう一度だけ答弁をいただけますか。

【田崎道路維持課長】先ほどの繰り返しになりますが、民地等からの落石とか、先ほどの倒木までではないですが、枝が落ちてきたりという瑕疵が今回あっております。危険箇所ということであれば、土地の所有者の方にその状況を伝え、対応のお願いということはしていきたいと思っております。

【中島委員】同じく第80号議案ですけども、今回も転石の事故をして、今、写真を見ると、割と普通のフェンスがしてあるわけです。かさ上げを行ったということですけども、どのような対策工事をされたんでしょうか。

【田崎道路維持課長】対策前のフェンスは80センチほどの高さでございました。そちらを1メートルほどかさ上げをいたしまして、2メートルぐらいの高さになっております。

【中島委員】雲仙市と南島原市も広域農道がございまして、同じようにのりを切って植栽してある箇所が多数あって、同じようにその程度のフェンスが今してあって、イノシシの防止とか、軽い転石があった場合とかにしてあるのかなと思うんですけれども、何か所かは結構落石があったもんですから、もう吹きつけ工事をされていると思うんですけれども、これは令和4年の事故なんですけれども、その後、似たような箇所については、今後、例えばかさ上げをするとか、吹つけをやったりとかしていく必要があるのかなと。

この間の大雨でも、私も通ってみたんですけれども、やっぱり枝が倒れてきたり、小石が転がっていたりとかあったので、できればそういった同じような、似た箇所には応急的にそういう対策をしていただきたいと思うんですけれども、その状況はどうなんでしょうか。

【田崎道路維持課長】こちらの国道444号の箇所につきましては、その後、のり面対策が必要だということで、対策工事を実施しようと考えております。その中で落石対策については対策を行うということになります。

【中島委員】同じような、似たような箇所であれば、今後、私も確認しましたけれど、フェンスがまだまだ低いままなんです。そこに対してもそういう2メートルとかのかさ上げが必要じゃないかと思うんですけれども、その辺の取組はどうお考えでしょうか。

【田崎道路維持課長】同じような状況でありましたら、必要な箇所から対応していきたいと考えております。

【中島委員】先ほどパトロールの話もありましたので、できればその辺をチェックしていただいて、必要な箇所にはそういったかさ上げなり

の対応をしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

【千住委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第77号議案のうち関係部分、第80号議案及び第81号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【高稲監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料につきまして、ご説明いたします。

提出しております内容は、補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和6年2月から令和6年5月までに実施したものでございま

す。

はじめに、資料の2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載しております。

次に、7ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事、建設工事関連の委託、その他の3つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付しております。

次に、656ページをご覧ください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、671ページから684ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【金子建設企画課長】「令和7年度政府施策に関する提案・要望の実施経過」についてご報告いたします。

6月中旬に実施いたしました令和7年度政府施策に関する提案・要望についてですけれども、土木部におきまして、強靱な県土づくり、西九州自動車道の整備促進、地方創生を支える高規格道路等の整備促進など7つの最重点項目について要望を実施いたしました。

要望先は、内閣府、国土交通省、自民・公明両党で、要望者は知事、県議会議長、土木部長でございます。

このうち、強靱な県土づくりの項目に関しては、防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策の予算確保、国土強靱化実施中期計画の早期策定及び緊急自然災害防止対策事業債等の地方財政措置について継続的・安定的な財政措置

が必要であることから、松村内閣府特命担当大臣、こやり国土交通大臣政務官に対し、強く要望を行いました。

松村大臣からは、「国土強靱化実施中期計画の策定に取り組んでおり、皆様からも国土強靱化を推進する上で、さらに必要性について声を上げていただきたい」とのご意見、こやり政務官からは、「実施中期計画をできるだけ早く策定し、今までよりも力強く国土強靱化を推進できるようにしていきたい」とのご意見をいただきました。

また、西九州道の整備促進、地方創生を支える高規格道路等の整備促進に関しては、物流の効率化や交流人口の拡大のため、整備の促進が必要不可欠であることから、道路局の丹羽局長及び岸川次長に対し強く要望を行い、「事業実施中の箇所はしっかり予算を確保して進める。長崎駅前のバスタプロジェクトについても、県と協力して進めていく」とのご意見をいただきました。

このほか、まちづくり事業の推進など、5つの重点項目も含め、国土交通省59名に対し、土木部長、道路建設課長ほか7名により要望を行いました。

以上が土木部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実施に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【千住委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【松本港湾課長】国における総合的な防衛体制の強化に資する取組について、長崎空港と福江空港が特定利用空港に指定されましたので、補足説明させていただきます。

なお、この指定については、今年3月21日に

委員の皆様は資料送付させていただいたところですが、今年4月1日に指定されましたので、改めてご説明させていただきます。

委員会補足説明・議案外資料の1ページをご覧ください。

国におきましては、自衛隊等が訓練に必要な空港、港湾を日頃から円滑に利用できるよう、特定利用空港・港湾を指定し、施設管理者との間で連絡調整体制を構築することとしており、本県では2空港が指定されました。

指定にあたっては、1にお示ししておりますが、平時の空港利用のルールづくりであること、空港の利用に大きな変化がないこと、有事の利用を対象とするものではないこと、両市の意向を確認できたことから、県としても同意することとしております。

資料の4ページをご覧ください。

こちらが福江空港において、国と施設管理者の県との間で取り交わした確認文書になります。

1項目めには、平素において自衛隊機等の訓練などによる空港の円滑な利用に関することが記載されております。

2項目めには、国民保護対応など、緊急性が高い場合に自衛隊、海上保安庁と管理者が円滑な空港利用に努めることが書かれており、括弧書きで武力攻撃事態及び武力予測事態を除くことが記載されております。

3項目めには、関係省庁と施設管理者との間で連絡調整体制を構築するということが記載されております。

1ページ戻りまして、今後についてですが、知事の方からも必要な情報発信をするというお話がありましたが、県のホームページ等でこれまでの経緯や県の考え方などを発信していきたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 質問させていただきます。

58ページのところからずっと出てくるんですけれども、この標準点と加算点とあるんですけれども、この加算点のところでのどのような形で加算をされていくのか、お伺いします。

【北原道路建設課長】 58ページは県道の鹿尾町2工区ということで、一般土木の工事となっております。その分の総合評価になっております。

総合評価の内訳につきましては、60ページに加算点の内訳がついております。左の方から配置予定技術者の能力、企業の施工能力、これらを各配点で割り当てをしております、加算点が満点で10点ということになっております。この10点の分について、各業者から申請書類が提出されており、その申請書類を発注機関で審査を行って配点を決定しております。

【饗庭委員】 細かいところでたくさん点数が出

ておりますけれども、この点数を決めるのはどこで決定をされるのか、出された書類をどこで決定されるのか、お伺いします。

【北原道路建設課長】まず、この工事の場合は、発注機関が振興局でございますので、振興局で受付をした後、振興局内で会議を開いて点数を決めてまいります。

【饗庭委員】わかりました。この後も、この加算点数が出てくる分と出てこない分があるかと思うんですけれども、そこはどんな違いがあるのか、教えてください。

【金子建設企画課長】加算点が出てくるものというのは、総合評価落札方式といいまして、価格と加算点で最終的に落札業者を決定する。それ以外というのは、通常の指名競争入札とか、一般競争入札でもそうなんですけれども、価格だけで決めるというものがあまして、加算点が出てくるのは総合評価落札方式ということになります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】政策等決定過程の資料をずっと見た中で、少し気になった点を、見解をお尋ねしたいと思うんですけれども、サイドブックのページで言えば574ページ、工事件名が5つぐらいあるんです。例えば、この574ページでいけば、県北早岐港自然災害防止工事の環境調査ですが、実際に落札した金額と落札された事業者の方と比べた時に、一番高く入れているところとの金額の差なんですよね。パーセンテージで言えば、ここでいけば28.7%ぐらい差があるわけですよ。それから、580ページの相浦川河川改修工事、これが25.6%。582ページの江迎川河川改修工事の設計業務委託が25.9%。同じように609ページの海域環境調査業務が70.3%。623ページの調査業務委託が27%ぐらい。

結局、見解を聞きたいんですけれども、工事等々の公告をして、どれだけ入札事業者の方々にその工事といいますか、契約の中身を説明するか。ここまで差が出てくることが、果たして、どういうことでこんな入札する事業者の方々に金額の大きな差が生じるのか。別に入札がおかしいと言っているんじゃないんですよね。そこを少し、例えば聞き取りをしているのかとか、あまりにも価格に差が出てきた時に、じゃ、発注する側として、公告のあり方がどうだったのかということを考えなきゃいけないのじゃないか。これは勝手な想像ですけれども、入札した方々が、自分たちがイメージしている工事の概要と違う、誤った理解のもとで設計しているということも考えられなくはないですよね、これだけ大きな差が出るということは。数千万円の工事で二十数%出てくるとか、一番大きいのは70%ぐらい価格の差がある。そのことを発注する側としてどういうふうに検証しているのかというのが、この資料をばあっと見た時に、非常に気になったので見解を。

一つ一つ聞いても大変だと思うので、総括して建設企画課長に答えていただければいいと思うんですけれども。

【金子建設企画課長】まず、発注する上で予定価格というのを設定するんですけれども、この予定価格というのは、国が大体積算基準というのを決めていまして、それに基づいて積算する。単価とか、あとは人件費、人件費も国が決められている公共事業労務費調査で決まった金額を使うし、単価についても物価資料ですか、経済調査会とか物価調査会が物価資料を出しているんですけれども、それに基づいたり県の単価表を使ったりする。その金額というのは、ほぼ全て公表されています。だから、業者側からすると、

県の予定価格というのは推測できるということになります。

そういう中で、やっぱり各企業で技術者の数とか、持っているソフトの種類とか、あとは会社の規模とかもあると思うんですけれども。その時の人のひっ迫状況とか、あとは下請けがつかまるかつかまらないか。下請けがつかまらない時には下請け金額が上がったりするので、そういった様々な要因によって各者で見積もり金額というのは違ってくるんじゃないかというふうに考えています。やはりそういった違う分がこういった入札結果に反映されているものじゃないかなというふうに考えております。

【深堀委員】説明はわかるんですよ。だから、大方事業者の皆さんもわかっている上でこういう結果になっているということ踏まえた時に、ちょっとあまりにも、今言ったのは最高額と落札との価格差を言いましたけれども、その間にいっぱい事業者はあるんですよ。飛び抜けてその1者だけが金額を入れているわけではないんですよ。だから、そういう状況を分析といたらおかしいですけども、入札が終わった後に、結果が出た後にどういうことだったのかというのを少し見てみるということも必要じゃないかと思うんですけれども、そのあたりはどうですか。

【金子建設企画課長】個々にというのは、様々なパターンがあってもなかなか厳しいかなと思っているんですけれども、国が決めている歩掛りなんかを県が使っているという実態がある中で、そういった状況の変化が激しい場合は、国はそういう歩掛りの調査を定期的というか、ある工種が実態に合わなければ、それをピックアップして調べるということを行っていますので、そういった調査の中で、例えば合わないとかとい

うのがあれば、それが是正されていくということになるんじゃないかと考えています。

単価についても、例えば市場の価格の上昇があったら、実例価格というか実勢価格を実際調査しますので、そういう市場の中で価格の上昇があれば、適切にその分は反映されていくと考えていますので、そういった中で適正な予定価格を設定していくというのが、我々発注者の役目じゃないかというふうに考えています。

【深堀委員】最後にしますけれども、それぞれ業務委託とか、さっき紹介したものは業務委託という表現があるんですけど、その中身に関して、やっぱり受け手側、入札する側の思いという部分とのそごが少しあるんじゃないかというふうに私は感じたんですよ。これは推測ですけど。

ぜひ、今この場じゃなくていいんですけども、今言ったような項目に対して、本当に何も問題がなかったのかという振り返りといいますか、していただきたいということは要望して終わりたいと思います。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、次に「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、質問がないようですので、次に議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【田中委員】議案外で数点お聞きしたいと思います。実は一般質問でやろうと思っていたら、急な案件が入って、その項目についてやりませんでした。

一つは、西九州自動車道、これが今、4車線

化をやっていただいているんですが、令和6年度から供用開始となっているので、令和6年度はどこを供用開始してもらえるのか。多分大塔から出島じゃなくて、あそこまでと思うけれどもね、そこら辺が一つ。

それから、大塔インターチェンジ周辺の混雑整備というのが佐世保市から上がってきているんですよ、大塔のインターチェンジ。混雑します、あそこはもう朝夕、本当に混雑する、びっくりするぐらいにね。

それから、ドライブインというか、大型のが佐世保までないので設置してほしいという要望が佐世保市から上がってきている件について、3点、見解だけ聞かせてもらおうと思う。

【北原道路建設課長】まず、最初にございました西九州自動車道の4車線化にかかる令和6年度の開通箇所についてでございますが、委員おっしゃるとおりNEXCOの方から令和6年度から順次開通をするというお話は何っております。ただ、具体的にどこというお話は、まだ何っておりません。令和6年度から順次開通をして、全体として9年度までには4車線化を完了すると何っているところでございます。

続きまして、2つ目にございました大塔インターの混雑状況でございますが、当該箇所につきましては、私も現地の方を確認させていただきました。確かに混雑をしているというのは認識しているところでございますが、まだ具体的な対策の検討等までは踏み込んでおりませんので、その件については、まず地元の佐世保市とよく話をし、ここにおける交通課題等をよく整理してまいりたいと思っております。

3つ目にございました休憩施設についてですが、西九州自動車道に、今、休憩施設がございませんので、その設置について佐世保市から要

望が上がっております。県としても西九州自動車道に休憩施設がないことは認識しておりますので、その設置については佐世保市と話をしながら、再度、NEXCOの方に要望を行ってまいりたいと思っております。

【田中委員】令和6年度というと今年度だからね、私はもう発表してもいいと思うんだけどね。令和6年度は来年の3月までしかないわけだから。それを秘密にしているような、秘密じゃないんだろうけど、現地事務所に行って聞きますので。

それから、この中で武雄南～波佐見有田間は一応事業化ということになったけれども、どのくらいのスパンで事業化をするのかなと、年度ね。というのは、それに続く大塔までの間はまだ残っているわけですよ。これがあるので、今事業化したというところが何年ぐらいでできるのか、聞かせてください。

【北原道路建設課長】今、委員からご指摘がありました武雄南インターから波佐見有田インター間の4車線化については、今年度事業化されました。完成年度については、まだはっきりと公表もされておられませんし、私どももまだ聞いていないところでございます。今後、協議をしていく中で、その辺がわかりましたら、発表等してまいりたいと思っております。

【田中委員】わかりました。この4車線化は、国の補助事業じゃないので県の負担もないのであんまり言えないけれども、やっぱり西九州自動車道そのものは県も負担しているわけだから、ちゃんと。負担分ぐらい物を言ってほしいと要望しておきたいと思います。

次に、針尾バイパス、令和5年の補正で10億円を超えたので、久しぶりというか、10億円を超えたのは初めてかな。けれども、まだ73億円

ぐらいの規模の工事が残っているね。あと8年かかる。IRができるまでにはちゃんとしてほしいと言っていたけれども、IRがなくなったので、トーンダウンはしてないと思うけれども、針尾バイパスもちゃんと国に要望してほしいと、これは要望で結構です。

それから、地元のことで3点ほどお聞きしたいんですが、国道202号、今、鳥越工区というのが残っているんだけど、これを早くやってもらわないと。私の記憶では、令和5年には完了していたはずなのよ。ところが、まだ半分いってない。佐世保市からの要望の中には97%完了とか書いてあるのでびっくりしたけれどもね。数字と現実、現場の関係はそんなもんじゃないですよ。まだ私の感覚では半分いってない。東明中学校の入り口のところまで、正確にはまだ舗装もしてないぐらいだからね。

だから、これは地元の説明会等々もやって、協力をしてもらっているわけよ、いろいろと。やっぱり約束は守ってもらわないとね。5年で完了という約束が、7年といつの間にか延長している。7年でできるかといったら、とてもじゃないですよという空気感があるね、とてもじゃないですよと。そうすると、いつ完了するのかね。

ようやく浦頭に客船が入ってきて動き始めたというのに、いつの間にかこれはIRの関連工事になってしまったのが、私は本当に不可解で疑問を持ったんだけどね。これは、何しろお願いしますよ。地元と約束したことは、やっぱり守ってもらわないと困る。

時間の関係で、続いて、田子の浦交差点というのが、202号の終点というか、田子の浦交差点。ここで25年ほど前だけれども、説明会をやって、ちゃんと交差点を改良しますからと

言って、私も三十数件の協力を、家屋の移転までしてもらってやったんですよ。ところが、4差路のうちの1差路が残っている。だから、右折ができないよ。直進がどんどん来ていると、1回の信号で1台も動けない。これも15年ぐらい懸案事項になっていて、実際は佐世保市が約束を守らなかったからであるんだけど、やっぱり説明をしているわけだから、交差点改良をちゃんとやりますということだね、用地も交渉して。

私の事務所の方に向かうこれは市道なので、佐世保市が約束を守ってないんだけど、県が説明して進めた事業なので、交差点だけは完了してほしいという話なんですよ。

この2点は、地元の説明をして進めてきた事業で、いろいろと約束している事業があったんですよ。だから、地元との約束は守ってほしいと。もう15年たってもそのまま。今、佐世保市と県でいろいろやっている。佐世保市が悪いんです。それはわかっている。しかし、交差点改良ということで地元説明会をやったわけだから、若干その分は、無理だけれども、県の方に頑張ってもらいたいということなので理解していただきたいと思う。

最後に、早岐川の話をちょっとさせていただこうと思うけれども、これは事業化までに、かれこれ15年、20年かかりました。そして、平成26年に一応事業化ということになっているけれども、どうなんですかね、いつ完了するかわからないような事業なんでね。私は、10年で1期工事ができるのかなと、2期工事まで合わせて20年かなと思っていたら、1期工事だけでもう20年になってしまっているね、計画は。

それで、90億円の事業費も、10年ごとぐらいには事業費自体も見直してほしいと思う。そう

しないと90億円でスタートして、もう半分以上進んでいると予算的にはなるけれども、実態はまだ1割もいっていませんね。一番下流の橋げたをただけだからね。

だから、この事業の透明性というか、何年から何年ぐらいまでかかるんですよ、それを一生懸命頑張りますからと、事業費もこのくらいかかるんですよと、それそのものが変更していく。現実、もうせざるを得ないでしょうね。事業費だってどんどん大きくなっていくから。だから、10年ごとぐらい見直して、やっぱり現実的な話を地元にしていかないと、これがいつ事業し、1,850メートルでしたかね。今やっているのは350メートルぐらいの1期工事的な発想でやっているんだけどね。

要は、こういうことです。地元との交渉でいろいろありましたけれども、約束ごともあるんですよ、地元とのね。それが、10年、20年スパンで遅れていくと、これは地元との約束も何もない、それはね。ある程度現実的な対応をしてほしいと。

結論を言いますと、部長、予算をつけるべしですよ。やっぱり20年、40年計画みたいなものでは困る。これはまちづくりなんですよ、川づくりだけれども。幸い、この前、特別委員会まで視察してもらったというのでありがたい話で、早岐川を視察してもらおうなんて私も考えてなかったけど、県議会のですよ。

だから、長崎県の事業がいろいろとあるけれども、長いものが多すぎる。40年、50年スパンでやる仕事がね、こうやってどんどん出てくる。それは、やっぱり異常ですよ、異常。だから、必要なところには20年ぐらいで切るような終点をつけてもわらんと、30年、40年も同じ仕事でやっているというのは、私も違和感を感じる。

一番感じるのは、生きてない、そんな先までね。せっかく頑張った事業なのに。だから、予算を付けてほしいと。これは要望で終わります。

委員長、終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【本多委員】2点ほどお尋ねしたいと思います。資料でいうと、土木委員会部長説明資料の6ページに、住宅耐震緊急無料相談会を実施されたということなんですけれども、1月と4月に8市町と、4月は10市町で延べ124件のご相談を受けております。この相談を受けられた中で、危険ですと、例えば住んでいる家があんまりいい状況じゃありません。それでこの補助制度のご案内をなされて、実際に耐震化までなされたところというのは何件ぐらいあるのでしょうか。

【森住宅課長】委員ご質問の耐震の緊急相談会ですけれども、実際は今おっしゃったとおり2回、1月と5月にやりまして、120件ぐらい相談がありました。その中の相談は、今おっしゃったとおり、家の安全性に不安があるとかという話はあったんですけれども、ちょうど1月は年度末で、その時は補助をするというのはなくて、次年度というか、令和6年度に補助申請を出したいという方はいらっしゃいました。5月に入って、予算が始まったばかりのことなので、その窓口で申請をしたいという人もいらっしゃいましたけれども、その相談をした人、もしくは相談しなかった人も含めて、そのうちの何組が実際の相談に結びついたかというのは、まだ把握していませんので、そこは調べたいと思います。

【本多委員】多分、その124件の方は心配で来られていると思います。もちろん状況に応じた、ぴったりと合うような補助があれば一番いいんですけれども、心配して来られているので、で

きれば何かしらの補強につながるようなものになればいいなと思いますので、引き続きよろしくお願いいいたします。

あともう一点、非常に初歩的なことで恥ずかしいんですが、土木委員会横長資料の9ページ、公共用地取得状況を載せていただいております。対馬市と長崎市でそれぞれ土地を取得されたということなんですが、この道路等の用地取得に当たっての手順、具体的には金額決定して取得する、こういった手順でなされているのかを教えてください。

【木下用地課長】用地の取得の関係でございますけれども、まず、事業を決定しまして、事業に必要となる土地の取得をやっていくという形になります。

この表に上がっている分につきましては、用地の契約が決まったと、用地取得の契約が相手方と契約が締結できたという段階でこの表に上がっているというところでございます。

【本多委員】決まったからこの表に上がっているかと思うんですけれども、例えばこの対馬の土地に関しては、ぱぱっと簡単に計算すると、坪大体6,100円ぐらいですかね。その下の長崎市の土地に関しては、これも計算すると坪132万6,000円ぐらいということなんですけれども、その価格の決定の仕方ですとか、そういったところを教えてくださいなと思います。

【木下用地課長】土地の価格につきましては、長崎市の場合は馬町で、中心街というところでございますので、地価の公示地とかその辺の関係、そういうところを調査いたしまして、実際の対象となる土地につきまして評価を行っております。評価につきましては、土地評価要領というのがございますので、そのような形で評価をしております。必要に応じて不動産鑑定評

価をとったり、そういうこともあります。宅地の場合とか山林の場合、畑の場合等もございまずので、必然的に単価差が出てくるというふうに理解しております。

【本多委員】すみません、あと1点だけ。

そうやって金額を決められて、その金額で交渉をなされるかと思えます。そして、相手方があることなので、例えば、これは多分ないんだらうなと思うんですけれども、相手方がその金額だったらちょっと売れないなとか、そういった場合とかはそれ以上の交渉はどのようになっていくのでしょうか。

【木下用地課長】単価にご不満があるという際の対応方法でございますけれども、やはり私たちとしては、その価格でどうしてもお願いしたいということで粘り強く交渉させていただいて、説得をさせていただくという流れになっていくと思えますし、価格については一度決めますと変更するということは基本的にはございませんので、やはり粘り強くご説明して説得していくということになるかと思えます。

【本多委員】もう一つだけ、ごめんなさい。

評価しました。評価したのが、例えば令和5年でした。それから、なかなか交渉が長引きました。令和10年になりました。そしたら5年の時の評価と10年の時の評価額は多分変わっていると思えます。高くなるか安くなるか、変わっていると思うんですけれども、それでも金額の変更はないというような形でよろしいんですか。

【木下用地課長】取得単価につきましては、毎年度4月1日で見直しを行っております。これは会計検査院とか、そういうところからも指摘がございまして、取得する年度の価格で購入をするということになっておりますので、その見直

しは行います。今現在、価格が若干上昇していますので、場合によっては高くなる時もありますし、下落するところもあると思いますけれども、そのルールは現在もやっているところがございます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】幾つか質問します。

まず、契約の事務に関してですが、先般、前回の委員会でも公共事業費の物価の高騰による値上がり分がどれくらいあるのかという疑問をしたことがあります。その時は3割くらいはもう上がっているんじゃないかという答弁もいただいているんですけども、そこでお尋ねするんですが、契約の中で、ある一定の3万円という線引きがあって、3万円以下の場合の契約のやり方とそれを超えた分のやり方が、若干見積もりを取る必要がない、見積もり合わせをしなければいけないという線引きがあるわけですけども、昨今の物価の高騰によって、3万円を超える契約というのが、大体10万円くらいまでのそういう契約がかなり増加しているんじゃないかという認識を私は持っているんですけども、そのあたりの状況を教えてください。

【金子建設企画課長】3万円を超えるか超えないかというものについては、土木部では主に小規模な修繕工事が対象になると考えています。年度ごとに案件が異なるので、件数の比較はちょっとできないんですけども、確かに資材や人件費が上昇しております。3万円を超える2者見積もりが必要な案件は、従来より増加しているんじゃないかと考えております。

【深堀委員】正確な数字はわからないということで、それは仕方ないと思います。ただ、実感としては増えているだろうという推測をされているということですね。

もう一つ質問しますが、その3万円を超えるか、超えないかによって事務処理がかなり変わってくると思うんですよ。そのあたりは当然事務手続きをする行政側もそうだし、仕事を出す事業者側の皆さんにも負担がかかる可能性があると思うんですけども、そのあたりの負担の違いというのを少し説明していただけますか。

【金子建設企画課長】まず、かかる期間についてなんですけれども、3万円を超えると2者以上を対象とした見積もり合わせの手続きが必要になってきます。その分、3万円以下に比べて約2日ほど期間が長くなります。

次に、手間なんですけれども、3万円を超えた場合、結果的に受注できなかった業者においても現場確認でありますとか、見積書作成の作業が発生いたしますので、その分業者側の手間が増えるということになります。

また、発注者側においても、3万円を超えた場合、対応できる業者を複数探さなければいけないと、そういう手間が発生しますので、その分手間がかかるということになります。

【深堀委員】よくわかりました。昨今、結局建設物価もかなり上がってきているわけで、そこから考えた時に従来の3万円という線引きがどうなのかという議論は、もちろんそれは土木部の話ではないと思います、会計規則の話なので。そういった問題をしっかり踏まえて考えていかなければいけないなと感じたところで質問しました。

次に、住宅課にお尋ねしたいんですけども、昨今、国交省が公営住宅の改善に向けた補助制度を今年度創設したという報道を見て、子育て世帯が優先して入居できる仕組みということで国交省の事業なんですけど、改修費用の半額を

国交省が負担をすると。10年間で全国で30万戸ほどそれをつくるという報道があったわけですが、本県において、その補助事業等々について活用する予定なのかどうなのか、そのあたりをお聞かせください。

【森住宅課長】 委員のご質問にお答えします。

今年度、令和6年度から既存の公営住宅については、今おっしゃった子育て向けの改修の補助が追加されております。

具体的には、子どもさんの安全性を確保するための窓やバルコニーへの転落防止工事を行ったり、子どもさんを見守りしやすいような間取りの変更、例えば対面キッチンなどへの改造とかというのが対象となる事業になっています。

一方で、私ども県の方ですが、窓からの落下とか、そういう工事は既に対応をかなり行っておりまして、実際に今まで県営住宅で子どもさんが窓とかバルコニーから落下したという事例もございません。

もう一つ、見守りしやすいというのは、改造するところも多々ありますので、なかなか難しいんですけども、バリアフリー化という一定の指標を持っていますので、そちらの方は半数以上、五十数%はもう済ませておりますので、結論といたしましては、今のところ、この補助をすぐに使って改造するというのを予定しているところはございません。

一方で、子育て向けの住宅の募集というのは、優遇というのは一定させていただいておりますので、この改造をしなくても、今既に子育て向けの優遇措置はとっているという状況でございます。

【深堀委員】国交省がつくってくれた制度ですけども、本県ではもう既にそういったところの整備状況が進んでいるので、この補助金等々

については活用するまでもないということですね。しっかり検証させてください。わかりました。

次に、復興まちづくりのための事前準備ガイドラインというものがありますけれども、この進捗状況について少し確認をしたいんです。

ある報道で見れば、この復興まちづくりのための事前準備ガイドラインの整備が、本県が九州では最下位、全国43位という報道もあっています。このあたりの実態についてお尋ねいたします。

【田坂都市政策課長】復興まちづくりのための事前準備、そのガイドラインについてのご質問でございます。

まず、このガイドラインでございますが、平成30年7月に国土交通省により、市町村が復興事前準備に取り組むため、復興事前準備の必要性と取組内容を明らかにし、また、地域防災計画と市町村の都市計画に関する基本的な方針、これは「市町村マスタープラン」と言われているものですが、そこへの位置づけ方法や復興まちづくりのための事前準備に関する計画策定等の留意点をガイドラインとして策定をされたものです。

利用の対象といたしましては、復興まちづくりの主体となる市町村を想定しており、そして、対象とする範囲につきましては主に市街地、災害の種類につきましては、地震と津波ということでございます。

その復興事前準備の中身、どういうことに取り組んでいくのかということも示されておりまして、大きくは復興体制の事前検討であるとか、復興手順であるとか、復興訓練の実施、それから基礎データの事前整理や分析、そして、復興における目標等の事前検討などが示されており

ます。

委員おっしゃいましたある報道によりますと、長崎県ではこの取組については43位という下位に位置しているというところでございますが、これはガイドラインが想定する災害の種類が地震と津波と定義されていることから、長崎県は地震や津波による大規模な災害がこれまで少なかったことから、各自治体の地震や津波に対する意識が他県に比べて低いことが要因の一つではないかという分析はしております。

具体的な各市町の取組状況につきましては、県内の21市町に県を合わせた22自治体で結果が出ているんですけども、その中では先ほど言いました5項目のうち一つでも取り組んでいるところが、県と合わせまして全部で8自治体ですので、22分の8ということで、長崎県の取組状況という現在の状況で、報道の方で順位を付けられて、全国的に下位にいるというところでございます。

【深堀委員】わかりました。分析としては、その対象となる災害が地震、津波ということで、本県で想定される災害としては、他の地方に比べると少ないと想定されて、各自治体のガイドラインをつくるインセンティブになかなかつなげてないよだというような答弁だったわけですが、それは一定理解はします。ただ、やはり災害はいつどこで、どういう災害が起こるかわからないという状況の中で、5つの項目ですよ、体制、手順、訓練、基礎データの把握・分析、目標と実施方針の策定、こういったところはやはりするべきですよ。だから、それはあまり理由にならないと思いますね。ですから、21市町、そして県、一丸となって、これを早期に実現しようよという動きを、私は県が旗振り役でしなければいけないと思うんですけども、

その点いかがですか。

【田坂都市政策課長】これまで、県の取組といたしましては、令和4年度より都市防災総合推進事業、防災安全交付金の事業メニューに、この事前復興まちづくり計画策定に関する国の財政的支援として、この計画策定費が補助対象、3分の1ですけれども、となったことから、その前年度の3年度から、毎年、県内の全市町に対し計画策定費の要望の有無の照会を行いまして、要望がなかったことから、その旨国に報告をしてきたというところでございます。

今回、先ほどの順位もですけども、この令和5年7月末時点の各県の復興事前準備の取組状況も見まして、やはり長崎県としてももう少し力を入れるべきと認識いたしましたので、今後、各市町への取組の働きかけを行っていこうと思っております。

具体的には、毎年開催しております県内市町を対象とした都市計画担当者会議や、そのほかの説明会などで東日本大震災や熊本地震などの各災害の復興事例の共有、そして、復興まちづくりに関する制度などの情報提供、そして、取組促進に向けた働きかけを積極的に行っていくとともに、県におきましても、防災担当部局などの関係部局とも連携しながら、具体的な取組を検討していきたいと考えております。

災害への備えというのは、もちろん重要でございます。これまでも、ほかに水害対策などの取組は県としてしっかり行ってきたところではございますが、今後は地震や津波に対する災害についても、このガイドラインに沿って事前の準備を検討してまいりたいと思っております。

【深堀委員】ありがとうございました。決意はしっかり聞けましたので、ぜひ取組を加速化させていただければと思います。

次に移ります。先般、ある報道で、国交省の九州地方整備局がインフラ分野へのメタバース、仮想空間の活用に入れているという報道を目にしました。実際にいろいろと整備を行う、例えば博多バイパスを再現したメタバースとかで、地域の方々にご説明をしたりとか、いろんなところで活用しているということで、本県についてはそういったいろんな事業を土木部としてやられているわけですが、そういったメタバースを活用した事例とかはないのか、お尋ねしたいと思います。

【小川河川課長】河川課所管の3次元における仮想空間技術、メタバースなどを活用した事例というのをお話させていただきますと、まず、浦上ダムの再開発で、ダム下流の住民や県民に理解を深めてもらうため、バーチャルリアリティーを用いた浸水体験モデルを作成しております。それを防災のイベントや防災教育に活用しているところです。

また、浦上ダムの再開発の工事の説明会などにおいて、3Dを活用して工事の内容や、施工ステップなどを説明したところ、非常に説明会の参加者の皆さんから、わかりやすかったというふうなご意見をいただいております。

メタバースの活用につきましては、非常に河川改修などの事業効果、防災意識の向上につながっていると思っておりますので、製作にコスト面でのどのくらいかかるかわかりませんが、今後も、そういったものを活用していけたらというふうに考えているところです。

【深堀委員】河川課の方ではそういった実績があるということでした。

新聞報道で見ると、そこまで費用的なものが極端にかかるわけではないというような記事にはなっているんですよ。今おっしゃったように、

今、河川の話がされましたけれども、例えば砂防だって、いろんな砂防ダムを造ったり、道路改修であったり、いろいろあると思うんですね、土木部の中でも。周辺の地域の皆さんに説明会をしたりする時に、そういったものを示してわかりやすく、この工事をしたらこういうふうになるんですよとか、河川の水量だって、災害時ここまで雨が降った時こうなるとか、そういったことをちゃんと示すことができるわけで、もっともっと土木部全体として活用すべきじゃないのかということをご提案しているんですが、どなたかまとめてお願いします。

【金子建設企画課長】先ほどの浦上ダムのほかにも、試行的に一部の道路事業において、新たに建設する道路の計画を3D化したものを作成いたしまして、地元説明会等で活用しております。

地元住民からは、道路がどのようにできるかわかりやすいなどのご意見をいただいております。非常に好評であったというふうに聞いております。

土木の分野においても、事業計画の3D化など、メタバース（仮想空間）の活用は、事業の内容やその効果を県民に深く理解してもらうための有効な手段の一つであると考えておりますので、引き続き、本格活用に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【深堀委員】ぜひ、積極的な活用をお願いしたいと思います。

もう一点、盛土の現状把握について確認をしたいと思います。特に、今のこの梅雨時期、土砂災害等々が懸念されるわけですが、2020年3月に国交省は、3,000平米以上に土を埋めた大規模盛土造成地が全国で約5万1,000か所に上るというふうに公表をされています。地

盤調査など安全性の把握に着手できた自治体が23年3月末で16.7%ということでした。本県はどういう状況なのかということ、まずお尋ねします。

【小島建築課長】大規模盛土造成地の調査の状況についてのお尋ねでございます。

大規模盛土造成地につきましては、平成26年度から30年度にかけて、第1次スクリーニングを実施し、盛土の抽出を行いました。

県内で790か所、その内訳として、県が調査した178か所、中核市として長崎市が調査した323か所、佐世保市が調査をした289か所であり、これらは既に今年で公表が行われております。

第2次スクリーニングとして、県では、令和3年度から4年度にかけて、1次スクリーニングで抽出した箇所の優先度評価を行いました。その時の現地踏査では、災害発生のおそれが切迫していると判断される大規模盛土造成地はありませんでした。

県が調査した優先度評価は、大規模盛土造成地がなかった2市町を除く17市町に対して提供を行い、令和4年度から5年度にかけて15市町において第2次スクリーニング計画が策定され、残り2市は現在計画の策定中となっております。

また、長崎市、佐世保市においても第2次スクリーニング計画が策定されております。

今後、市町において、地盤調査や安定計算を行う第2次スクリーニング調査が行われる予定となっております。

また、現状では、各市町において大規模盛土造成地の定期点検などの経過観察が行われております。

【深堀委員】わかりました。既存の大規模盛土の現状把握については、着々とその把握について進行している。県、そして長崎市、佐世保市、

それぞれでの取組が進んでいるということで理解をしました。

これは今ある大規模盛土、法の中では当然この造成に許可が必要な規制区域を指定することもあります。これが本年4月の時点で、まだまだ指定が進んでいないということでありました。

先般、6月26日、佐世保市が市内全域を規制区域に指定する方針を明らかにしたという報道を目にしました。長崎県下における規制の指定についての取組状況を確認させてください。

【真鳥盛土対策室長】長崎県における盛土規制法の指定の作業状況についてでございますけれども、まず、盛土規制法の規制区域は、市街地や集落の区域を指定する宅地造成等工事規制区域というのと、市街地や集落から離れてはいるものの、人家や道路、農地など、人が居住し、または活動を日常的に行う可能性のある区域、これが特定盛土等規制区域、この2つの区域でございます。

この2つの規制区域は、法に基づく基礎調査の結果を踏まえて指定するということになっておりまして、現在、県においては基礎調査、具体的に申しますと、建物が立ち並んでいる状況であったり、地形の状況であったり、この調査をやっております。

長崎市と佐世保市は、それぞれ中核市でございます。規制権限がございますので、両市はそれぞれの市がやっています。長崎市と佐世保市以外の長崎県全域の調査を、現在、基礎調査、県の方でやっているところでございます。

【深堀委員】想定として、佐世保市は全区域を規制区域に指定する方針を固めたということだったんですね。今からの話なんですけれども、県はいつ頃までにそういった規制区域と特定区

域と、これは全ての佐世保、長崎以外の県下全てを指定といいますか、格付けするわけですね、どういう地域かということに。その終期、調査を完了する時期はいつ頃になりますか。

【真鳥盛土対策室長】まず、規制区域の指定の時期についてでございますけれども、この盛土規制法というのは、宅地造成等規制法という法律を改正してできた法律でございます、この宅地造成等規制法に基づく規制区域というのがもともとございました。これは長崎市と佐世保市の一部の区域に指定されておりますけれども、この区域は盛土規制法が施行されたら、施行された後の2年間しか有効ではないと。盛土規制法は令和5年5月に施行されましたので、令和7年5月にこの区域は失効するという形になっております。ですので、佐世保市も5月というのをそこでお示しされているのかなと思っておりますが、県の方も令和7年5月を一つの目標として作業を行っております。

それから、エリアの指定の範囲でございますけれども、国の方が盛土等に伴う災害から人命を守るためにリスクのあるエリアはできるだけ広く規制区域を指定しなさいというふうの方針を示しております。

それから、仮に規制がない区域を設けた場合には、そこに盛土が集まるといいますか、規制がないというところで盛土が集まってきて危ない盛土がそこに出てくる可能性が高まるということもございますので、県としましては、県民の皆様の安全・安心な暮らしを確保する観点からは、全域を指定した方が望ましいというふうには考えております。

ただ、区域の設定に当たりましては、地元の市町の意見も聞く必要があるかなと思っておりますので、最終的な判断は市町の意見を踏まえ

て判断したいと考えているところでございます。

【千住委員長】土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時28分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部の審査を行います。

【饗庭委員】皆様、お疲れさまです。

部長説明の中から2～3点質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、特定利用空港について、先ほどもご説明がありましたけれども、県知事がやはり県民に説明する責任があるかというふうに思っております。

そういう中で、ホームページだけでは伝わりにくいのではないかなと思うんですけれども、定例会見とか、いろんな会見、イベントの時にテレビにたくさん出ておられるので、そういう感じで説明をしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

【松本港湾課長】知事答弁で「必要な情報を発信する」というお答えをしているところでありますが、今、私どもの考えではホームページで考え方を発信していきたいと思っております。

ただ、こうなると、どうしても受動的といえますか、県民の皆様がそれを見なくてはいけないので、そうすると積極的な情報発信にならないかなという思いもしているところです。

そういうところで、例えば県の広報誌「つたえる県ながさき」とかありますけど、その中に

指定についてということと、ホームページを立ち上げましたよということをご確認くださいとか、そういう発信をしていったらどうかということをご考えているところです。

【饗庭委員】先ほど、私は、定例会見とか会見する機会が多いかと思うんですね。そのところで説明した方がいいのではないかと。

五島市議会でも、やはり説明が足りないということを出ていたかというふうに思いますので、紙ベースでももちろん書いていただくのは書いていただいていたと思うんですけども、やはりメディアが一番かと思しますので、再度お伺いします。

【松本港湾課長】今回、4月に指定された中で、定例会見は月に1回なされていますので、その中でご質問があればお答えするということは考えていたところではあります。

これまで質問がなく、考えておりませんでした、改めて検討させてもらえればと思います。

【饗庭委員】ぜひ考えていただいて、会見で出していただければと思います。

その中で、この特定利用空港は、本当に何のためなんだろうかというふうに聞かれることもあります。なぜかという、最初は防衛力強化へ、有事の時もみたいな話だったかと思うんですが、だんだん有事では使用しない、武力攻撃の時はない、となりますと、災害時用がほとんどかと思えます。となると、これまでやってきた災害発生の時の段取りと、今回これを使うことによって、段取りがどのように違うのか、お伺いします。

【松本港湾課長】まず、段取りから言いますと、まず、大きな災害が発生した場合には、県で災害対策本部が立ち上がって、その中で必要であれば知事が、例えば自衛隊等に災害支援を要請

するという形になると思います。

その中で、例えば空港であれば土木部、地方の空港事務所、それと危機管理、あとは自衛隊と連絡体制を取って迅速な支援を行うという形になると思います。

今回、枠組みができたことで、新たに連絡するチャンネルができた。多くのチャンネルができましたので、それを活用して自衛隊等との連絡体制が強化されるということで、円滑な発着の利用ができるというふうに考えているのが一つ。

それと、国に確認したところ、聞いたところによりますと、空港というのは地形であるとか、気象状況とか、気流とか、いろんなくせがあるということで、飛行機が飛ぶにしてもその空港の特性をつかんでおかななくてはいけないというふうに聞いております。そのためには、事前に訓練を行って空港の特性をつかむというような状況になると思います。

今までは、1か月前であるとか、1週間前に各空港の管理事務所に、今度使いたいというお話がきているところだったんですけども、今後はその枠組みができましたので、例えば年度初めに、今年はこの訓練をやりたいとか、そういうふうに計画的な訓練ができるようになると思っていますので、そういったところで平時の円滑な利用、そういうことにつながるというふうに考えているところです。

【饗庭委員】多くのチャンネルを使って円滑に行うということですけども、それが現時点でしているのとどんなふうに違って円滑になるのかということと、計画的にとおっしゃったので、今考えている年間計画で、月何回ぐらいか考えていることがあれば教えてください。

【松本港湾課長】この枠組みは4月1日に指定

になったということで、実はこの関係省庁と県、空港管理者との間の意見交換というか、まず、担当レベルの打ち合わせを先月やったばかりになっております。

この後は、課長レベルの意見交換会を持ちたいということをおっしゃっていますので、その中でどういうふうに進めていくかというのは決まるところでは思っているところです。

逆に言えば、今回、関係省庁の集まりの顔が見えましたので、そこで連絡先であるとか、体制が整ったということはおっしゃっています。

【饗庭委員】 今後、計画を立てた場合は、これも県民の皆さんにお知らせしていくことが必要になるかと思うんですね。近隣の方はもちろんでしょうけれども、利用される方にも不安があるような話も聞いておりますので、そういうところは今後、積極的に開示していくということで理解してよろしいでしょうか。

【松本港湾課長】 各空港では、通常の訓練というのか、それは今までも行われていたと聞いております。

その中では、例えば規模であるとか、これまでと違った訓練をする場合には、これまでも市町村や県に対して連絡していたというふうになっておりますので、今回、それが事前にわかって周知できるというふうには思っております。

【饗庭委員】 周知を徹底していただき、県民の皆さんの意見もあつたら聞いていただければと思います。

次に、石木ダムについてお伺いします。一般質問でも出ていたかと思いますが、今回、再評価をするということですが、この委員会の視察でも石木ダムを視察させていただきました。2025年にできるとは到底、多分誰も思えな

いような状況かというふうに思います。

そういう中で、13世帯の住民の皆さんとの話し合いというところでは、私は2019年に県議会議員になったんですけれども、その時も質問させていただいて、やはり歩み寄らないと全然進まないんじゃないかというふうに思っております。でも、現段階もその段階から全く一步も進んでないように感じるんですけれども、これからどのようにしていこうと思っているのか。いつもご理解いただきとは言えけれども、全然進んでないので、そのあたりを教えてください。

【小川河川課長】 石木ダムにつきましては、現在、ダム本体の掘削工事と併せて付替え県道、町道の工事を進めているところであり、今後も工事工程に沿って進めていこうというふうに考えているところでございます。

13世帯の皆様のご理解、ご協力を得た上で、事業を円滑に進めていくということは最善であるというふうに考えております。引き続き、話し合いの実現に向けた努力を続けてまいりたいというふうに考えているところです。

なかなか以前と変わらないじゃないか、それをどうというふうにして打開していくのかというご質問ですが、昨年、12月に知事が訪問した際は、残念ながらお会いすることができませんでした。しかし、事務所の職員が訪問し続けている中では、一定の意思疎通ができております。その中で事態を進展させる方法を見出して、何とか解決の糸口につなげたいというふうに考えております。

それと、現在、水源地整備計画の策定を進めているところであります。素案につきましては、令和6年度のできるだけ早い時期に公表し、川棚町民の皆様にご理解をいただき、地域振興策に対する具体的なイメージをお持ちいただくことで、石木ダム事業

への理解促進につなげたいというふうに考えているところです。

【饗庭委員】全然進んでないのかと思うんですね。昨年12月に知事が訪問されたのは報道されましたけれども、パフォーマンスじゃないかみたいなどころまで言われていたかと思います。その段階で地元の職員さんと話が進んでいるということでございましたので、今のお話ではですね、どんなふうに進んでいるのか、お伺いします。

【小川河川課長】先ほど、意思疎通ができていくという話をいたしましたけれども、これからも信頼関係を築いていくことが大事だと思っております。それに努めていきたいと思っております。そういう職員と地権者さんとの内容については、個人情報等含まれるので差し控えさせていただきたいと考えております。

【饗庭委員】個人情報って、県として話し合いをしたのが個人情報になるということですか。その辺、県として職員さんが地元の方とお話をして、意思疎通ができて進んでいるということなんですよ。それが開示できないとなると、どんなふうに理解したらいいんですか。個人的に話をしたわけじゃないですよ。県の職員が県の事業を進めるために話し合いをしたということですよ。そのあたりを再度お伺いします。

【小川河川課長】話し合いをしたということでは、特にはなくて、各地権者さんの方々と、職員が出向いてそういった話し合いに応じただきたいということやずっとお願いしているところです。そこで全くコミュニケーションがとれてないわけではございませんので、そこらを糸口に、何とかまた話し合いに応じただけよう、粘り強く接していきたいというふうに

考えているところです。

【饗庭委員】何年間も話し合いに応じられていないのに、何も施策をしないまま話し合いをしても進まないのではないのかと思うんですけれども、最後に土木部長の考えをお伺いします。

【中尾土木部長】進んでいないように見えるかもしれませんが、少なくとも、水源地整備計画の素案をつくって、様々なダム整備に対するご理解、これを少しでも進むように進めていこうとしております。

なかなか長い時間の中で、確におっしゃるとおり進んでいないように見えるかもしれませんが、できることをして、少しでも前に進むように努力していきたいと思っております。

【饗庭委員】部長にもう一点だけ。

今日、長崎新聞の論説に出ていたかと思うんですけれども、「行政代執行か事業断念か」という見出しで書かれております。これに対して、県としてはどのように捉え、どのように考えているか、お伺いします。

【中尾土木部長】少し繰り返しになる面はありますが、工事工程に沿って工事は進めていきたいと考えております。ただ、その中で、反対されておられる皆様のご理解を得ていくことが当然重要だと思っておりますので、同時に、そうした取組方針で進めていきたいと思っております。

【饗庭委員】なかなかお答えにはなっていないような気もしますけれども、行政代執行は行っていただきたくないというふうに思っております。それでも進めるには、もうちょっとだけ県が歩み寄る、歩み寄れる分がどこか明確にはわかりませんが、そういうところもしながら進めていただければと。職員の皆さんは本当に頑張っておられるというふうに思っております。

ます。

では、次にいきたいと思います。

「長崎県行政運営プラン2025」の中の文章で、令和7年度末までに時津第10工区土地造成事業用地の完売を目指し、これからしていきますというふうに書いてあります。ここは地元でもありますので、具体的な進め方を教えてください。【木下用地課長】部長説明の中で、完売を目指しということを書いてあると思いますけれども、まず、土地開発公社に聞き取りを行いますと、今回、販売する住宅用地でございますが、名称は「時津シーサイドひなみ」という土地でございます。ここににつきましては、既にインフラ整備の造成工事などを終えております。

現在、宅地や道路など、用途に合わせた登記の地目の変更をやっておりまして、さらには販売価格の基礎となる不動産鑑定、これを今実施しているところでございます。

今後、区画道路がありまして、その町道認定というのが必要になりますものですから、これを行った上で販売を開始したいというふうに考えておりまして、この販売を令和7年度までに終わらせまして、令和8年度解散という流れを考えております。

【饗庭委員】令和7年度末で完売するということかと思いますが、販売の公表する予定がわかれば教えてください。

【木下用地課長】今、言いましたように町道認定等の手続きというのを今後進めていくことになるとは思いますけれども、年内を目標にということでございますが、順調にいけば、早くて秋ぐらいに公募を開始したいというふうに思っております。

販売する区画数でございますけれども、61区画を販売したいと。1区画当たり平均で約64坪

ということでございます。

【饗庭委員】結構希望される方のお話も聞くので、公表するのがわかったら、早めに公表していただければと思います。

次に、空き家対策でお伺いしたいと思いますけれども、令和5年の空き家数は、前資料をいただいた時に11万3,000戸で、空き家率は17.3%というところで、市町を基本として空き家対策は進められているかと思うんですが、最近でも空き家に対してすごく、どうしていったらいいかとか、空き家対策をもっと進めるべきじゃないかというような声をお聞きしますので、県としては令和6年、また増えるであろうというふうに思うんですけれども、どのようにしていくのかお伺いします。

【森住宅課長】県の空き家対策についてですけども、まず、これまでもご説明はしておりますが、県の役割としては、市町に対する技術的な助言というのが一つ基本にあって、市町が空き家対策の本丸というふうには思っております。

ただ、そうはいつでも何もやらないかというわけではなくて、一つは空き家対策協議会という場での情報提供のほかに、本年度新規事業として「長崎空き家deミライ創出事業」という事業をやっています。これは、普通は空き家所有者と市町がただ単に一对一でやり取りすると、市町は人手不足の中でその空き家に一生懸命取り掛かるということなんですけど、民間をそこに入れて、法律の中で空き家の活用支援法人というのができましたので、その支援法人を市町が指定すれば、県はその市町に支援法人を支援する、法人を支援するというか、活動を支援するための補助金を入れるという事業を今年度から始めております。

実際には、今年度、五島市で空き家指定法人

を一つ指定されておりまして、今後、2市町で指定予定と聞いておりますので、基本的には私どものスタンスとしては、市町が頑張っていたくんですけれども、それにノウハウをいろいろ持っている民間の方を入れて全体というか、官民連携で対応を進めていきたいと考えているところです。

【饗庭委員】今ご説明がありました「長崎空き家deミライ」創出事業は、基本的に予算としては7団体というところですが、今のご説明だと3団体は決まるのかなと思うんですが、それ以外の分に関しては、今から市町にまた働きかけるといことで理解していいのか、お伺いします。

【森住宅課長】実は、今ご相談いただいている団体の中で、1市町1団体しか認定しないところもあれば、1市町の中で複数団体認定するという話も聞いております。その場合、どう仕分けするのかとか、エリアを分けるのかとか、役割分担はあるでしょうかけれども、基本的に市町のご意見を聞いて、指定は市町がするものですから、たくさん指定していただいた中で、県の補助としてはどこを入れるかというのを、相手さんのやりたいことと市町の考え方とを整合させて、もしかしたら1市町の中で複数の支援をするということもあり得るかなと。

委員がおっしゃった、それ以外の市町はと言われたところは、実際にもう支援している団体の実績を広く横展開するような広報をうちの方がしていって、それを予算化できるように市町に働きかけていきたいと思っております。

【饗庭委員】ぜひ進めていただきながら、余り積極的でないところの首長さんには、県からも助言もしていただければと思います。

最後に、長崎県道路公社経営状況説明書の中

の1ページの事業概要のところでお聞きしていいでしょうか。

ここの通行台数等のところで計画に対する割合が出ておりますけれども、この割合をどのように捉えて、今後、進めていくというわけじゃないんでしょうけど、どのように捉えているのかお伺いします。

【北原道路建設課長】通行台数の割合については、ここにお示ししておりますとおり西海パールラインとながさき出島道路が100を切った状況となっております。これらの交通量を伸ばすことにつきましては、まず周辺施設の入場料を安くするといった、周辺施設と一体となった活動であったり、回数券の販売施設をさらに拡大して回数券を買っていただいて交通量を増やすといった取組を、現在行っているところでございます。今後、こういう取組によって交通台数の増加につなげてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ、増加に努めていただければというのと、この川平有料道路、私たちは地元なんですけれども、ここは110%となっていて、これだけ潤っていたら無料化してもいいんじゃないかという話が、時折相談されるんですけれども、そのあたりはどのようにお考えか、お伺いします。

【北原道路建設課長】確かに、今、通行量の方は計画より伸びてはおりますが、しかしながら、今後も維持管理費等はかかってこようかと思えます。今後、必ずしもこのような台数が続いていくとも限りませんので、引き続き交通台数を見ながら、今後の事業計画、償還計画についても検討してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】わかりました。地元ではたくさん通っているので、ぜひ無料化してほしいという話もあるので、そういうのも考えながら

進めていただければと思います。

以上で終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】私からは1点だけ、特定利用空港・港湾の指定について確認をさせていただきと思います。

先ほど、饗庭委員から質問がありまして、いろんなソフト面のこととか、計画が今後どうなっていくのかみたいなお話はありました。

港湾課から出されている補足説明資料の中を読みますと、2ページとかにまず国の考え方の資料があるんですけども、国の考え方としては、「安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても自衛隊、海上保安庁が平時から必要な空港、港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける。」これを「特定利用空港・港湾」とするというので、令和6年4月1日に指定をされたというふうに理解をしております。

そして、この特定利用空港・港湾においては、「民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう必要な整備、または既存事業の促進を図る」ということで、下段の方に、整備としては「空港の滑走路の延長、エプロン整備や港湾の岸壁、航路の整備などを行う。また、既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行う」というふうに記されております。

ここを確認したいんですが、このように自衛隊や海上保安庁が利用しやすくなるように整備をする、それから追加工事をするということなんですが、滑走路の延長やエプロンの整備など、今の段階でもう何か計画があるのか、これからどれくらいかけて、その計画をつくっていくの

か、そのあたりがわかれば教えてください。

【松本港湾課長】現在、指定されている空港では、滑走路の延長など、そういうところは今のところ計画はないというふうに、県管理の空港についてはそういうふうに思っております。

新規事業にあたっては、国からお聞きしたところ、これも書いてありますけれども、「民生の利用を主とする」ということで言われていますので、通常の利用の中で効果であるとか、必要性というのは整理する必要があるというふうになっています。

その上で、自衛隊等のニーズが把握できれば優先的な事業化というところは可能になって結びつくんじゃないかというふうに思っているところです。

【ごう委員】現在のところでは、既存のもので大丈夫だということですが、もし、意見交換をこれから進めていかれて、ニーズがあった時には事業化することがあるかもということですが、そのような時には予算というのはどのようになっているんですか。

【松本港湾課長】今年の予算を見ましても、航空局の予算の内枠の中に入っております。ただ、色としては、特定利用空港に指定されたというところに色はついていないという状況になっております。全体的な枠は、今のところは変わったという認識はありません。

【ごう委員】すみません、私は理解があまりできなかつたんですけど、航空局の予算の中に色はついていないけど、変わったということではないというのがちょっとわからない。もう一回。ごめんなさい。

【松本港湾課長】航空局の予算の中で予算化されたというところで、その中では色分けすれば特定利用空港の予算ですよということになって

いますけれども、これは航空局の予算です。航空局全体の予算で見ますと、恐らく前年度とほぼ変わってないので、新たに予算が上積みされたということにはなっていないというところを今説明したところです。

【ごう委員】新たな予算がないということですね。では、もし今後、意見交換を、課長レベルとかでも意見交換会が進んだりとか、話が進んでいく中で、そういった整備の必要があるとなった時には、この航空局の予算の中から県の方にくるという理解でよろしいですか。

【松本港湾課長】基本的には公共事業ですので、航空局の予算からくるといふふうに考えているところです。

先ほども新規事業化のお話もありましたけれども、基本的には5月に一回、担当レベルの顔見せだけ終わっていますので、今後、いろいろ聞くこと、確認することはあると思っておりますので、その意見交換の場で確認することは確認していきたいと思っております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【外間委員】1点質問いたします。

先般、長崎県庁で大がかりな避難訓練がございました。その時に国交省の展示物を見ておりましたところ、常設型でしょうか、トレーラーハウス型でしょうか、プレハブ型でしょうか、その辺の基準は私は明確ではなかったんですけども、上品なトイレが置いてありまして、そのトイレを、非常時において、本県でも常備できるような体制をぜひとっていただきたいということで、この件についてご質問したいと思っております。

特に、阪神・淡路大震災の時も、私は2か月ほど芦屋の地に行きまして、下水道100%の地域で避難者が学校や体育館に1,000人規模で避

難をされている時に、最もストレスと苦しみを味わっていたのが水回りだったように体験を通して記憶をいたしております。

その後、被災地も少しずつ進化してまいりまして、東北の震災における避難民の皆様方の水回りは少しずつ改善をしていったかと思っておりますけれども、なかなかこの常設の下水道に代わる浄化槽ですか、このような仮設トイレで避難されている皆様方が相当苦しんでいるのではないかとということで、ぜひとも、一定行政がこういったものを確保しておいて、非常時に全国どこからでも応援に行けるように、こういうものをぜひ常備していただきたいという気持ちを込めて、まず、このようなトレーラーハウス型のトイレが県内にあるのか、土木部所管でどれくらい把握をされているのか、まず、お尋ねいたします。

【田崎道路維持課長】外間委員のお話は、コンテナトイレと言われているトイレのことだと思います。県内には、道の駅が11か所ございます。その中にこういったトイレはないということですが、防災道の駅というものが令和3年度に登録が始まっており、1か所、「させぼくす99」というところが防災道の駅に登録されております。その「させボックス99」には、建物の耐震化であったり、無停電化であったり、通信や水の確保等の防災機能が強化され、非常時でも使えるトイレが常設されております。

ただ、それはコンテナトイレではないということで、コンテナトイレは、九州に6か所ある防災道の駅のうち、福岡県の「うきは」という道の駅にございます。

今回の能登半島地震の被災地にそちらのトイレを持って行って、現在も稼働をしているということでございます。

【外間委員】道の駅の「させボックス99」については常設型、「うきは」の場合はコンテナハウスで、トレーラーに乗せて運んで、たしか穴水町ですか、あそこに設置をして今でも使っておられるということです。そのタイプのものは大変すぐれものだと聞いておりまして、移動して設置して、水を入れて利用するまでに2時間強で使えるようにできるもので、それは下水道とかにも接続することが可能であるというタイプのすぐれものもあると。あるいは、課長が今おっしゃったように、常設型で緊急避難の場合に、その公園に行って安心して使えるような設置型もあるかと思いますが、要は佐世保の大水害、長崎の大水害、雲仙の普賢岳、長崎県もこういった大災害を経験しており、その都度必ず訪れる問題はこの水回りの問題でありますので、あらゆる災害にも対応でき得る設置型を、全て県で何とか常備していただけないかなというふうに思っております。

このトイレのメリットというのは、トイレを我慢することによる健康の二次被害を防止すること、感染症など、汲み取りの仮設トイレは非衛生的で大変ウジもわきますし、衛生環境の改善にもなりますし、何といても、私もボランティアでそういった場所に行く際に、ほとんど下水道100%の地域ばかりだったものですから、そういう方々のストレスの蓄積が見るうちに伝わってくる。こういったことも緩和できるということで、何とかこういうものを設置していただきたいと思っております。

調べましたら、長崎の対馬の豆酩崎の尾崎山の自然公園に、これはプレハブハウスタイプで設置してあるようです。それから、あと管轄が違つと、西海市の伊佐ノ浦の公園にキャンプ場の対応のための、これは常設型ではない、コン

テナ型のタイプが置いてあるそうです。

そこで、部長、お願いがあるんですけども、冒頭言ったように、こういう非常時は各県の助け合いが必要だと思います。医療チームも長崎県ならではの医療チームや、土木部からも相当な数、地域に専門性を持った方々がボランティアで派遣をされて、一日も早い復興・復旧に貢献される、そういう中に、この水回りのトイレを、一定ぜひ常備していただきたいと思いますが、部長、どうでしょうか、ご検討していただけないでしょうか。

【中尾土木部長】外間委員おっしゃるとおり、まず、災害が起きた時に最初に用意しなければいけないものの一つが、的確な環境で利用できるトイレだと思います。

その中で、コンテナ型の移設可能なトイレといますのは、被災地の避難所に、そうした環境がなければ、まさにそれをそこに持って行って、スムーズにそれが利用できる、いい環境で利用できる大変有効なものだと考えております。

能登半島で地震がありましたし、その他災害も起きておりますけれども、私の記憶が正しければ、国土交通省がまとめた資料で、コンテナ型のトイレの有効性がうたわれておりました。私自身もその有効性を認めております。土木部だけでは考えきれないかもしれませんが、県の他の部局と連携して、コンテナ型のトイレについて検討していきたいと思っております。

【外間委員】検討していただけるということですが、その前に聞き忘れていたことがあります。デメリットという、多分これは相当高価なものだと思うんですね。一体どのくらいするものなんでしょうか。幾らから幾らと、常設型、コンテナ型、プレハブ型、それぞれによって値段も多分違うかと思いますが、現地でこの前避難

訓練の時に聞いた担当の方は2,000万円ぐらいするとおっしゃっていましたが、こういう膨大な予算を確保するのは行政しか難しいのではないかなと思っております。

部長、ありがたい答弁をいただきまして、これを了といたします。あとは全国知事会や議長会でも、ぜひともこの問題について、それぞれの県でそういうものを常備していただいて、いざ非常時に、今回の1月1日の震災の時に全国から助け合ってそういうものを出し合うような仕組みというのをぜひやっていただければ、今度はいつかまた、九州でもそういうことが起こり得るかもしれませんので、常備という意味で部長の答弁を了といたします。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】午前中も本多委員が話をされたところが気になったもので、評価をどのようにされているかということなんですけれども、スムーズに土地交渉ができるようにという観点でお尋ねします。

まず、一つは、価格が折り合わないという件数が、ずっとそうなんでしょうけれども、最近はどうに変化しているのか。大分価格じゃなくてスムーズにいくようになってきたのか、そういったところが逆に増えてきているのか、そういったところをお尋ねしたいということと、評価額と実勢価格、要は現実に取引をされている価格というのは差がありますね。これは上も下もそうなんですけれども、釣り合っているところもあるんでしょうけれども、差があるところもあるんです、路線価とか比べたらですね。そういったところを土地評価要領に基づいて価格を出していると言われますけれども、その価格はどの部分で推移されているのか、そこをお尋ね

したいというのと2点お尋ねします。

【木下用地課長】土地につきましては、現在、都市部につきましては上昇傾向、それから郡部の方につきましては下落傾向というところでございます。土地の評価の考え方というのは、用地取得をされた土地、それは土地価格がありますが、その土地価格をもって代替地を取得するという、基本的にはそのように考えておりますので、実勢価格にかなり近いところでの評価をやっていくこととなります。

先ほど言いましたように、地価公示価格とか、基準値とかございますので、一点その辺が実際の実勢取引の目安になっていますから、それから固定資産の評価等も参考にしながら、地権者の方が代替地を取得できる、同じ条件のものを代替地として取得できるところの評価で要領ができていますから、そのような形でやっております。

【大久保委員】承知しました。

その中で、先ほど、基本的にはその当時の評価で支払いをする。翌年になったら、評価をし直してもう一回提示することもあるとおっしゃったんですけれども、そこで決まった時点で、要は契約をするところで、上がっても下がっても、その年の評価になるのかどうか、確認させていただきます。

【木下用地課長】土地の価格につきましては、契約した時点での評価になりますので、今年度でいきますと4月1日付けで土地の評価というのを定めておりますから、この価格が来年の3月31日までは有効。この期間に契約した方は、その金額で契約するということとなります。

【大久保委員】上がった場合にはいいんでしょうけれども、下がった場合にそれで納得されるのか。それがルールということであれば、そこ

は昨年聞いていた金額と違うよという問題はないのか、それがルールであればですね。お願いします。

【木下用地課長】それにつきましては、金額を具体的に地権者の方に提示をさせていただきますけれども、この価格は今年度まで有効ですと、事前にお話をさせていただきますので、土地がもし下落傾向でありましたら、来年度下がるというのは一定ご理解いただいているというふうに理解していますので、前もってそのような価格の有効期限というのをしっかり定めて地権者側に伝えているところでございます。

【大久保委員】承知しました。そのように下がるということは郡部に起き得るということでお聞きしたので、そのあたりは丁寧に説明をいただくよう引き続きよろしくをお願いします。

続いて、ここにちなんでですけども、昨日、平戸においても県道の改良があったんですけども、その中で一部土地交渉ができずに止まっている部分があります。その前後はもうきれいにいっているんですけども、そこで絞れた状態で工事ができてないということがあります。

そこをどうのこうの言うことはないんですけども、県の工事においては、各市町に入る時に県だけで土地交渉をされるのか。もしくは、市の担当、また地元とどのような連携を図って地主さんの方に入られているのか、ちょっとお尋ねいたします。

【木下用地課長】基本的には、県の事業でございますので、県において用地交渉を行っているところでございますけれども、やはり地元の市町の職員の方のご協力というのは必要不可欠というふうに考えておりますので、事業化をする前に、一緒にやっていきましょうということで協定書を結んでいる事業もでございます。それに

つきましては、用地交渉は県の方がやるんですけども、どうしても市町の方にご協力いただきたい場合は、同行願って一緒に説得するとか、さらには、事業をする前に、計画を決定する前に、例えばこの土地につきましては境界争いがあるので、なるべくここは事業計画に入れない方がいいよとかというような情報を得て計画を決めていくとか、事前にお互いに情報共有をしながら今後進めていくというような協定書を結んでやっているところがございますので、一定市町の方のご協力はいただいていると認識しているところでございます。

【大久保委員】県というのは、各市町、私も地元において感じるのは、どうしても市道、または市の事業で交渉に入れば誰かとつながっているんですね。ただ、県職さんとなれば、必ずしも地元にいる方が担当でもなければ、なかなかつてを探そうにも探しきれないということで、そこに隔たりがあるというか、初めての人は構えられるというところがあるので、私は今後も事業遂行のために、まず土地交渉ですから、そこを円滑に進めるためには、なるべく各市町一緒になってやっていった方がスムーズに行くのではないかと考えております。

もう一つ、こじれてから地元を入れても、「あの県の担当からこんな言われ方をした」とか、一つこじれたら、そこを修復するのに時間もかかるし、意固地になったらもう会わないということにもなりますので、そのあたりは市町と一緒に、はなから交渉に入っていた方がいいのではないかと考えております。

そこで、一つお尋ねをしたいんですけども、平戸市では事業をするに当たって、要望がまぎて事業化しますよね。要望がきた時に、市道の中でもちょっとした拡幅だとか、ちょっと改

良してほしいという時に、地元要望がくる時に地主さんも含めてしっかりと地元が印鑑をつけて要望することがあります。そうすれば、土地の交渉もスムーズにいくだろうという一つの目印の印鑑でありますから、そういったのは事業化しやすいというふうに行行政、担当の方も見てくれます。そういったことで、例えば事業化する前、もう要望の時点で、早くしたいなら地元の同意とか、地主さんの同意をそろえてくれれば早くするというシステムは県にはあるのかどうかお尋ねいたします。なければないで構いません。

【木下用地課長】これは事業化の話ですので、私が答えるのがいいかどうかわかりませんが、私もこの仕事を長くやっているものだから、実は昔はそのようなことがありました。必ず事業化する中で、特に交通安全事業、歩道整備事業につきましては、必ず関係する地権者の同意をもらった上で、それは市町の方をお願いしているんですけれども、それから事業化するという流れがございましたけれども、最近はそこがまだうまくできてないというのがあります。最近についてはありません。

【大久保委員】100%そういう仕組みを、制度を取れ入れるべきという論点ではないんですけれども、改良だとか新設というのは、ものすごい何百何千人という地主さんになったりするから、そこは不可能だと思うんですけれども、ちょっとした改良をお願いする時に、そこまでしてくれれば、それが地元の熱意の表れでもあるし、地元がそれだけ必要なんだという表れでもあるので、そういったところは優先度合いをつける目印として、そういった制度というか、やり方を考えられてもいいのかなというふうに思っておりますので、ご一考いただければと思っ

ております。答弁は結構です。

もう一つ、先日、「土木部の概要」ということでいただきましたけれども、週休2日モデル工事というのがございます。ここ直近1,200件から1,300件ぐらい週休2日モデル工事ということで入れられていますけれども、今、働き方改革もあたりということ導入されているんでしょうけれども、これは1,300件が全部ではないんでしょうけれども、こういったところにこの工事を導入されているのかお尋ねします。

【金子建設企画課長】週休2日モデル工事ですけれども、一応県発注工事の中で、災害とか、そのあたりを除くほぼ全ての工事で週休2日モデル工事を行っております。

一応4,500万円以上で一般競争入札のものについては、週休2日を指定する指定工事、それ以外は任意でやるという希望型工事ということで実施しているところでございます。

【大久保委員】ということは、災害を除けばほとんど導入されているということですが、今、4,500万円の完工高で仕切りをされているということですが、これからこの週休2日モデルというのを4,500万円以下もかけていく計画なのか、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

【金子建設企画課長】あくまでも、4,500万円というのは、指定型にするか希望型にするかの境目でありまして、希望型も週休2日モデル工事ということになります。希望型工事につきましても、ほぼ9割以上の会社が4週8休をやっているということ、そういうのが実態でございます。

【大久保委員】わかりました。そしたら希望型ということで、それを入札して取られたら、どっちでやりますかということになりますよね。

そこで、工期または経費を変えていくということに対応していくということになるんですか、その落札した金額に。

【金子建設企画課長】もともと、当初の発注時点では、週休2日をやったという前提でそれだけの補正係数を掛けて予定価格を算定しております。

工期につきましては、週休2日を考慮した工期の設定をもとに行っております。それで、実際希望型は、ほぼ9割以上の方が4週8休をやっているんですけれども、もしやらなかった場合は、その補正係数分を減額するというような取り扱いを行っています。

【大久保委員】大変わかりやすい説明でありがとうございました。

今、こういった取組も、事業者にも少しでも若い人たちが残るためにも必要な政策だというふうに思っておりますので、現場を見ながらこうして制度もいろんな取り入れをしていただいている、現場からすれば、猶予工期とかいただいで、県もしっかりと現場を見ながら取り組んでいただいているという評価も聞いておりますので、引き続き、業者、県、また現場と良い関係づくりができますように、よろしく申し上げます。以上です。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】2件お伺いをします。

1件目は、国土交通省の不動産業による空き家対策推進プログラムについてお伺いをします。近年ずっと課題となっている空き家問題については、国においても昨年12月施行ですか、空き家対策推進の特別措置法の一部を改正するなど、様々な施策がとられて、県においても新しい事業という形で取り組んでおられるところなんです、これらに加えて、多分先週になると思う

んですけれども、国土交通省から不動産業による空き家対策推進プログラムというのが示されています。

これは、空き家が発生する、あるいは発生する前から、流通であったり管理であったり利活用であったり、こういったものを一括してサポートできるノウハウを持っている不動産業者、宅建業者に課題解決のために、より関与してもらおうという趣旨ではないのかなというふうに理解をしています。

この内容としては、流通に適した空き家の掘り起こしであったり、空き家流通のビジネス化支援であったり、こういったところが柱になっていて、特に、空き家流通のビジネス化支援ということで、いわゆる宅建業者の方が今まで、ちょっと言葉は悪いですがけれども、全く手間のわりに利益にならんというふうなところが、いわゆる売買手数料自体も特例みたいな形で、従来の規定よりも上限を上げてみたり、あるいは管理であったりコンサルティングであったり、こういったものをビジネス化できますよというふうな内容だと理解しています。

私自身は、これが空き家対策が非常に大きく進展するきっかけになるんじゃないかというふうに思っているんですけれども、県として、この捉え方、それから今後どういうふうにこれを活用していこうと考えておられるのか、この点をお伺いします。

【森住宅課長】今、委員がおっしゃった不動産業による空き家対策推進プログラムは、6月21日に国交省の方から出されておまして、内容は先ほどおっしゃったとおりです。

先に饗庭委員からもご質問がありましたけれども、空き家対策、県も、市町も人手不足でなかなか民間連携ができないと厳しくなっている

という状況なので、まさに私どもとしては、多分行政の方としては不動産のプロのまさに宅建業の方に連携させていただくことは非常に有効だと思っています。

県はどう考えるのかということなんですけれども、先ほどもお答えした中の一つは、空き家法の改正で12月から空き家管理・活用支援法人という制度ができて、現在は五島市で初めて指定されているわけなんですけれども、そういうものにこの宅建業者、不動産業者が市長から指定を受けて、受けることによって私どもとしては、市町が予算を用意すればという前提になりますけれども、その活動の支援をしていって、官民連携でなおかつ進めていきたいと考えております。

また、実は空き家管理・活用支援法人については、ガイドラインというのを国交省がもう既に出しております、ここの中に今のところ、最初に私が見た段階では、明確に不動産業者とか、宅建業者とは書いてなかったんですけれども、今回、6月にこのプログラムが出たものですから、市町に対しても宅建業者もこれになれるし、もちろん地元県民から相談を受けやすく、さらに一番プロフェッショナルの方に手伝っていただくことが一番いいとは思っていますので、そこは私どもから市町とか、空き家対策協議会という協議会もありますので、そういったもので活用しませんかという周知をしていきたいと思っております。

【山本委員】今、課長が言われた、私もこの空き家等管理・活用支援法人、前回の委員会でも質問したんですけれども、これはストレートに不動産業者が一番近いよねというふうには思っていました。

今、基本的には市町が中心になっていくとい

う形になるんですけれども、それぞれの不動産業者とといいますか、宅建業者といったところは当然協会もあるわけですね。長崎県においても当然協会がある。長崎県で今、大体900社ぐらい、いわゆる宅建協会だけで900社ぐらいあります。こういったところが市単位で支部を持っているところもあれば、3市単位で持っているところ、あと直轄のところとあるんですけれども、こういったところを一对一の市ではなかなかやりにくい部分があるなというふうに感じています。

ですから、今も既に県の協会といろんな形で連携をされて、いわゆる県有地の売却であったりといったところも含めていろんな連携をされていらっしゃると思いますので、今回ののは非常に宅建業者の方、不動産業者の方にとっても魅力のある形になってくるのかな。それが入口としては、例えば固定資産税の相談であったり、相続税の相談であったり、そういったところから始まって、管理の問題も出てくる。売却、仲介、賃貸の話も出てくる。出口としては、今度は移住であったり、そういったものにつないでいくというふうな形で非常に大きなチャンスが出てくる。

それから、先ほど900社ぐらい宅建業者が県内、協会の方にいらっしゃるということで申し上げましたけれども、近年、全体的に少し減っているんだろうと思うんです。ただ、一方でリフォームとか、そういったことをされる宅建業者の方が新たに入ってきているというのがあります。ですから、そういった流れの中でこういうビジネスチャンスが出てくるというのは、市にとっても、管理をしてくれる業者さんが、そういうチャンスが増えてくるということになりますので、うまく活用していただきたいなど。

ですから、県としては、まずは市町、それが

ら協会との連携を深めていただくということになると思うんですけれども、こういった、国の方も、だからかなり次から次に施策を出しているなというふうに感じておりますので、活用していただいて、県・市町連携をしてやっていただければなと思いますので、ここは要望にしておきます。

それから、2点目ですけれども、これも2月定例会の委員会で申し上げたんですけれども、島原道路の関係でゆめタウン諫早の進入路との関係についてお伺いします。

先週ですか、安全祈願祭がありまして、2年後の開業を目指していると。ここの商圈人口が50万人、年間の来場目標が1,000万人ということで、九州最大級と言われるぐらいの大きなショッピングセンターができる。これが島原道路の、いわゆる高規格でない部分、4車線の国道のミッシングリンクになっているところに接しているという状況にあります。

こういった中で、2月にお伺いした時には、そこの商業施設に入ってくる車と島原道路の計画との関係についてはまだ承知をしていないというふうな話だったんですけれども、何となくこれが明らかに渋滞するよねというふうに、皆さんが懸念を持っていたことが、今回のことで現実的な話になってきているなというふうに思っているのです。これについて今、この商業施設の道路の問題、島原道路との関係について、現状どのようになっているか、把握をしておられましたらご答弁いただきたいんです。

【田崎道路維持課長】ゆめタウン諫早の開業で、委員おっしゃるように交通量の増加が見込まれております。現在、島原道路の長野インター、国道57号、主要地方道の有喜本諫早停車場線など、周辺の道路からの接続方法について、道路

管理者、国道管理者、県警、地元諫早市及び開発業者等と具体的な交差点の箇所や形状などを協議中ということでございます。円滑な交通確保ができるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

【山本委員】ありがとうございました。今既に57号沿いには非常に集客力の高い施設がありまして、その部分の交差点というのが、時間帯によっては長野インターから島原半島側に向かうところについては完全に車線を1車線ふさいでいるような状況になります。

今度できる商業施設というのはこの比ではないということになりますから、今の4車線のままでは到底さばききれないというふうに、このまま何も手を打たなければですね。そうすると、今、順次関係者の皆様の努力で島原道路が着々と事業が進んでいる中で、唯一高規格として事業化をされてない区間になりますので、ただでさえここをどうするかというのはずっと要望していかなければならないんですけれども、新たな懸念材料が、計画段階に予想していなかったことが起こっているというふうに認識をしています。

ですから、もちろん大きな商業施設ができる経済効果、消費者の方にとっても大事なことはあるんですけれども、そもそも計画としてあった高速道路の定時制ということを損なうことがくれぐれもないように、そういった両立という形で、県は県としての立場で、ぜひ協議の場などで主張していただきたいというふうに思っているんですけれども、部長からよろしいでしょうか。

【中尾土木部長】島原道路の、まさに今ミッシングリンクという言葉を使って表現いただいたところですが、今年4月に国土交通省の出した

予算概要に、そのミッシングリンクの間について、県とこれから勉強していくと、検討していくということを書いていただいております。まさに、そうしたゆめタウンの話とかも含めて、やはり地域の中で動く交通もあれば、ただの通過交通もあって、高規格道路をつくと通過交通がその地域の道路に乗らなくて、まさに上を通過していく、交通量が減って、かなり地域の交通としての円滑化が図れる面があると思います。まさに、そういうミッシングリンクの部分の検討を県と連携して進めていくということをご承諾いただきましたので、連携して検討を進めていきたいと思っております。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【初手副委員長】 2点質問させていただきます。

まず、国道205号にかかる交差点安全対策事業の関係で、これは川棚医療センター入口の交差点の改良の関係で、その進行状況についてお尋ねをしたいと思います。

この事業は、東彼杵道路建設促進期成会の3項目の要望事項の中の一つでありまして、まず、1番目には当然東彼杵道路の早期事業化、2番目には針尾バイパスの早期事業化、3番目にこの交差点改良が挙げられているところでございます。

今年度、国の事業として予算化が2,400万円計上されているところでありますが、今までなかなか工事として具体的に表に出てこられなかった用地交渉とか、諸般の事情がありましてできなかったわけですが、今年度、予算計上がございますので、今後、この改良工事がどのように進捗をしていくのか、ぜひその見通しと課題等についてお答えをいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

【北原道路建設課長】 国の直轄事業で行って

ります川棚医療センター入口の交差点改良事業につきましては、委員おっしゃるとおり、ここは用地の取得が課題となっております。しかしながら、昨年度も予算が5,300万円つきまして、主に用地補償の方で進展が見られております。

そして、今年度につきましても、予算が2,400万円ついて、主に用地補償の方を進めていくと聞いております。

令和7年度についても、まだ残件等がございますので、引き続き用地交渉を行っていき、用地交渉が完了した後に工事に着手していくと国の方から話を伺っております。

【初手副委員長】 ありがとうございます。先ほど申しましたように、3つの東彼杵道路期成会の中でこの事業だけが形として出てきておりませんので、用地交渉の関係もありますから、あんまり無理は言えないと思っておりますけれども、ぜひ早期事業化に向けて、県としてのご努力をお願いいたします。要望として上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、石木ダムの関係でご質問をさせていただきたいと思っております。

石木ダムにつきましては、本定例会でも数名の議員から、そしてまた、今の委員会の中でもご質問があったところでございますけれども、私は、石木ダムの地域振興策の策定に向けて、今後の流れについて少しお尋ねをさせていただきたいと思っております。

この件に関しましては、本年の2月9日には、ダム周辺における地域振興策の要望が川棚町の地元の意向を踏まえて川棚町から県の方に提出をされた経過がございます。

併せまして、振興基金も2月15日付けで議会の議決をいただき、設立されたところでございます。

また、このような中、本年度は長崎県公共事業評価監視委員会による5年に一度の再評価の年でもありますので、なかなか日程的に非常に厳しいといいますが、難しい面もあるのではなからうかというふうに理解はいたしております。

しかしながら、この件は、今後、ダム事業を進める中、町や地域の将来を決めていく極めて重要な事項であると認識をいたしております。

現状を踏まえながら、今後、具体化を進めていく中で、先ほどお話がありましたように素案の作成から次のステップに、計画策定という流れでいくんだと思うんですけども、その辺の流れについて、整備計画へ向けての現状と今後の流れ、課題等についてご説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【岩永河川課企画監】石木ダム周辺の振興策についてですが、関係住民の生活の安定と水源地域の活性化のためにダム建設と併せて地域振興策を講じることは大変重要であると認識しております。

現在、佐世保市及び川棚町とともに水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画の策定を進めているところであります。

整備計画では、先ほどありましたように、今年の2月、地元川棚町の要望を基に周辺の道路や河川の整備、公園や広場の建設、ダムの上流部に残存する木場地区集落への対策などを検討しております。

水源地域整備計画の素案につきましては、今年度のできるだけ早い時期に公表し、川棚町民の皆様にご理解いただくことで、石木ダム事業への理解促進につなげていきたいというふうに考えております。

なお、この素案につきましては、この委員会

でもご説明をさせていただくように考えております。

【初手副委員長】ご説明、ご答弁ありがとうございました。今話がありましたように、今から日程的にどこまでかというのは明確なご答弁がほしいんですけども、いろんな事情でなかなかそこまでいけないのかなというふうに理解をいたしているところであります。

これから、素案づくりを含め計画策定というふうになっていくと思いますけれども、ご承知のようにこのダムは、計画から50年が経過をしております。この経過の中で一部取り組んだ事業もあるようではありますが、それぞれの皆様がいろんな立場で携わってこられたというふうに理解をしております。

私は常々、ダム建設は、治水・利水を通じて、安全で住みよいまちづくりを行うとともに、ダムができたことによりまして地元の地域が発展し、子や孫の代まで感謝されるものでなければならないというふうに思っているところでございます。

同時に、ダムを造って終わりではなく、将来にわたって地域の発展に寄与する、いわばハード・ソフトの施策が大変重要に求められるというふうに理解をしております。そのためにも、住民の意向を踏まえながら、将来を見据えた地域振興策が、あるいは整備計画が大変重要であるというふうに思います。

これから具体化をされていくわけですので、その辺を十分ご理解、お考えいただいて、地元の意見を踏まえ、そしてまた、県、佐世保市、川棚町、そして地元の方々との協議を十分深めていただきたいと思います。

形だけじゃなくて、本当に中身のあるものをつくっていただくことによって、これからのダ

ム建設に大きくつながっていくんじゃないだろうか」と理解をいたしているところでございます。

具体的にもう少し聞きたいんですけども、なかなか難しい面もあるかと思っておりますので、これからの取組に期待を申し上げまして質問とさせていただきます。どうぞこれからも内容的なものを詰めていただきますように、くれぐれもお願いいたします。ありがとうございました。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】先ほど、外間委員が質疑をされた分で急に思い出して2回目をさせてもらうことにしました。

3年前、令和3年6月定例会のこの委員会で、私はこの問題を議論させてもらいました。当時は、馬場道路維持課長でした。どういう議論をしたかという、トイレの件で、県下に道路公園等で県が管理しているトイレが幾つあるのかと。答弁は24か所。そのうち下水処理が8か所で33%、浄化槽が12か所、汲み取りが4か所という答弁を馬場課長から受けました。

それを受けて、先ほど外間委員が提案されたことと同趣旨です。対馬の方で既に汲み取りとか、電源不要のトイレがもう2か所設置されているという報道を受けて、環境にやさしい再生可能エネルギーの太陽光を使って、全く電源が要らない、微生物でトイレの流れたものを分解する、それはクレーンで移動が可能でと、そういったトイレを、長崎県下の24か所あるトイレのうちの4か所の汲み取りは将来交換するので、それについてはこういったものを導入すべきだという質疑を3年前に、この6月定例会でやりました。その時の土木部の答弁は、やりますという答弁は出てないんです。出てないんですけども、そういう趣旨で話をして議論させてもらっ

ているんです。急に思い出して、議事録を確認して言っているんですが、その後、県が管理している24か所のうちの4か所の汲み取り式のトイレの改修はしたのかどうか、そのあたりを教えてください。

【田崎道路維持課長】今、資料を持ち合わせていないので、調べさせていただいて、また回答させていただきます。

【深堀委員】先ほどの外間委員の質疑で土木部長も道路維持課長も答弁されていましたが、もしこれがすぐ交換できていれば、能登半島地震の時も何かしらのお手伝いできたのかもしれないですね。ぜひ外間委員がおっしゃったように、私も同趣旨で長崎県下の道路公園等に設置しているトイレについては、こういった環境にやさしい、そして災害が起こった時にいろんな被災地に共有できるようなトイレを、それは価格は高いですよ。でも、今、現に汲み取り式でいろんな費用がかかっている実態を鑑みれば、こういった最先端のものを入れていくというのは、対馬は導入していたりするわけですから。ぜひそこは県が率先して導入に向けてやっていただきたいと思います。

3年前と、じゃいかないので、もう一回その意気込みといいますか、答弁をもらって終わりたいと思います。

【田崎道路維持課長】4か所のトイレがどこかがまだ把握できていないのですが、委員のおっしゃることは理解いたしますので、そういうことも含めて検討していきたいと思います。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、委員長を交代します。

【初手副委員長】千住委員長、どうぞ。

【千住委員長】一つだけ、諫早の方に長崎県立

総合運動公園があるんですけども、そちらに補助競技場がありまして、サブトラックと言われるところですけども、その使用について、以前は、あそこは夕方、中高生が練習の場所として非常にありがたく使わせてもらっているんですけども、ちょっと前から月曜日、火曜日が使えなくなったということで、大変陸上関係の指導者の方から、もちろん陸上をやっている選手たちからも、その2日間使えないのを何とかなくしてもらえないかというようなお話があるんですけども、そういった声とかもお聞きになっているかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【田坂都市政策課長】今、ご質問がありました県立総合運動公園の補助競技場についての経緯からご説明したいと思います。

県立総合運動公園の補助競技場につきましては、平成22年度に建替えを行っていますが、その建替え後も、従来から行ってきました個人利用者への無料開放を継続しております。

この補助競技場は、日本陸上競技連盟の第3種認定を受けておりますが、5年に1回の検定を受けなければなりません。この補助競技場が第3種の認定をクリアできなければ陸上競技場本体の第1種の認定も取り消されることとなります。

直近では、令和2年度にこの第3種の検定を受けておりますが、トラックの舗装などの改修費に多額の費用がかかったことから、無料開放を維持していくために、できるだけ次回の検定の際の改修費を抑えようと指定管理者と協議を行いまして、1週間のうち月曜と火曜日の2日間をトラックの舗装の傷みを軽減するために一般利用を制限する管理日とし、現在も継続をしているところです。

また、車椅子の陸上競技者は非常にスピードも速く、健常者との交錯があった場合、双方がけがを負うことが予測され、危険であると判断されることから、この車椅子競技者の利用については、この管理日の月曜日と火曜日のみとして、健常者との利用のすみ分けを図っているものでございます。

この健常者の競技用シューズのスパイクと比べて、競技用車椅子の舗装への負担は軽いと判断しております。したがいまして、5年ごとの改修費をできるだけ縮減するためと、この車椅子競技者の利用に当てるため、一般利用については1週間のうち2日は利用を制限しているところでございます。

【千住委員長】次の改修の費用を削減するためとあったんですけども、結局利用される方の声というのが一番大事だと思います。

陸上競技場でも、例えば内側のレーンは非常に使用頻度が高く、外側のレーンは使用頻度が低いので傷みの具合が違うんですね。他市とかでは、1日、そういった休養日の時に内側のレーンだけ使わせなくて、外側のレーンは使っていていいですよ。改修する時は一緒に改修するわけなので、外側のレーンを使わせているところも実際あるわけですよ。そういった使いたいという声に対して、有効的な活用がもう少しできないかと思いますが、いかがですか。

【田坂都市政策課長】先ほども申し上げましたけれども、1週間のうち2日間利用を制限していますのは、5年ごとの改修費をできるだけ縮減するというためだけではなく、その2日間を車椅子競技者の利用に当てる目的もありまして、混在による危険を防ぐためにも、一般利用については全レーンを使用不可とせざるを得ないと考えております。

しかしながら、最近の利用状況を見てみますと、車椅子競技者の利用頻度も低いと聞いておりますので、次の検定を受けるのが来年度になりますけれども、そこでこれまで行ってきた週2日の利用制限の効果の検証というものが出来ています。その検証次第となりますが、車椅子競技者の利用がない場合のレーンの分割の利用など、利用者のご意見もお聞きしながら利用方法の見直しも検討していきたいと考えております。

【千住委員長】ありがとうございます。令和7年度のための検証も兼ねているということでありましてけれども、実は令和7年度まで待つとなったら、今の学生さんというのはもう卒業したり、あるいは学年が上がっていったりということで、その期間は使えないわけですね。

隣には陸上競技場がありますので、例えば休ませている月曜日等は中の陸上競技場を使わせてあげるとか、そういった声を考えて中を使わせるとかというような時限的な対処があってもいいんじゃないかと思うわけです。

車椅子の方も使用頻度がかなり少なく、陸上競技の関係の方からは、使っていないので使わせてもらえないかというような声があるので、ぜひ隣のメインの競技場を、月曜日なら月曜日は使わせてあげるとか、そういったことを検討いただけないかと思いますが、いかがですか。

【田坂都市政策課長】メインの陸上競技場になりますけれども、そこは今有料で、団体の専用利用だけで、なかなか個人利用というのは認めていないので、無料開放等も含めてちょっと難しいとは思いますが、来年度に向けての見直し選択肢としては、その辺も含めて検討していきたいと思っております。

【千住委員長】先ほど申しましたとおり、学生

はもういなくなったり、2年後はもういない生徒もいますし、今が大事な生徒もいますので、そこをぜひご検討いただきたいと思います。

以上です。

【初手副委員長】委員長を交代します。

【千住委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、次に、自由民主党会派より「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）」提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

【千住委員長】それでは、中島委員より意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【中島委員】「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）」でございます。

皆さんご承知のとおり、防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策事業が令和7年度をもって終了予定となっております。

しかも、この5か年のうちの国の予算配分が、前倒しで行っていたため、令和7年度については非常に予算が少なくなっているという現状も踏まえた上で、最終年度となる令和7年度においても例年以上の予算を通常予算とは別枠で確保していただきたい。そしてまた、期間の終了後も、切れ間なく継続的かつ安定的に取組を推進するため、令和6年中に国土強靱化実施中期計画を策定し、その実現に必要な予算、財源を通常予算とは別に確保していただきたいということです。

それと併せて、物価高騰等の中で長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設等により必要な予算の所要額を満額確保していただきたいということ。

それから、令和6年度末に期限を迎える緊急

浚渫推進事業、これは、これまで我が県におきましてはなかなか河川の浚渫事業の予算が取れずに、非常に地域の皆さんから要望が多かった件もこの事業のおかげでクリアできている状況だと思っておりますので、こういった事業も期間の延長をやっていただきたいということでございます。

そしてまた、県の令和7年度政府施策に関する要望・提案の折にも、この件につきましては松村内閣府特命担当大臣より、「さらに地元より声を上げていただきたい」という意見をいただいたということでございますので、我々県議会としましても、国にしっかりと意見書を提出させていただきたいと思っておりますので、委員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【千住委員長】ただいま説明がありました「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）」について、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご意見等もないようですので、意見書の提出について、採決を行います。

「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）」を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしますか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、正副委員長にご一任

願います。

以上で、委員会の審査が終了いたしましたので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩をいたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時 0分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

それでは、先ほどの答弁をお願いいたします。

【田崎道路維持課長】先ほどの深堀委員からあった簡易パーキングのし尿処理ができていないトイレが令和3年度時点で4か所あるということですが、現時点でまだ改修はしていない状況でございます。改修に当たっては、いろいろな方法を検討していきたいと考えております。

【千住委員長】それでは、しばらく休憩いたします。

午後 3時 1分 休憩

午後 3時 1分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、次週、7月1日（月曜日）は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時 2分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年7月1日

自 午前10時 0分
至 午後 2時25分
於 委員会室 3

国際観光振興室長（参事監）	小宮 健志 君
物産ブランド推進課長	松尾 泰子 君
国際課長	貝淵 裕幸 君
国際課企画監 （平和推進・国際協力担当）	久間 哲彦 君
スポーツ振興課長	川瀬 亨介 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委員	田中 愛国 君
”	外間 雅広 君
”	深堀ひろし 君
”	中島 浩介 君
”	ごうまなみ 君
”	山本 由夫 君
”	饗庭 敦子 君
”	本多 泰邦 君
”	大久保 堅太 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	伊達 良弘 君
文化観光国際部政策監	村田 利博 君
文化観光国際部次長	加藤 一征 君
文化振興・世界遺産課長	園田 貴子 君
文化振興・世界遺産課企画監 （世界遺産担当）	園田幸四郎 君
ながさきピース文化祭課企画監 （国民文化祭事業担当）	小柳 剛志 君
ながさきピース文化祭課 総括課長補佐	早稲田みどり 君
観光振興課長	長野 敦志 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【千住委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

なお、ながさきピース文化祭課山浦課長から、本委員会を欠席し、早稲田総括課長補佐を代理出席させる旨の届が出ておりますので、ご了承願います。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。

文化観光国際部長の伊達でございます。

それでは、本日出席しております文化観光国際部の新任幹部職員のうち、これまでの委員会に出席のなかった職員を紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしく願いいたします。

【千住委員長】それでは、これより審査に入ります。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、報告議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】 それでは、予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の2ページをご覧ください。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第2号「知事専決事項報告『令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）』」のうち関係部分であります。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、年間執行額の確定に伴う令和5年度予算の補正について、令和6年3月29日付けで専決処分させていただいたものであります。関係部分について、その概要をご説明いたします。

文化観光国際部所管の補正予算のうち、歳入予算の内訳は中段に記載のとおりでございますが、合計で1,961万8,000円の減であります。

歳出予算の内訳は下段に記載のとおりでございますが、合計は、3ページ上段に記載のとおり、1億8,654万5,000円の減となっております。

歳入予算及び歳出予算の主な内容については、3ページから4ページ上段に記載のとおりでございます。

次に、4ページの4行目からでございますが、令和5年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、文化観光国際部の関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、企画費8,982万2,000円であります。

繰越の主な理由は、文化施設改修等整備費に係る経費のうち、長崎歴史文化博物館の奉行所

等の木部にかかる補修において、専門技術者の配置が困難であったこと等により、適正な工期の確保ができなかったことによるものであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【中島委員】 おはようございます。

先ほどの繰越の件なんですけれども、長崎歴史文化博物館の奉行所等の木部ということで、私も何度か訪れたことがあるんですけれども、非常に立派な建造物でございます、専門技術者の配置が困難であったということなんですけれども、例えば宮大工みたいな技術者がつかまらずに工期が遅れたのか、その辺の詳細を教えてくださいいただければと思います。

【園田文化振興・世界遺産課長】 長崎歴史文化博物館の木部あく抜き補修業務につきましては、当該業務は、薬剤を塗布し、洗浄、乾燥を行う工程を3回繰り返すために、湿度の低い冬から春に実施することが望ましく、また夏休みから秋の修学旅行シーズンにおいては多数の来館者があるため、冬からの施工を行うように準備しておりました。

一般競争入札を行った結果、宮大工ではなく、市内の親和土建が1者応札で落札されました。親和土建においては、入札参加申請時点と入札をした時点では、専門技術者の確保は行っていたところなのですが、その後、昨今の人材不足から、余裕のある人員が確保できなくなったということで、1月になってから、そのよう

な状況になったという申出がございまして、協議を行いました。その結果、天候に左右される工程が多いという不可抗力もあり、現在確保できている人員だけでは納期超過のおそれが高いということから、さきの2月定例県議会において、契約繰越のご承認をいただいたところでございます。

【中島委員】ということは、そういう気象とかの条件がある中で、今年度内の適切な時期に実行されるということによろしいのでしょうか。

【園田文化振興・世界遺産課長】この工事につきましては、既に6月11日に完了しております。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

報告第2号のうち関係部分については、原案のとおり、承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号のうち関係部分は、原案のとおり、承認すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けたのち、陳情審査及び議案外所管事務一般に

ついて質問を行います。

まず、文化観光国際部長より所管事項の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】文化観光国際部観光生活建設委員会関係説明資料をご覧ください。今回は、当初版のほか、追加1、追加2もお配りしております。

当初版の2ページをお開きください。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

文化の振興については、記載のとおりでございます。

（世界文化遺産の保存活用について）

昨年度、世界遺産登録から5周年を迎えた「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」につきましては、去る3月25日に、知事を会長とし、構成資産地域の首長や各構成資産の所有者、保護主体となる団体の長などで構成する世界遺産保存活用協議会を開催し、5周年事業の総括及び今後10年間の事業展開の共有を行いました。

また、構成資産の保護を担う地域の活性化を図り、次世代につないでいくことを目指して、6月4日に地元団体のキーマンや行政職員を集めた情報交流会を開催し、各地域が連携した取組や、地元連携による情報交流会の主体的な運営に向けての協議を行いました。

今後とも、世界遺産の保存活用を図るとともに、保護意識の醸成や次世代に継承する取組を進めてまいります。

（ながさきピース文化祭2025について）

ながさきピース文化祭2025につきましては、令和6年度の組織改正により、文化観光国際部内に、ながさきピース文化祭課を新たに設置し、国や市町、関係団体等とともに開・閉会式や会期中に行われる各種事業の調整を図るなど、来

年の開催に向けて準備を進めているところであります。

去る5月28日には、県の実行委員会総会を開催し、県内各市町をはじめ、文化、福祉、教育、経済など幅広い分野の関係団体代表者のご出席のもと、文化祭の事業構成や事業概要などの全般的な計画をまとめた実施計画、令和6年度事業計画などについてご承認をいただきました。なお、実施計画につきましては、8月に開催される国の実行委員会において審議され、承認をいただく予定となっております。

県といたしましては、9月に開催1年前となることから、節目におけるPRイベントの実施やカウントダウンボードの設置、アンバサダーを活用したPRなど、開催に向けた機運醸成を図るとともに、各種事業の更なる磨き上げなど、引き続き「ながさきピース文化祭2025」の開催に向けて準備に万全を期してまいります。

（観光の振興について）

令和6年1月から3月までの主要宿泊施設の宿泊客数は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されて初の年末年始となったことや、4年ぶりの通常開催となった長崎ランタンフェスティバルの効果などにより、前年同期と比較して2.5%の増となりました。

今後とも、回復に向かう観光需要を本県に着実に取り込んでいくためには、魅力ある観光まちづくりを推進し、県内周遊につなげていくことが重要であります。

県内周遊促進の取組の一つである「ながさき大村湾サイクルーzing」については、第1弾として、本年3月16日から5月19日までの週末を中心に、大村湾南部地域の4つのエリアで16回の催行を予定していたところ、悪天候等による中止もあり、6回の催行にとどまりましたが、

県内外から51名の方に体験していただいたところであり、体験された方からは、満足の声をいただいた一方で、「運航ダイヤの関係で各エリアでの滞在時間が短い」、「クルーzingでは大村湾の見所スポットを案内してほしい」という意見など、商品の改善につながる声もいただいたところであり、9月から11月の第2弾の催行に向け新コース開発に活用するなど、引き続き、市町と連携し、地元事業者を中心とした取組を支援し、県内誘客と周遊促進に努めてまいりたいと考えております。

また、観光客の受け皿となる宿泊業界の人手不足対策として、新たに、宿泊施設における海外大学からのインターンシップ受入に向けた取組を支援しております。

現在、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合において、ネパール国を対象に、本年11月の受入を目指して調整を進めているところであり、本事業の円滑な実施により、外国人材の受入体制の構築を支援してまいります。

（インバウンドの推進について）

観光庁発表の宿泊旅行統計調査によれば、本県における外国人延べ宿泊者数は、2023年は約46.2万人で、2022年の約9.5万人と比較しますと、約5倍と、順調に回復しております。

このような状況の中、インバウンドの更なる受け入れ拡大を図るため、今年度の新規事業である飲食店等のメニュー多言語化など受入環境整備をはじめ、地元市町や関係事業者等と連携し、個人旅行化の一層の進展を見据え、SNS等を活用した継続的な情報発信に取り組んでまいります。

また、令和4年度から、九州観光機構や各市町と連携し、富裕層等に訴求する観光コンテンツとして、アクティビティを通じて自然や異文

化を体験するアドベンチャーツーリズムの商品化に取り組んでいるところであり、本県ならではの魅力を世界に発信し、誘客促進につなげてまいります。

クルーズについては、昨年の本県へのクルーズ船入港数が133回となるなど、コロナ禍前の2019年同時期と比較して約6割まで回復しており、外国船籍のクルーズ船入港数は121隻で、沖縄県の124隻に次いで全国第2位となっております。

引き続き、県内市町や関係機関と連携し、受入拡大に向けた船会社や旅行会社に対する積極的な誘致活動、広域周遊対策など経済的な効果を高める取組を促進し、クルーズ船入港の効果の最大化に取り組んでまいります。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

首都圏における情報発信拠点「日本橋長崎館」では、3月に開館8周年の記念イベントを実施し、店舗への誘客促進を図るとともに、去る4月24日から5月7日までの2週間、令和5年度の長崎県特産品新作展受賞商品の展示・販売会を実施し、長崎県の新たな特産品のPRを行いました。

また、世界的に有名な自動車メーカー「ポルシェ」の初の公認レストランでの長崎フェアや県外料理人が参加する食材勉強会を開催したほか、去る3月22日から28日まで、千葉県内に9店舗を展開する京北スーパーにおいて「長崎県フェア」を開催し、鮮魚や農畜産物を中心とした本県の食の魅力について発信したところであります。

県産品の輸出促進については、3月に中国にてジェットロ主催の「日本酒類販路拡大商談会」に出展し、北京を中心とした飲食店関係者や輸入業者等と試飲商談会を実施したほか、上海市の飲食店において「長崎フェア」を開催し、県

産酒や五島手延うどんなどの加工食品の試飲・試食販売及び観光プロモーション等を通して、多くの方々に県産品をはじめとした本県の魅力を総合的に発信することができました。

また、新たな商流を構築するため、現地との結びつきが強い民間事業者を活用した販路開拓にも取り組んでおり、輸出対象商品の選定や、現地バイヤーとのオンライン商談会の開催、テスト販売の実施に向けて準備を進めております。

引き続き、市町や生産者団体等と協議しながら、県産品のブランド化の推進や販路拡大に努めてまいります。

ここで追加2をお開きいただき、2ページをご覧ください。

（日ASEAN次官級交通政策会合の長崎開催）

去る6月25日から27日の3日間、長崎市において、国土交通省主催による日ASEAN次官級交通政策会合が開催されました。

この会合は、昨年5月に開催されたG7長崎保健大臣会合に続く政府系国際会議であり、県は長崎市と共同で、各国の参加者に開催地としてのおもてなしの気持ちを伝えるため、県産食材を使ったメニューの提供による歓迎レセプションを開催しました。

今回の会合の開催により、ASEAN各国における国際県長崎の知名度はさらに高まったと考えており、その成果を交流人口の増加と消費拡大につなげるため、引き続き国内外への本県の魅力の発信等に努めてまいります。

ここで追加1をお開きいただき、2ページをご覧ください。

（日本スポーツマスターズ2024長崎大会について）

「日本スポーツマスターズ2024長崎大会」は、開催まで3カ月余りとなり、去る6月20日には

100日前イベントを県庁エントランスホールで開催いたしました。

イベントでは、PR動画の放映やカウントダウンボードの除幕を行い、バルセロナオリンピック金メダリスト岩崎恭子さんをお招きし、大会アンバサダーの高田明さんと知事によるトークセッションなどを実施いたしました。

長崎大会を成功裏に開催できるよう、引き続き、市町や県スポーツ協会、競技団体等、関係者と連携して準備を進めるとともに、大会に向けた機運醸成を図ってまいります。

ここで当初版6ページへお戻りください。

（ツール・ド・九州2025について）

県と佐世保市は、去る5月9日、政策ミーティングにおいて、IRの誘致を通して積み上げてきたレガシー活用の一環として、「ツール・ド・九州2025」の佐世保市開催に向け連携して取り組む事に合意し、5月15日に、一般社団法人ツール・ド・九州に対し、開催意向表明書を提出いたしました。

その後、5月31日には、九州経済連合会と開催県等で構成する実行委員会において、UCI（国際自転車競技連合）へ国際レースとして公認されるための申請を行う事が決定されたところでございます。

「ツール・ド・九州」は、九州・山口各県の知事や経済団体のトップが参加する九州地域戦略会議において、国際スポーツ大会のレガシーの持続的継承や九州でのサイクルツーリズムの推進等を目的に開催が決定されたものであり、福岡県、熊本県、大分県で開催された初回の2023大会には、世界のトップクラスを含む18チームが出場いたしました。

県といたしましては、本大会が、国内外から多くの選手や観光客等の来訪が見込まれること

から、佐世保市を中心とする県北地域の振興や交流人口の拡大、また、本県の魅力を発信する絶好の機会になるものと考えております。

今後、県議会や関係機関のご理解とご協力をいただきながら、佐世保市と連携のうえ、大会の開催実現に向け取り組んでまいります。

長崎ヴェルカの活躍については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明を求めます。

【園田文化振興・世界遺産課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

補助金の内示について、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町及び直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、令和6年2月から5月までの実績を5ページまでに記載しております。直接補助金につきましては、長崎県文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金等で計21件、間接補助金につきましては、同様に長崎県文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金等で計21件でございます。

次に、6ページをお開きください。

令和6年2月から5月までの1,000万円以上の契約状況一覧表は、記載のとおりでございます。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、離島・半島地域振興特別委員会意見書分をお開きください。

昨年度、離島・半島地域の振興対策に関する意見書といたしまして、県議会から知事に対し提出された意見書にございました意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、3ページ目の1(4)と6ページ目の4(3)についての処理状況を記載しております。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、観光・IR・新幹線対策特別委員会意見書分をお開きください。

昨年度、観光振興対策・国際戦略、IR対策、新幹線・地域交通対策に関する意見書といたしまして、県議会から知事に対し提出された意見書にございました意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、2ページ目の1(1)から(5)についての処理状況を記載しております。

最後に、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、子ども子育て・若者支援対策特別委員会意見書分をお開きください。

昨年度、子ども子育て・若者支援対策に関する意見書といたしまして、県議会から知事に対し提出された意見書にございました意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、8ページ目の4(1)、10ページ目の4(2)、12ページ目の4(3)につ

いての処理状況を記載しております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

引き続き、6月中旬に実施いたしました令和7年度政府施策に関する提案・要望について、文化観光国際部関係の要望結果をご説明いたします。

文化観光国際部関係におきましては、観光振興に向けた取組の推進、CIQ体制の強化など、4項目について、国土交通省、法務省などに対し要望を行いました。

このうち、観光振興に向けた取組の推進については、最重点項目であることから、国土交通省に対し、知事、議長、文化観光国際部長により要望を行い、「観光振興に向けて、国と県が一緒になって取り組んでいく。」、「人手不足の解消に向けては、外国人の雇用も進めてほしい。」などの回答をいただきました。

以上が文化観光国際部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査の対象の陳情番号は、6番と7番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行

います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

部長説明の中から、何点が質問をさせていただきたいと思います。

最初に、4ページの「インバウンドの推進について」というところで、順調に回復しているというところで、非常に喜ばしいことかというふうに思っております。

そういう中で、今、オーバーツーリズムが大きな課題になっているかと思いますが、長崎での状況を教えてください。

【小宮国際観光振興室長】インバウンドにおけるオーバーツーリズムについてのお尋ねでございますけれども、先般の対馬での記事については承知をいたしております、そのほか、現状、コロナ禍の後、海外からお客様をお迎えしているところでありまして、具体的にインバウンドによるオーバーツーリズムの意見を各事業者や県民の方からお聞きしているという状況ではございません。

一方で、大型のクルーズ客船が入港した際には、多くのお客様が路面電車やバス、タクシー等で市内、県内を周遊されるという状況がございます。今後、そういった意見が出てくるとい

うことも想定をされておりますので、クルーズ船会社や旅行会社それから市町とも連携しながら、こういった対策が取れるのか、未然防止も含めて、今後対応していきたいと考えております。

【饗庭委員】現状あまりないということかと思っております。でも、やはり未然防止が必要かなと思っております。

今、海外のインバウンドの話をしましたけれども、観光客も最近はマナーがだんだん悪くなっているという表現があれですけども、そういうところでご相談とかあっていることはありませんか。

【小宮国際観光振興室長】饗庭委員からお尋ねがありました国内外問わずということで、私も県と各市町にございます観光協会、観光連盟、DMOを含めて、こういった事案が起こり得るのかというものも想定しながら、本県にお越しいただくということについては歓迎するところではありますけれども、やはり地域、県民の方、市民の方の生活がございますので、そういったバランスも取りながら、各施設とも意見交換をしながら、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】了解しました。

次に、国際定期航空路線について、昨年10月から上海線が再開されておりますけれども、この現状を教えてください。

【小宮国際観光振興室長】昨年10月に中国東方航空が再開いたしましたけれども、その後、なかなか中国から長崎への訪日が伸び悩んでおります。といいますのが、中国における団体旅行の解禁が遅かったということ、現在、中国の経済が低迷しているということ、それから福島原発の処理水の問題等もございまして、なかな

か中国のお客様が長崎、日本に向いておらず、東南アジア、韓国の方に旅行されている傾向があるというところは、統計データとして取っております。

クルーズ船につきましても、なかなか中国からのクルーズが回復していないということもございまして、今後、やはり中国は一つのターゲットとして重要でありますので、中国からの来日、長崎へお越しただけよう、私どもも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【饗庭委員】なかなか中国側が難しいということでしたけれども、具体的に、中国から来てもらうためには、今からいろいろ対策を考えるんでしょうけれども、今考えている対策として何かあれば、教えてください。

【小宮国際観光振興室長】1つ考えられますのは、中国東方航空の安定運航が挙げられるかと思えます。ただし、中国から長崎へインバウンドを期待するだけでなく、長崎県民の皆様が中国上海へ出るアウトバウンドも、検討しなければいけないと考えております。一方で、現在、中国ではまだビザの問題がありますので、すぐ行けるという状況ではございません。今後は、こうした中国東方航空の安定運航につながるように、県内におきましても、民間によるビジネスでの利活用、それから高校生、大学生等の教育旅行での利活用、こういったところにも注目をして、関係機関と協議を進めながら対応してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、3ページのながさきピース文化祭2025について、お伺いします。

一般質問でもあったかと思うのですが、

目標は190万人というところで、県内、県外からお越しいただく方も含めてということだったかと思うのですが、具体的に今、各市町と進めている中で、主な内容を教えてください。

【小柳ながさきピース文化祭課企画監】現時点の状況というところでお答えしたいと思います。先日5月28日に県の実行委員会を開催いたしまして、各市町の事業、県事業を含めまして、およそ160から170ぐらいの事業を実施したいということで承認をいただいております。今後、7月に国の方に提出をいたしまして、8月に承認をいただくということになっております。

【饗庭委員】その中で、各市町、いろんな形で取り組んでおられると聞いておりますけれども、目玉になると言ったらあれですけども、県としては、ここを力を入れたいとかいうところがあれば、教えてください。

【小柳ながさきピース文化祭課企画監】目玉の事業というところですが、今、各市町の事業計画等を見させていただいている状況でございます。これから各市町の方を順次回りまして、内容の確認をさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、県のコア事業につきましては9事業行おうと思っております、これは広域的に展開していく事業ということで、各分野の専門家の方や若手の方も交えまして事業をつくっているところでございます。少なくともこの9事業につきましては、県として、しっかり行っていきたいというふうに考えているところでございます。

【饗庭委員】わかりました。

では、その9事業の中での具体的なところで、話せるところがあれば、教えてください。

【小柳ながさきピース文化祭課企画監】9事業

につきましては様々ございますが、東アジアのユースオーケストラとか、日本遺産のシュガーロードを使ったあま〜い文化祭、それから文化芸術による地域フォーラムということで、これは五島でやるんですけれども、文化を通じた地域づくり、いろんなダンスを集めたダンス&ダンス、港で様々なアートを掲出しますみななどでアート、それから、これは若手の育成関係なんですけれども、ナガサキの未来は君に託すよプロジェクトということで4事業ほど、それからビブリオバトルという、最近、本を推薦するような事業がございまして、そういったものも予定しております。また、平和の関係で、キッズゲルニカということで、子どもたちが描いた絵を掲出するような事業、平和の文化をテーマとしたシンポジウムなどを予定しているところでございます。

【饗庭委員】 ありがとうございます。

ぜひ機運醸成を図って、成功へとつなげていただければと思います。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【ごう委員】 おはようございます。

私からも、2つ確認したいことがございます。

まず、クルーズ船の入港について、お尋ねしたいと思います。

コロナ禍前の6割まで回復をしているという現状があると記載されておりました。そしてまた、その入港数についても、沖縄に次いで全国2位という数を受け入れているという状況だと書いてあります。引き続き、県としては、受入れ拡大に向けた積極的な誘致活動、広域周遊対策や経済的な効果を高める取組を促進して、クルーズ船入港の効果の最大化に取り組んでまいります、と資料の方には記載をされております。

そんな中、まず私が1点、県の考え方につい

て確認したいのですが、数がどんどん増えてきているというのは非常にすばらしいことだと思うんですけれども、長崎県として、クルーズ船の入港する数が一番なのか、それとも経済効果、消費額の拡大、こちらの方が一番なのか、そのあたりの考え方、現時点でどのように思っているのか、お聞かせください。

【小宮国際観光振興室長】 クルーズにつきましては、先般、佐世保港の浦頭の供用開始がございました。この浦頭での予約というのが今後増加するという期待はありますけれども、今回、外国船籍のクルーズが沖縄に次いで2位ということで一般質問でも説明をさせていただきました。どちらかといいますと、数については、受け入れるハード面、長崎港松が枝岸壁の2バース化も予定されておりますけれども、施設的な制限もありますので、一定入港数については上限があるだろうと想定をしております。

一方で、お客様は、中国からのお客様、それから台湾からのお客様、または欧米豪からのお客様がございまして、今後は、経済効果を高めるような消費行動、購買力の高いお客様が乗船されるクルーズの誘致というところも念頭に置きながら、クルーズ誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

【ごう委員】 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、数には上限があると思うので、やっぱり質を高めていく必要があると思っております。

ここでもう一点確認ですが、やっぱり費用対効果がどうなのかということも重要になってくると思います。入港を受け入れるためには、本県の負担することもありいろいろ出てくるかと思うんです。そんな中、本県の負担と入港したクルーズ船がもたらす経済効果というものの

バランスというのが非常に重要だと思っておりますが、現状としては、県としては、そのあたりをどのように確認されていますか。

【小宮国際観光振興室長】経済効果を高める取組として今後取り組んでいかなければならないということで、令和元年以降も若干こういった事例はあるんですけども、長崎港、また佐世保港における発着クルーズ、その出発地また到着地になりますと、その前後での宿泊が伴いますので、例えば、フライ・アンド・クルーズ、レール・アンド・クルーズと言われますけれども、そういった商品が造成できないかということについては、引き続き、船会社それからランド社とも協議を進めてまいりたいと考えております。

また、大きな3,000人程度のクルーズ船になりますと、1隻入港するに当たって、経済効果が6,000万円程度と承知しておりますので、こういった経済効果を高める一方で、そのクルーズ船に積み込む食材、県産品ですとか、様々な地域の食材をしっかりとクルーズ船にセールスをしていくということも重要になってこようかと思っております。

クルーズ船を誘致するに当たっては、関係者が現地を視察することも頻繁にありますので、そこは地元市町とも連携をしながら、例えば、壱岐に入るクルーズ船であれば、壱岐の特産品を船に積み込んでもらおうとか、五島、上五島も含めて、そういった地域の商品が活用されるように、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【ごう委員】 ありがとうございます。

ぜひ今おっしゃられたような取組をさらに強化をしていただいて、県内全域の経済効果が高まっていくように努めていただきたいと思いま

す。そのためには、やはり船会社、旅行会社に対してのもっと積極的なアピールも必要になってくるかと思っておりますので、引き続き、取組をお願いしたいと思います。

次に、ながさきピース文化祭2025について、確認をしたいと思っております。先ほど饗庭委員からも質問がありましたけれども、私の方からも何点か確認させてください。

5月28日に実行委員会が行われ、県内で160から170の事業に取り組むということが決定され、これを今後、国に提出し、8月に承認を得るというふうなスケジュールだと伺いました。

今、来年の本番へ向けて様々な準備を整えているところであると思いますが、大会1年前である今年9月に実施予定の1年前イベントの内容について、どのような感じになっているのか、お聞かせください。

【小柳ながさきピース文化祭課企画監】委員ご質問の件について、お答えいたします。

まず、スケジュールを先にお話しさせていただきたいと思っております。第40回国民文化祭につきましては、令和3年7月に文化庁からの内定をいただきまして、第25回全国障害者芸術・文化祭につきましても、令和3年10月に厚生労働省より決定の通知をいただいたところでございます。

県では令和4年度から、文化振興・世界遺産課内に国民文化祭班を設置しまして、障害福祉課と一緒に両文化祭の準備を進めてきたところでございます。

これまで、両文化祭開催の意義や基本方針、そういったものをまとめました基本構想、県や市町の実行委員会事業等を取りまとめました実施計画案、専用のホームページの開設ですとか、統一名称、キャッチフレーズ、ロゴマーク、それからさださんにアンバサダーに就任していた

だいたり、そういったところを決めてきたところでございます。令和6年度におきまして、ながさきピース文化祭課の設置によります体制強化を行ったところでございます。5月の実行委員会で、実施計画案の承認をいただいたといった流れになっております。

今後につきましては、先ほども申し上げましたが、8月に国の実行委員会におきまして実施計画案の承認をいただくという予定になっております。今後も、その160、170の事業実施に向けて準備を進めていくというところで考えております。その間に、広報でありますとか、機運醸成、1年前の節目節目でのイベントなどの実施を考えているところでございます。

そして、1年前のイベントの内容についてでございますが、現在、プロポーザルで選定しました事業者と契約の内容を詰めている段階でございます。今のところ、まだ詳細な内容というところはお答えできませんが、イメージでいいますと、先日のスポーツマスターズで実施されましたカウントダウンボードの除幕式のようなものを考えておきまして、参加される皆様を楽しめるようなアトラクションなども含めてできないかと検討しているところでございます。

【ごう委員】 ありがとうございます。

今、全体的なスケジュール感、そして1年前イベントの現状についてご報告いただきました。プロポーザルによって内容を詰めているということでした。

参加する団体からも少し私の方にご相談が来ることがございまして、本番に向けて、スケジュールをつくったり、準備を進めていく段階で今進めているということです。このスケジュールをきちんとつくっていくためとか、1年前のイベントでこういうことをやろうという計画を

立てる時に、自分たちで全部やるということが非常に厳しいということで、そのような補助金とかがないのかというお尋ねをいただいたことがございます。担当課の方にお伝えして、その件は解決したんですけれども、補助金の内容ですとか、県や市町のスケジュールなど、具体的な情報というものが正しく団体の皆様方に伝わっていないのではないかとというふうに思っております。こういった情報がわかりづらいというお声もお聞きしておりますので、県の対応をしっかりとお願いしたいと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

【小柳ながさきピース文化祭課企画監】委員ご指摘のとおり、円滑に事業を実施するためには、県や市町だけでなく、参加される団体の方々にもしっかりと情報を伝えていくことが重要だというふうに考えております。

県におきましては、両文化祭の一体開催に向けまして、今年度、ながさきピース文化祭課を設置したところでございますが、関係する県関係各課、国、それから市町、関係団体、事業数につきましても160から170ということで、関係する団体が非常に多い状況にございます。そういった中で、なかなか情報が伝わりにくいといったところもあったかと存じますので、そこは反省をしていきたいと思っております。

具体的に、障文祭が本県で開催されるということになりまして、県の障害福祉課におきまして、県内の福祉施設、文化施設等が行う障害者の文化芸術活動への支援を令和4年度から実施しているところでございます。障害者の文化芸術を発表する活動支援の情報について、県から委託を受けております長崎県障害者芸術文化活動支援センターのホームページで行っているのですが、こういったものがながさきピース文化

祭の専用ホームページに詳細に載っていなかったりしたこともございますので、こういったところはしっかり反省をしまして、情報が皆様に届くようにしたいと考えております。

【ごう委員】 ありがとうございます。

どうしても担当課が設置をされたといいますが、やはり国民文化祭と障文祭と、もともとが県庁内で文化観光国際部と障害福祉課と別々のところでしたので、なかなかその連携がまだ取りづらいところもあるのかなとはお察しするんですけども、そのあたり、しっかりと一体となるような取組を行っていただきたいと思っております。

最後に、障害の有無にかかわらず国民の参加や鑑賞機会の充実を図るために国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭は平成29年から一体的に開催されていることと思っております。現状では、一体感をなかなか感じる事ができないんだというような障害者団体の方からのお声も届いておりますので、ながさきピース文化祭を、垣根のない、誰もが楽しめるものとして、それを全国に発信することが県にとっても重要なことと考えますし、長崎から変わったんだというようなことの発信につながればと思っておりますので、最後に、この点のご意見をお聞かせください。

【小柳ながさきピース文化祭課企画監】委員ご指摘のとおり、ながさきピース文化祭を垣根のない一体的な大会にすることは、県としましても、重要なことと認識しております。基本構想におきましても、心のバリアフリーの推進という方針を定めまして、文化芸術活動を通した全ての人々の相互理解を深めるということを明記しているところでございます。

県実行委員会におきましては、障文祭に関しまして、全体の方向性を決めるための企画会議、

それから県実行委員会の主催事業の内容を決める部会というものを立ち上げておりますが、こちらにつきましても、学識経験者でございますとか、障害者芸術文化関係の団体、教育関係の方にも参画をいただいているところでございます。

一体感を感じることができない原因でありますとか、様々な要因についても、関係者の方々にもお話をしっかり聞きまして、より一体感を感じられるような文化祭にしていきたいと考えております。

また、バリアフリー情報でございますとか、運営ボランティア、障害のある方、ない方、誰もが参加しやすいような大会とするように、受入れ体制づくりにつきましても引き続き尽力してまいりたいと思っております。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【外間委員】 委員会説明のツール・ド・九州2025について、本会議の冒頭、知事からも説明がございましたこのツール・ド・九州2025の開催について、お尋ねをいたします。

知事からの説明や部長のたゞいまのご説明の中でも、九州・長崎IRの誘致を通して積み上げてきた広域観光、周遊等の取組、九経連をはじめとする県内外の関係者の方々との連携、そしてこの事業構想の推進に係るノウハウの蓄積などのレガシーについて、今後、県政の推進にしっかりと活かしていきたいということで、佐世保市が希望しておりましたこのツール・ド・九州の開催について、確認ですが、先ほどのご説明ですと、5月15日に開催の意思の意向表明を提出した、そして5月31日に九経連の実行委員会で、UCI（国際自転車競技連合）へ国際レースとして公認されるための申請を行うことが決定をしたということであります。

3点お尋ねをいたしますが、この大会の実現に向けて、このタイトルが「ツール・ド・九州2025」でありますから、開催日が来年だということはこれでわかりますので、決定はいつ行われるのか、見通しをお願いいたします。

【川瀬スポーツ振興課長】 ツール・ド・九州の開催日の決定の見込みというご質問でございます。開催決定時期としましては、UCIから国際レースとして公認が受けられるのは、今年の秋頃だというふうにお聞きしております。

【外間委員】 今年の秋に決定できる見込みと、期待をしておきます。

それから実行委員会がいよいよ大会の準備に向けて行っていくわけですが、もし決定されたとしたら、開催時期は、来年のいつ頃に予定をされておりますか、お答えください。

【川瀬スポーツ振興課長】 開催日の今のところの見込みですけれども、ツール・ド・九州に関しては、昨年、2023が開催され、今年も2024が開催予定でございます。両大会とも、10月の中旬、3連休中に開催がされておりますので、その3連休の前の金曜日から4日間の見込みで開催されるものと認識しております。

【外間委員】 大会の誘致を通して積み上げてきた県の過去の経験を活かしてこの大会を取りに行くということで、2023あるいは2024における一つの推測として、例えば、経済波及効果、世界中からの一流の選手が集まって、その選手をはじめ、観光客も相当お見えになるというその見込みについて、2023の経済波及効果と今回の実績等を、もしおわかりでしたら教えてください。

【川瀬スポーツ振興課長】 経済効果と観客数についてのご質問でございます。

経済効果については、2023年の開催、福岡県、

熊本県、大分県の開催合計額でございますけれども、日本政策投資銀行が算出しております。その数字を申しますと、26億1,619万円と算出がされているところです。

また、観客者数に関しては、福岡県2つのステージ、熊本県1つのステージ、大分県1つのステージ、4つのステージ合計で8万8,300人という観客が来られております。

【外間委員】 ありがとうございます。

決定するであろう2025の開催に向けて、準備にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

私ごとですが、実は、自転車競技連盟の会長をやらせてもらっておりまして、昨日は、競輪場でマスターズや、あるいは県民大会での自転車競技に関する大きな選考レース等を準備いたしておりまして、こういう方々と一緒になってツール・ド・九州のお話をちらっといたしますと、マイナーなスポーツに光が当たるということで、張り切って連携、協力していくという気概を感じたところございまして、どうか本県におけるそういった協会のボランティア等も含めて、ご協力も、一緒にやっていきますので、よろしくをお願いいたします。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【深堀委員】 お尋ねをいたしたいと思います。

部長説明の中でもちょっと触れてあるんですけども、世界遺産の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の件ですが、説明の中で、「5周年事業の総括及び今後10年間の事業展開の共有を行いました。」ということでの報告がっておりますが、登録から5周年を迎えたこの世界遺産の状況について、今申し上げた5周年事業の総括及び今後10年間の事業展開について、概要をお知らせいただければと思います。

【園田文化振興・世界遺産課企画監】 潜伏キリ

シタン関連遺産につきましては、昨年、5周年を迎えております。その中で、5周年を記念する事業といたしまして、様々なイベントを展開いたしました。

1つ目が、V・ファーレン長崎とのコラボイベントですとか、あと首都圏でのイベント等々を実施してまいりました。

その中で、結果を見るために県民向けのアンケートを実施し、認知度の調査ですとか、保護意識の醸成に関しましてお尋ねしております。

認知度につきましては、もともと90%ということで高かったんですけれども、その関連イベントの後には91%ということで、少し高止まりの状況でございます。

一方、保護意識の醸成ですけれども、5周年に関する情報に触れた方のうち、約7割強の方が、世界遺産を保護してまいりたいというふうに回答いただいております。

少し来訪者の状況にも触れさせていただきましても、登録年が平成30年度になりますけれども、この時は約70万人ということでございました。一方で、5年経過した令和5年度の数字は約50万人ということで、大体现状7割ということでございます。

【深堀委員】 ありがとうございます。

来訪者の状況等々、総括の概要の説明があったわけですが、この世界遺産は、構成遺産の特質上、町なかにあるわけではなくて、少し人里離れた過疎地域に点在をしているという世界遺産であるわけですけれども、観光客の訪れる状況は、登録当初から、コロナ禍を経ているので、回復してきているというふうには思うのですが、二次交通とか、資産のいろんな設備の補修、メンテ、こういったところにかなり腐心をされているのではないかというふうに思ってい

るんですけれども、そのあたりの状況はいかがですか。

【園田文化振興・世界遺産課企画監】 構成資産地域の課題でございますけれども、大きく3つほどございます。

1つ目が、構成資産地域の担い手不足ということで、構成資産は、委員ご指摘のとおり、半島あるいは離島に点在しておりまして、構成資産地域の人口減少の傾向は、県全体の減少に比べ顕著でございます。そのため、資産の保全活動の担い手の不足が課題になっております。

そして、受入れ体制のところですが、教会等々は、住民の生活ですとか、あと信仰の場ということもございまして、来訪者の適切な受入れを図るということで、秩序ある公開のために、教会守というものを設置させていただいております。現在、約30名いらっしゃいますけれども、年々高齢化が進んでおりまして、この教会守の確保が課題となっているところでございます。

そしてもう一点、二次交通のところですが、登録当時には、駐車場から構成資産までシャトルバスなどを運行したりというものがあつたんですけれども、今は、ほとんどの地域で運行を中止しております。これは新型コロナの影響で来訪者が減少したということに伴うものだと思っておりますけれども、これについては、また来訪者が回復しつつありますので、引き続き、地元と意見交換を行いながら取り組んでまいりたいと思っております。

【深堀委員】 ありがとうございます。

各地域の担い手不足、受入れ体制、そして教会守さんの高齢化というような話もありました。事前に頂いた資料によれば、教会守の配置状況は、現在、9か所で31名の方がいらっしゃる。た

だ、これは当然のことながら、各地域の高齢化の中で、いつまでもこの体制が続くかという、担い手の後継者の育成というのが多分必要になってくると思うし、あと最後に言われた二次交通の話です。基礎自治体も、長崎市や佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、新上五島町、それぞれ二次交通対策をやっていた部分がなくなってきた現状の中で、今後この世界遺産を守るというのは、地域では守るんでしょうけれども、観光客がそこに行けるのかという課題がこれからますます出てくるんじゃないかというふうに思います。当然、これは基礎自治体が行っている二次交通対策の事業だったと思うんですけども、そこはもう少し県が関わって、いかにしてその二次交通を守っていくのか。基礎自治体と県が連携をして守っていく必要があると私は思うんですけども、その点はいかがですか。

【園田文化振興・世界遺産課企画監】 委員ご指摘の受入れ、あと二次交通対策のところですけども、基本的には、基礎自治体の方で実施していただいております。

今、財源のお話もございましたけれども、当時は、観光振興課が補助金として、21世紀まちづくり補助金を構えておりましたけれども、そういった補助金を活用しながら受入れ体制づくりを実施してきたという流れもございますので、今後、同じ部内であります観光振興課とも協議しながら、受入れ体制の整備等々について、その財源が使えないものなのか、検討していきたいと思っております。

【深堀委員】 わかりました。

基礎自治体が行っていたシャトルタクシーとか、シャトルバス、そういったもう無くなってしまった二次交通対策があるわけですね。そ

ういったものが、もちろん実態に応じた形でやらないと意味がないと思いますので、登録当初と今は環境も変わってきているでしょうから、今の状況に応じた対策をぜひ基礎自治体とも連携をしながら進めていっていただきたいということ要望して、終わりたいと思います。

次に、今年の8月1日からサービスが始まる九州MaaSについて、お尋ねをしたいと思います。

観光需要の創出が期待できるということが、もちろん九州MaaSに各県が入った形で進むわけですけども、その利用データを交通政策に活かすという大きな事業目的があるんですけども、今の観光部局として、九州MaaSに対する関わり状況について、お尋ねをしたいと思います。

【長野観光振興課長】 九州MaaSの現在の取組に関しての我々の関わり方でございますけれども、九州MaaSにつきましては、委員おっしゃったとおり、8月1日からサービスが開始されるということで、私どもは、昨年からいろいろな準備委員会等にも出席をさせていただいており、各ワーキンググループにも参加しながら、一緒になって、本県の政策企画課、交通政策課、観光振興課、それぞれで参加しながら準備に関わってきたといったような状況でございます。最後のアプリの選定に関しましても、各部局の担当それぞれに関わりながら選定したという経過があります。

そんな中で、九州MaaSでございますけれども、やはりいろんな取組方の中で、アプリの利活用でございますとか、プロモーションをどうしていくのかといった部分と、先ほど委員がおっしゃったとおり、データの利活用といった部分で、8つの大きなワーキンググループが今、構成されてきているという状況でございます。

観光振興課におきましては、この観光の部分のワーキンググループと、あとはプロモーションのワーキンググループのメンバーとして現在参加をさせていただいている状況でございます。

【深堀委員】 ありがとうございます。

観光部門としては、プロモーションのワーキンググループそして観光ワーキンググループ、8つあるワーキンググループの中のこの2つに参画をしているということですよ。

これはよくわかるのですが、これから進んでいくに当たって、データをいかに活用していくのか。ここはしっかり横の連携をしておかないと、今、観光部局はプロモーションと観光ワーキンググループだけの話でいけば意味がないわけであって、横の連携をいかにしていくのか、そのデータをどのように活用していくのかということが私は肝だと思うんですけども、そのあたりは、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

【長野観光振興課長】 MaaSの取組の中で、人の動き、いわゆる人流でございますとか、そういったデータというのが取れることを期待されていると思っております。また、こういった交通機関、こういったルートでといったところも、このMaaSの中で明確になっていくと、我々も観光施策として打ち込んでいく中で、非常に重要なデータが取れるんじゃないかと期待しているところでございます。

具体的なデータが今こういった形で入手できるのか、分析していくのかというのは、実はこれからの議論でございますので、そこはしっかりと我々も関わりながらやっていきたいと思っております。

【深堀委員】 了解です。

どういうふうなデータの取り方で、それを活

用するのかというのが、ワーキンググループもまだ恐らくスタートしていないでしょうから、わからないとは思いますが、ぜひそういった意識、視点で取組を、横の連携をやっていただきたいということで、また引き続き、進捗状況については、この委員会でも確認していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、観光地におけるシェア自転車の検討状況ということでお尋ねをしたいのですが、先般、シェア自転車というものを長崎市内で展開しようとする企業の記事を見ました。長崎において、観光客の約4割が二次交通に不満を持っているというデータがありました。その観点から言った時に、二次交通というのが、例えば自転車でもいいわけですよ。そういった意味で、シェア自転車を長崎で取り組んでいこうとする企業があるわけですが、それに対する何か情報がありましたら、教えていただきたいと思っております。

【長野観光振興課長】 シェア自転車につきましては、私もテレビの報道で、こういった民間の事業者の方が長崎市内でサービスを始めていこうというお話はお聞きしております。

二次交通でございますが、これまで公共交通、いわゆるバスであるとか、タクシーといったところに頼ってきたということがございますけれども、やはりどの業界も人手不足といった中で、二次交通を確実に準備できるといった状況をつくっていくというのは、公共交通だけでは厳しいのではないかと認識しております。

そういった中で、自転車というのは、我々も今、様々なコンテンツをつくっていく中で、期待しているところでございますので、こういった事業者の方の動きと我々の観光コンテンツづくりがどのような形で一緒になってやっていくのか、情報を共有する場をできるだけつく

ていきたいと考えております。

【深堀委員】二次交通として、シェア自転車は有効だというふうな認識を持たれている。これは先ほども申し上げたように、民間の事業者がそういう事業に参入しようと考えているわけですが、これを思った時に、シェア自転車のポート、駅といいますか、その自転車をどこで管理するのかという問題と、要は、二次交通ですから、それぞれ行き場所、観光地ですよね。そういったところに、そういった駐輪場の設備があるのかなのか。私は、そういったところが公の基礎自治体の協力なくしてシェア自転車の普及というのはないと思うんです。だから、民間が参入してこようとしているところに、官の方もしっかり、それは観光政策として、観光客のいろんなニーズに応えるための施策として、そういったものを普及させるような努力も私は必要じゃないかと思うのですが、そういう考え方はお持ちですか。

【長野観光振興課長】交通インフラを我々が全て整えるためのポートを作っていくという考え方は、非常に厳しいのかなと思いますが、私も今やっていく中で、観光コンテンツづくり、地域の中でコンテンツはつくっていきますけれども、周遊というところは、やはりキーワードになっております。ですので、これからは観光コンテンツを考えていく上でも、どうやって他の地域から受け入れる、また他の地域に対して出していくといったようなことを考えた時に、我々も大村湾でサイクルージングという取組をやっておりますが、自転車であったり、そういったものは非常に有効と思っています。ですので、観光コンテンツづくりを進める中で、そういったことを取り入れていけないのかという視点はしっかり持ってやっていければというふう

に考えております。

【深堀委員】了解です。

どこまで協力してくれという話はちょっとあると思うんですけども、行政がポートを作りましょうとか、駐輪場を作りましょうという話はちょっと違うと思うんです。ただ、そういった事業を展開する中で、どういうふうな枠組みが一番効果的なのか、効率的なのかというもの議論を、相談に乗ってほしいと思うんですよ。それは県だけじゃなくて、基礎自治体も一緒ですけども、そういった枠組みをつくっていかないと、民間に任せただけでは進んでいかないと思うので、そういった認識を持ってほしいということを申し上げます。そこは要望なので、お願いをしておきます。

最後にもう一つだけ、スポーツコンベンションのことでお尋ねをいたします。

スポーツコンベンション、長崎県はいろんなスポーツの合宿、大会とか、先ほどツール・ド・九州の話がありましたけれども、スポーツコンベンションの受入れに対する支援状況について、お尋ねをしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】県においては、平成28年に、長崎県スポーツコミッションを設立しております。コミッションの構成メンバーとしては、県内の自治体、マスコミ、競技団体、観光関係団体等でございます。長崎県においては、このスポーツコミッションを中心としまして、スポーツの合宿、大会の誘致に取り組んでいるところでございます。

支援内容、活動内容としましては、全国の実業団とか大学に対しての誘致活動を行っているところです。その誘致の際には、県内のスポーツ施設とか宿泊施設の状況、あとは長崎県の売り、海とか山、そういった自然環境も説明しな

がら誘致活動を行っているところです。

その際に、やはりインセンティブに関しても見せる必要がございますので、長崎県スポーツコミッションの方では、合宿、大会それぞれに関しての誘致の補助金を創設しているところです。合宿に関しては最大100万円の補助金、コンベンションに関しては、参加人数にもよるんですけれども、最大150万円の補助金を作っているところです。県だけで財源を負担するわけではなくて、1対1、開催市町との協調補助金という状況になっております。

【深堀委員】 ありがとうございます。

概要は、今、課長の方から説明があったとおりですね。長崎県スポーツコミッションによって、これは当然、基礎自治体も入った枠組みの中で支援をしているということで、令和5年度のその補助金の交付実績も見せていただきました。

説明を聞いて思うのは、確かに大学とか、企業の部活といいますか、そういったものがほとんどですね。先ほどの国際大会の例えばツール・ド・九州とか、いろいろありますけれども、例えばプロのチームであったり、ナショナルチーム、こういった話題性のある大きなイベントといいますか、合宿であったり、マスコミも観光客も呼べるような大きな団体を集中的に誘致するとか、そこに今のスポーツコミッションの給付の条件で言えば、そんなものは関係ないんですよね。大学生だろうが、プロであろうが、ナショナルチームであろうが。もう少し長崎県として戦略的に、どのスポーツ競技とは言いませんけれども、例えば、長崎のフィールドの中で、そういった強いプロチームやナショナルチームが誘致できるようなものがあると思うんです。あえてその種別は言いませんけれども、そ

ういったところに厚くしてもらいたい。経済波及効果だってもちろん大きな話ですし、そういった考え方もあってしかるべきだと、私はこのスポーツコンベンションの話をする時に非常に感じているんですけれども、その点、どうでしょう。

【川瀬スポーツ振興課長】委員から話がありましたように、スポーツコミッションにおいては、実業団とか、社会人、大学生に対しての誘致に特に力を入れているところでございます。しかしながら、委員ご指摘のとおり、大規模な大会、またナショナルチームの合宿誘致に関しては、この補助制度では対応し切れないというふうに考えております。実際、今回の日本スポーツマスタースターズに関しては、このスポーツコミッションの補助金ではなく、別途、実行委員会を立ち上げて、そこに県の負担金を入れて、受入れ体制を整えているところです。

また、ナショナルチームの合宿誘致に関しては、これまで東京オリンピック・パラリンピックを契機として、ベトナムとか、ポルトガル、スペイン、特にスペインに関しては、佐世保の方に東京オリンピックで銅メダルを取ったハンドボールナショナルチームも来たんですけれども、そういった受入れに関しても、実行委員会をつくるなりして、受入れを行っているところです。

また、オリパラの事前キャンプ以外にも、ベトナムが特に武道ツーリズムに興味を持っているところがございますので、日本で強化合宿をしたいという話があります。そういった際にも、このコミッションの合宿補助金ではなく、実際、この補助金が相手方に対しての補助金ですので、相手方の海外のナショナルチームに補助金を出しても、向こうの方で運用ができない

という問題がございます。ですから、スポーツコミッションの方で旅行会社に業務委託をするなりして、そういった受入れを行っておりますので、委員がお話しされるような海外ナショナルチームとか、大規模な大会については、その都度、対応を柔軟に行っているところでございます。

【深堀委員】ありがとうございます。そういう対応をされているということを知って安心しました。

もう一つだけ、お願いなんですけれども、戦略的に動いてほしいんですよ。待ちではなくて、長崎にはこういう特性があるから、こういった種目であったり、こういったプロのチームであったりというのを、こちらから仕掛けていくような話、そういうこともぜひ考えていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【中島委員】質問の予定はなかったのですが、先ほど、中国東方航空の上海便の件で、室長の答弁で、日本と中国との関係、あるいはビザの関係で非常に厳しい状況だとか、あまり前向きな話がなかったものですから、今、搭乗率の推移については、どういう状況なのでしょう。

【小宮国際観光振興室長】昨年10月に再開以降、先ほど答弁しましたとおり、なかなか搭乗率が伸びてこないということは、現状、承知をいたしております。

私も、4月に国際観光振興室に異動になりまして、早速、5月20日、21日に政策監と共に上海に渡りまして、中国東方航空へ、現状の確認とご挨拶に行っておりましてけれども、利用者が伸びてこない要因としましては、やはり原発の処理水の問題等々がございます。具体的な

搭乗率については把握しておりますけれども、なかなか苦戦をしているというところで答弁をとどめたいと思います。今後、安定的にインモアウトも活用してもらえるように、長崎支店それから東京の日本支社等とも密に連携を取りながら、今後、冬ダイヤの予定もございまして、しっかりと搭乗率向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【中島委員】この間、一般質問で話したとおり、我々県議団も中国東方航空には行ってまいりまして、調子がよければ、今の週2便を3便にするぐらいのやる気はあるんだというお話をいただいていたので、非常に期待している状況の中で、現在は、国際線が上海便だけということであれば、しっかりと力を入れていただいて、円安の状況でございますので、他の国との交渉もしやすいと思います。その辺も含めて、今後頑張りたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

【小宮国際観光振興室長】中島委員ご指摘のとおり、今は上海線のみ、長崎空港の利用がございましたけれども、他のエアラインの誘致も念頭に置きまして取り組んでまいりたいと考えております。

また、上海線につきましては、ビザが不要な乗り継ぎ、上海の空港を活用して東南アジアですとか、ヨーロッパにフライトできるようなダイヤもございまして、こういった乗り継ぎのご案内も積極的に行いながら、搭乗率向上に努めてまいりたいと考えております。

【千住委員長】審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から再開し、引き続き文化観光国際部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時24分 休憩

午後 1時29分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、文化観光国際部の審査を行います。

議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【本多委員】 2点ほどお聞かせください。

部長説明の5ページ、観光のところです。「また、令和4年度から、九州観光機構や各市町と連携し、富裕層等に訴求する観光コンテンツとして、アクティビティを通じて」云々ございます。そして、資料を調べたら、事業評価調書の令和4年度取組実績においても、アドベンチャーツーリズムやスポーツツーリズムなどの富裕層、中間層に訴求する観光コンテンツを活用しプロモーションを強化したというふうにあったんですけれども、すみません、私が不勉強で、このアドベンチャーツーリズムというのは、具体的に、どういったものを今までなされたのでしょうか。

【小宮国際観光振興室長】 本多委員のお尋ねですけれども、アドベンチャーツーリズムというところからご説明いたします。アドベンチャーツーリズムといいますのは、九州観光機構、県内市町と連携をいたしておりまして、アクティビティ、自然、それから地域の文化体験、こういったものを2つ以上組み合わせた旅行をアドベンチャーツーリズムと称しております。

県内におきましては、取り組んでいる地域が4地域ございます。雲仙、平戸、五島列島それから対馬、この4地域でアドベンチャーツーリズムに取り組んでおります。

令和5年度におきましては、平戸観光協会と

連携しまして、平戸地域における新しいコースを造成して誘客を図っております。また、平戸、雲仙におきましても、海外の旅行会社等を招聘いたしましてPRを進めているところでございます。また、昨年9月には、九州観光機構と連携いたしまして、北海道で開催されましたアドベンチャーツーリズムに関する世界的な商談会、アドベンチャートラベル・ワールドサミットと申しますけれども、こちらに参加をいたしまして、世界60か国から集まった旅行会社それからメディア、関係者に、アドベンチャーツーリズムのネットワークの皆様と意見交換を行ってきたところでございます。

【本多委員】 ありがとうございます。

実際に今、4地域でなされていてということなんです、富裕層とか中間層には受けているというような認識でよろしいのでしょうか。

【小宮国際観光振興室長】 国内の富裕層の方もそうですけれども、特に欧米の観光客の方は、こういった旅行商品を求めて国内にいらっしゃっているという実態はございますので、私ども県も、こういった富裕層、特に欧米のお客様を取り込む一つ的手段として、アドベンチャーツーリズムに取り組んでいるところでございます。

【本多委員】 今取り組んでいらっしゃるということで、実績とか、どんな感じなんですか。「お金持ちがたくさん来た」みたいな、そういったものはあるのでしょうか。

【小宮国際観光振興室長】 アドベンチャーツーリズムにつきましては、令和4年から取組を開始したばかりでございまして、まだ2か年が経過したところでございます。この実績につきましては、各取組のヒアリング等も踏まえて、今後、把握を予定しているところでございます。

【本多委員】 ありがとうございます。引き続き

き、よろしく願いいたします。

もう一点、今日、午前中に外間委員の方からご質問があっておりましたツール・ド・九州2025についてです。

私はスポーツ全般いろいろ興味があるのですが、私自身、自転車は敷居が高くて、なかなかイメージがつかめないということで、マイナビツール・ド・九州というホームページを見てみました。その中で、2023年のレース映像を見たのですが、何か周回コースをぐるぐると回るようなクリテリウムというのと、あとは市街地だとか山間部の道路を走っていくコースというものがあるようです。佐世保で開催の場合は、どういったレース形式になるのか教えてください。

【川瀬スポーツ振興課長】 ツール・ド・九州佐世保開催のレース形式についてのご質問でございます。委員お話があったとおり、ツール・ド・九州に関しては2パターンのレース形式で開催されております。2023年においても、具体的には、150キロ前後のコースを、基本的には一筆書きで走破する、そういったロード形式が一つございます。もう一つのやり方が、クリテリウム形式です。クリテリウム形式に関しては、2キロ弱のコースを数十周走って、合計約50キロのコースにして実施されるというものです。現在、佐世保市の方で2025年に向けて検討している形式としましては、クリテリウム形式でございます。

【本多委員】 ありがとうございます。ということは、市街地で周回のコースを造ってというイメージですね。わかりました。

私に限らず、自転車が敷居が高いなと思っている方も多くいらっしゃると思うので、まだ決定はしていませんし、これから先、決定していくものだとは思いますが、より皆さんに盛

り上がっていただけるよう、プロモーションの方も、ぜひよろしく願いいたします。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【大久保委員】 続きまして質問をさせていただきます。

午前中も、関係説明資料の4ページに、国際の定期航空路線の話がありましたけれども、2月定例県議会でも質問をさせていただいた折に、上海路線とまた別に国際路線を考えてみると、今年度はどうにかできるんじゃないかという話だったんですけれども、先ほどの答弁では、ちょっとそのあたりの強弱がわからなかったので、今の言える範囲での進捗状況を確認させてください。

【小宮国際観光振興室長】 上海線に次ぐ国際航空路線の誘致につきましては、昨年来、コロナが5類に移行して以降、積極的に取り組んでいるところでございます。

現在、上海路線のみですけれども、県内の外国人の延べ宿泊者数の統計を見ますと、一番多いのは韓国からのお客様で、続いて多いのが台湾からのお客様、こういった統計データ等も把握しながら、私ども長崎として、どこの地域からエアラインを誘致してくるかということで、現在、韓国それから台湾地域、こういったところに注目してエアラインの誘致に取り組んでいるところでございます。

現状、他の地域との地域間競争、またエアライン間の競争等もございますので、なかなか具体的に申し上げる状況にはございませんけれども、長崎空港からチャーター便それから定期便の早期就航に向けて、鋭意取り組んでいるところでございます。

【大久保委員】 ありがとうございます。

国際便も含めて、九州では熊本も活況だとい

うことで、他県を見れば、景気がいいなと県民も見ていないんじゃないかと思っておりますので、長崎空港のさらなる利活用を図っていただきたいと県民は願っていると思っておりますけれども、その中で、利用状況で、県北の方がどれくらい空港を使っているのかというのが気になっております。というのが、福岡空港と比べた時に、便数の違いと、平戸、松浦は、時間がほぼ変わらないんです。西九州道で行けば、お金がほとんどかからなくて、都市高に入って、やっと有料になるくらいなんです。大村に行く時は、高速道路に乗るとお金がかかる。下道だともちろんかかりませんが、信号、信号、信号で、そのストレスもあると思います。そういった中で、今の利用状況というのがどんな感じか、つかめてあれば、教えていただきたいと思っております。

【小宮国際観光振興室長】大久保委員がおっしゃるとおり、県北地域にお住まいの方は、どうしても長崎空港との距離、時間、それと福岡空港、佐賀空港との距離、時間を考えますと、やはり現状、多くの皆様が福岡空港をご利用になられているんじゃないかと思っております。長崎空港を利用された方については、一定数値の確認はできますけれども、なかなか福岡空港をご利用になられた方の数値、統計データまでは、あいにく持ち合わせておりません。福岡空港は、九州のハブ空港ということで、海外のエアライン17都市と結び、航空便で言いますと28の航空エアラインが週あたり438便運航中でございます。一方、長崎は上海線の週2便ですので、圧倒的に福岡空港の利便性が高いという状況は明らかだと思っております。

次いで、熊本空港のお話もございましたけれども、熊本空港で今、仁川、台北、香港、この3

都市に4つのエアラインが就航いたしております。便数で申し上げますと23便。こちらは台湾のTSMCの進出等もありますので、多くの台湾からのお客様が入っていらっしゃるという状況です。

鹿児島は仁川、上海、香港、台北、この4都市に就航しております、4つのエアラインが入っております。便にして10便就航しているということでございますので、こういった他の空港と比較しても、長崎空港が利用されていない、エアラインが就航していないという現状を踏まえますと、やはり先ほど申し上げました韓国線それから台湾線に少し注力をして、集中的に取り組んでまいりたいと考えております。

【大久保委員】諸課題の把握はされているというのは承知しておりますけれども、私は、県北も含めて、県民が使える環境をどうやっていくかということが、定期便とすれば、さっきアウトバウンドもインバウンドも、要は、往復乗ってもらわないと航空会社も走らないということは、もちろんビジネスなので承知しております。その中で、いかに県北も含めて乗ってもらうかという対策を考えないと、これは国内線も国際線も同じだと思うんです。ただ、部署が違うということで、ちょっと話にくいんですけれども、その対策というのはどう考えられているのか、それは国内線も含めてあるのか、お尋ねいたします。

【小宮国際観光振興室長】大久保委員ご指摘のとおり、海外からのエアライン誘致については国際観光振興室で所管をしております。国内のエアライン、離島航空も含めて、地域振興部の交通政策課で所管をしておりますので、両課連携をして取り組んでおりますけれども、インバウンドだけではなく、アウトバウンドの県民の

皆様が海外に出かけるという安定的な搭乗率を確保するという意味では、ビジネス利用それから教育利用が必要になってくると思っております。

その中でも、このコロナ禍の3年間において、県民の皆様のパスポート取得率が少し低下傾向にありますので、パスポートを取得する際に、何かインセンティブが与えられるのかどうか、または県北地域の皆様それから島原半島の皆様、長崎空港からちょっと距離がある地域から、長崎空港を利用してもらうためのインセンティブを設けるかについては、次年度以降の事業の組立てとして、関係民間の企業の方とも意見交換を行いながら検討してまいりたいと考えております。

【大久保委員】利用率向上にはいろんなやり方もあるんでしょうけれども、私は、観光だけじゃなくてビジネスもということは前回も話はさせていただきました。そこは産業労働部とも一緒なんですけれども、海外進出だとか、またはいろんな学びも含めて、そういったメニューをつくるのも一つなのかなと。これは一案ですけども、そこに支援をする、その代わり長崎空港を使ってくれということで、ビジネスでも定期的な往来ができるように、進出してくれれば、なおさら往来があるでしょうし、また逆に、来てもらうということも考えられるでしょうし、やっぱりそうやって故意的に動かしていかないと、多分、長崎空港はじり貧してしまうんじゃないかなと。

県北側から見ると、佐世保も、西九州道幹線が延びてくれば、そっちに乗って福岡の空港利用が加速するという懸念があります。南北幹線はまだ事業化されていないということは、時系列から見ても、その間、なかなか厳しい状況が

あるんじゃないかとした時に、これは国内も国際線も含めて、何か戦略的に手を打っていかねばならない。ただ、ここだけで言えないので、ちょっとそこあたりの協議は具体的に先を見てしなければならないんじゃないかと思っておりますので、ご一考いただければというふうに思っております。答弁は結構です。よろしくお願いいたします。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【田中委員】今の質疑を聞いていて、ちょっとだけ確認をさせていただこうと思うんだけど、国際線の関係で、台湾に意欲を示しているような話が今、垣間見えたんだけど、私の記憶で8年前は、熊本～台北の航路が開設して、その帰りに長崎県に寄りたいと、首長にぜひ会いたいと言ってきた時に、長崎県は、会ってくれるなど、会えば困るんだというようなスタンスだった。今は、そういう台湾オーケーのスタンスに長崎県の行政の中で切り替わっているのかなと。私は、いいことだと思うんですよ。やっぱり台湾もこれだけの付き合いがあるわけだから、そこら辺で長崎県の行政のスタンスが、もう台湾はオーケーなんだよということになっているとすれば、それは喜ばしいことなので、確認をしておきたいと思います。

【貝淵国際課長】台湾は、直近の延べ宿泊者数が韓国に次いで多く、また東アジアにおける経済交流において重要な地域であると認識しております。

そのように台湾は重要な市場ではございますが、一方で、本県は歴史的に中国とのつながりが深く、日中間の友好交流の促進に力を注いできた結果、全国で唯一、1県のみを所管する中国総領事館が設置されるなど、国内の自治体の中でも特別な友好関係を築いていると認識して

おります。こうした歴史的な背景等を踏まえ、本県では、中国との友好関係や信頼関係に悪影響を及ぼすことがないように、これまで台湾との行政間の交流は行ってこなかったところでございます。

一方で、台湾からの観光客の誘致やエアラインの就航、また台湾への県産品輸出拡大などに対する県民、事業者のニーズは高まりを見せております。そういったことから、県といたしましては、行政間交流は行わないにしても、経済交流の促進に積極的に取り組んでいるところでございます。

【田中委員】 喜ばしいことなので、日本と台湾の国際航路ができれば、それにこしたことはない。だから、今、両方から聞いていると、どっちなのかという感じもあるから、せっかく並んで座っているから、2人の調整をしてください。そして、積極的にやってほしいという趣旨で私は質問をしたということで理解してほしい。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【山本委員】 2件、お伺いをします。

1点目が、県内のDMOの現状についてです。

国が観光立国の旗振り役ということで期待をされている。観光データの収集であったり、分析、それに伴うマーケティング、戦略の策定、関係者の合意形成であったりということで、いわゆる観光地域づくり法人ということで、10年ぐらい前から国の方で進めてきているんですけども、3か月ぐらい前の日経新聞にも、いろんな問題を抱えているDMOもあるということが載っておりました。

まず、今、長崎県内に登録されているDMO、それから今後、登録DMOを目指す候補DMOというのが幾つ、どこにあるのかというのを整理させていただきます。

【長野観光振興課長】 委員お尋ねの県内のDMOの登録状況でございます。まず、大きく登録DMOと候補DMOということで、国にいろいろな形で手続を進めていく中で、段階として、候補DMOを終えて、最後、登録DMOという形となっていく現状がございます。それは幾つか要件がございまして、しっかり要件を満たしていくことで、最終的に国が登録DMOとして認めていくといったようなところでございます。

その登録DMOでございますけれども、現在、佐世保観光コンベンション協会、長崎国際観光コンベンション協会、島原観光ビューロー、平戸観光協会、波佐見町観光協会、この5つが県内では登録DMOとして存在しております。

また、その予備軍といえますか、先ほど申し上げた候補DMOでございますけれども、現在、雲仙観光局1団体となっております。

【山本委員】 ありがとうございます。

一方で、2015年に国がDMOの登録制度というのを始めて、2020年ぐらいから、その登録要件を厳格化して、更新であったり、取消し、こういうふうな制度を導入しているということなんですけれども、これまでに本県で取り消された、あるいは候補法人になっていたんだけれども、取り下げたというか、今は違うというふうな動きというのはあっているんですか。

【長野観光振興課長】 候補DMOまで登録をいたしまして、その後、登録DMOを目指す際に断念した団体といたしましては、1つは、新上五島町の観光物産協会、もう一つは、島原半島観光連盟、この2つが候補DMOの段階で登録を諦めたといったところでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

DMOというのが出てきた時に、私も非常に期待をしたところがあって、ところが、その中に

誤解があって、DMOができれば全部してくれると、観光に関しては全部DMOがするんだという感じになって、そうすると行政も民間の人も全部DMOがしてくれる、観光協会とかがDMOになったところは、観光協会が今までやっていた、結局、補助金をもらってはいるんだけど、無償のイベントとかも全部DMOがしてくれるんだというふうに思っていたんだけど、実はそうじゃなかったと。そういう中で、その認識のずれというのが地域の中で起こっているのではないかと。その結果、どうしても観光と云ったらプロモーションが中心になるから、プロモーションが重複したり、一方で、あるイベントに関しては、誰が責任者かわからないと、どこがするのかわからないというようなことで、ぽっと主催者の自治体の事務局がいなくなったりというふうなずれが出ているなというのを少し感じる時があります。

そういう意味で、県として、行政とDMOと民間事業者の役割というのをどのように整理されているのか、お伺いします。

【長野観光振興課長】 まず、DMOですけれども、先ほどからお話があるように、観光地域、いわゆる観光まちづくりの実際のかじ取り役ということで、現場で実際、関係者との合意形成を図りながら地域づくりを主体となって進めていくのがDMOの役割だというふうに認識しております。

一方、県も、観光まちづくりというのを支援しておりますけれども、やはり実際の主体となるのは地域でございます。その役割を担っているDMOに対して、後押しをするといったところで、県としましては、周遊といったものを少し意識しながら、観光コンテンツづくりということで、先ほどお話があったような、まちづくり

に対しての補助金でございますとか、そういったもので後押しをしていっているというような役割、その戦略を持って、周遊というところでしっかりつないでいくという意味合いを持って支援をさせていただいているというような役割を考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

今のお話を聞いていると、県と各DMOとの役割というのは整理されているなというふうに思います。

だから、要は、各自治体の中での市とか町とDMOとそれから民間の事業者とのいわゆる役割分担というか、役割をどう整理して、どう一緒にやっていくのかということが少し温度差があるなと感じているんです。だから、例えばDMOの中でも、長崎国際観光コンベンション協会であったり、また雲仙観光局は今、候補ですけれども、こういったところというのは、自分のところでかなりデータの分析をされたり、いろんな取組をされており、役割分担もある程度できているのかなと思っているんですけど、先ほど、地元のことであれですけれども、島原半島観光連盟が今、候補法人ではなくなっている、一方で、島原観光ビューローはDMOだ、雲仙観光局は今度DMOを目指していこうというふうな形で、ばらばらという言い方ではちょっと違うのかもしれないんですけど、本来、半島で観光、半島で一つになってやっていくべきところが、レベルは上がっているのかもしれないんですけど、それぞれが進んでいっているということに関して、必ずしもいいのかなと疑問として思っているんです。

ですから、県内の全体のレベルというか、統一はしなくていいんですけれども、そういった認識のずれであったり、それぞれの役割の整理

という意味で、県と県の観光連盟、それから市町、DMOの関係、それからDMOがないところの観光協会であったり、そういったところとの情報交換とか意見交換、こういったものをぜひしていただきたいというふうに思うんですけれども、この点はどうでしょうか。

【長野観光振興課長】地域の中で意見交換の話になります。私どもは観光まちづくりの支援を行う際に、来年度の事業をどうしていこうかという議論については、今年度から、地域に入り込みながら、各担当、これは県も観光連盟も、市町の担当、地域のDMO、観光協会、そういったところとお話をさせていただくということで、それぞれ合意形成を図りながら、観光まちづくりのそれぞれコンテンツづくりといったところを実際支援をさせていただいているというふうに考えております。

そういった取組を進めていく中で、当然、役割の分担というのはございます。県も全てを、地域のまちづくりに対して何でもやるというわけではございません。だからといって、市町ができない部分というのを、県観光連盟の中にマーケティング室というのを設けまして、その職員が、商品化とか、観光まちづくりのいわゆるコンテンツの磨き上げ、そういったものをアドバイスしながら、実際は現地の地域の方がそれを実践していくといったような形で、これを1年ぐらいかけてやっていくというようなものをずっと繰り返している状況です。ここ2年ぐらい、こういった形でやらせていただいております。

そういった中で、先ほどの協議の話ですけれども、当然、役割分担は重要だと思いますし、DMOのあるところは、DMOが主体となって動いているところがあります。そういったところ

は、常にそういった情報交換をさせていただきながら、しっかりとお互いの役割を持ってまちづくりを進めていければというふうに考えているところでございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

DMOがなかなか進まなかった時、一つの原因が、地元の合意形成というのがあって、これはずっと前から言われているんだけど、なかなかそれが取れていない。役割が明確になっていないところなんかは、特にそうだと思うんです。だから、今、観光がいろんな課題があったり、可能性があったりする中で、よく昔から言われている、観光客が来たら、ホテルとか交通、そういうものは潤うけれども、本来、裾野が広いと言われながら、それ以外が広がっていない。だから、「ステークホルダーツーリズム」という言葉があるみたいですけども、こういったものをもっと徹底していかないといけないのかなと思った時に、本来そうなるべき人たちが、そこに加わっていないのではないのかなというのを、協会としては加わっているんだけど、それぞれの事業者として、うちはこういうものができます、こういうものができますというのが、なかなか調整ができていない。だから、そういうものを行政と民間事業者を調整していくのも一つのDMOの役割なんだろうと思っておりますので、そういったところも含めて、ご指導といたしますか、そういう場をつくっていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

もう一点、国がいろんな観光戦略というものを打っていく中で、例えば、観光庁のホームページを見ても、持続可能な観光地域づくり戦略だったり、インバウンド回復戦略、国内交流拡大戦略、たくさんの戦略があって、その中を開

けてみると、またその中にいっぱいメニューがあって、独自のメニューがある。その中で、中を見てみると、長崎県内の自治体とかでも、それをうまく使っているところがある。直接これではないんだけど、例えば、雲仙市が地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地になりましたよとか、それから島原半島が、これは観光だけではありませんけれども、農林水産省のセーバージャパンというのに何年か前に長崎県で唯一選考されているというふうな形で、いろんなものに採択をされたり、予算を活用していたりというふうな事例があるんですけども、こういうものに関して、事業の採択であったり、予算の獲得に関して、県の方が何か関わっているのかどうか、お尋ねします。

【長野観光振興課長】国の支援制度の活用でございます。先ほど委員が申されたとおり、県内でもたくさんの観光庁の補助金を使って、様々な観光コンテンツづくり等に支援をいただいているというような状況でございます。こういった有利な財源でもございますので、私どもも、いろんな国が出している事例集とか、そういったものを持って、地域の方にも、これが適用できるのであれば適用を促していくといったような動きもやっております。

先ほど申し上げたDMOのお話になりますけれども、DMOが主体となって実際補助金を取りにしているというところも事実ございますので、そういった先んじてやっているところの事例なんかも県内各地に紹介しながら、広げていければというふうに考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。

まさに今おっしゃったとおりで、観光政策を打っていく時に、なかなか県の一般財源であっ

たり、市の一般財源というのは限界がある。だから、いかにその財源を獲得していくのか。例えば、温泉があれば、入湯税をどう利用するのかとか、今話題になっている宿泊税なんかもそうだと思うんです。だから、こういうものを使うことによって交付税が減るわけでもないし、いわゆる財源として非常に継続的に使えるものがある。もし、そういうものがないのであれば、いかに国のそういうメニューを使っていくのかというのが知恵比べといえますか、そういうものかなと思うんです。だから、先ほどのDMOの中にも、かなり先進的に進んでいるところもあれば、まだまだ昔の観光協会のようなところもある。今の予算の獲得とか、事業の採択にしても、すごく積極的にそういうものを取り込んでいっている市町もあれば、もちろん市の負担もあるのかもしれないんですけども、そういったところをある程度全体としてレベルアップをしていく中で、今まさにおっしゃったような形で、県自体が使えるものは県も取ってきていただければいいだろうし、市町のものについて、そういった形のいわゆる情報差というか、そういったものをできるだけなくしていただくようにご指導いただければと思っております。よろしく願いいたします。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【初手副委員長】 2点ほどご質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、本日の委員会関係説明資料の4ページ、3行目になりますけれども、ながさき大村湾サイクルージング、県内周遊促進の取組ということで報告がっております。この件につきましては、ここに記載のとおり、3月16日から5月19日までの週末を使って、大村湾南部地域の4エリアで16回の開催を予定して、悪天

候等により中止もあって、6回催行したというふうな報告がっておりますが、この3か所の合計が51名ということで書かれておりますけれども、この内訳的には、県内、県外、家族連れもあるかもしれませんが、また別の団体になるのかもしれませんが、その辺の内容について、まず1点目、お尋ねしたいと思います。

【長野観光振興課長】委員お尋ねのサイクルージング51名の内訳をいいますと、県内がその中の44名と、大半を占めております。県外からは7名ということで、兵庫、福岡といったところから、これはSNSなどを見ながら情報を仕入れてやってきていただいた方もいらっしゃいます。ファミリーなのかどうなのかというところは手元にはわかるものがございませんけれども、参加数の内訳としては、そういったような形になっております。

【初手副委員長】ありがとうございました。

第1回目、最初の取組ですので、参加者数も少なかったのかなというふうに思いますし、これからのことだと思っておりますけれども、どうしても海を使うと、波静かな大村湾といいながらも、風が強ければ荒れますので、悪天候の場合の中止の判断といたしますか、今回は県外からは7名ということでしたので、距離的にはどうかわかりませんが、そういった場合の基準と対応の仕方、その時の段階で判断ということも多分ないかと思っておりますけれども、その辺について、少し詳しくご説明いただければと思います。

【長野観光振興課長】どうしてもサイクルージングになりますと、天候に左右される部分がございます。雨天の予想される部分になりますと、前日に中止ということをお話をさせていただいているというふうにもお聞きしております。

雨天の対応というのが現在のサイクルージングの中での課題でございまして、それをこのコンテンツづくりの中でどうしていくかというのは、これからまた議論を進めていければというふうに考えております。

【初手副委員長】ありがとうございました。

おっしゃるとおりでありまして、せっかくいい発想に取り組みながらも、自然を相手にする場合は、どうしてもいろんな弊害が発生するというふうには私も感じるところであります。

一連の今回の取組を踏まえて、一部反省点等も今おっしゃいましたけれども、また報告の中にも、それぞれ感想を述べられているようですけれども、その辺を踏まえた中での今後の課題、そういった面について、今回の開催を踏まえて、どのように位置づけておられるのか、そこについて、お尋ねをしたいと思います。

【長野観光振興課長】今回の春の商品の販売実績を踏まえまして、様々な反省点が出てまいっております。時津港からの出発で、到着も時津港で自転車を返すといったようなところがございますので、こういう中には、利便性の向上というのをどうにか図ってほしいというお声があります。ここはしっかり検討しなければいけないというのがまず1点です。

あともう一つ、販売促進に向けた取組といたしまして、インターネットを通じまして申込みをしていただいたんですけども、このホームページの申込みページが非常にわかりづらいというか、予約に至るまでに少しストレスがかかるといったようなお話もあります。そういった意味では、申込みページの改善でございますとか、また今のサービスだけではなくて、別の部分のサービスであったりというところを検討する必要があるのかなというところがございます。

あと、これは私も実際乗って感じたところでございますけれども、各エリアでの滞在時間というのが、楽しみながら行くと、意外と短いという部分も少しございました。だから、その滞在時間をどう延ばすのかとか、楽しみ方をどうやっていくのかというのは、今回の事業を踏まえて、目安時間であったり、いろんな工夫をしていかなければいけないといったような課題も出てきます。

そのほか様々なお声もいただいておりますので、秋の再開に当たっては、一つでも多く改善につなげていければというふうに考えております。

【初手副委員長】 答弁ありがとうございました。

1回目の段階ですので、これから反省点を踏まえながら、いろんな対応をしていただくことによって、利用者も増えてくるんじゃないかというふうに期待もさせていただきたいと思えます。

これからだということになると思えますけれども、報告の中には、9月から11月に向けた新コースの開発状況というのもご検討をされているようでございます。新しいものをつくるというのは、まだまだいろんな課題が、大村湾の中では、港湾の管理上もいろいろ課題があると思うんですけれども、今後の開発の状況についての方向性とか課題点、そういったものがございましたら、ぜひご説明をいただければと思えます。

【長野観光振興課長】 今後のコースの設定でございますけれども、副委員長おっしゃったとおり、係留場所の確保というところが課題としてございます。そういった中でも、確保できた地域につきましては、実際どういったコースを回ろうかといったところは、現在まさに調査であ

ったり、関係者との協議を進めているところでございます。できる限り早い段階で商品化を進めたいとは思っておりますけれども、まずは現在の4つのエリアをしっかりと回していくということが非常に重要であろうというふうに考えておりますので、そちらのオペレーションにまずは注力をさせていただいて、新コースについては、できれば今年は種をまくというところで、来年に向けて、しっかりと商品化に結びつけていければというふうに考えているところでございます。

【初手副委員長】 ありがとうございました。

確かにこれからの課題ではありますので、新しいコースの設定というのは、先ほど申しましたように、船をつけて、そこでまた上陸していくという、言わば港湾的な構造的な要素が大変な課題かと思うんです。当然そこには、手を加えらば、港湾事業ですから、かなりの金額もかかってくる。しかし、大村湾という全体を捉えた時には、地域の特性がそれぞれの町、地域にあるわけですので、ぜひ今後は、そういった財政も含めながらですけれども、積極的に新しいコースを開拓することによって、大村湾沿岸の活性化につながっていくというふうに思いますので、その辺はよろしく願いをさせていただきたいと思えます。要望として述べさせていただきます。

次に、2点目に移らせていただきます。2点目につきましては、今日の説明等には載っていないんですけれども、長崎総合型地域スポーツクラブというのがございますけれども、この辺の活動について、少しか状況の把握と今後の取組等について、お尋ねをしたいと思えます。

去る4月16、17日に、長崎の地域スポーツを語る会として、県総合型地域スポーツクラブの

研修会が出島メッセ長崎で、初代のスポーツ庁長官鈴木大地氏をお招きして、講演や、その地域の生涯活動の在り方などについての研修会が開催をされております。これは4月20日の長崎新聞に記載されておまして、この取組について、非常に興味がありましたので読ませていただき、今後、県内として、どのように位置づけていくかということをお聞きしたいと思って、本日、質問に挙げさせていただきます。

総合型地域スポーツクラブというのは、目指す姿として、みんなが元気に、地域が元気にを基本として、県内で、市と町で約32クラブがそれぞれの地域で活動されているというふうに聞いております。私は、このクラブの活動は、地域に根差した取組をされていると、中には、介護関係と一緒に取り組んでいくという地域もあるようですので、これから非常に興味深い位置づけになるのではなからうかというふうに思ったりしておりますけれども、そこで改めて、地域スポーツクラブの主な活動内容と地域に対する貢献度と申しますか、その辺について、県としてどのように捉えておられるか、まず1点目としてお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】総合型地域スポーツクラブについてでございますが、クラブについては、子どもから高齢者まで、様々な世代の方たちが参加しているクラブでございます。様々なスポーツプログラムを提供していることで、初心者からトップレベルまで、参加するそれぞれの人たちの志向とか、レベルに合わせて取り組むことができるという特徴がございます。また、地域住民により自主的かつ主体的に行われていると、民間のスポーツクラブと比べて、その違いはございます。

貢献度に関しては、地域住民の誰もが気軽に

参加できるということから、県民のスポーツ実施率の向上はもちろん、健康増進に大きくつながるものと考えております。

また、様々な人たちが参加して交流を行うことで、その地域コミュニティの活性化にも大きく貢献するものと考えております。

【初手副委員長】ありがとうございました。

さっき言いましたように、地域に密着した、根差した活動の展開であるというふうに理解をしております。

そこで、今回の研修は、多分、年に1回計画されていくんだろうと思いますけれども、意見交換、情報交換という意味では大変有効ではないかというふうに思っております。今回の研修内容とその効果について、どのように評価をしておられるか、お尋ねをいたします。

【川瀬スポーツ振興課長】内容としましては、主会場の方で初代スポーツ庁長官鈴木大地さんの講演会や座談会が行われ、隣の会場では、一般参加者向けに、総合型地域スポーツクラブの紹介やクラブで提供されているプログラムの体験会、モルック体験会などが行われました。また、2日目には、クラブの関係者と市町の担当職員を対象に、グループに分かれてのディスカッションが行われ、それぞれの地域で抱える課題の共有でありますとか、その解決に向けての意見交換が行われたところでございます。

当日は、一般の人、学生の参加もあったことから、総合型地域スポーツクラブの知名度向上に一定程度つながったものと考えており、また総合型地域スポーツクラブに関係する人たちの今後の活動に対するモチベーションの向上にもつながったと考えております。他地域の優良事例をお互い紹介し合うことで、今後の自分たちのクラブに取り入れたいと、そういったような

感想もいただいたところです。

【初手副委員長】 ありがとうございます。

なかなか県全体を集めての研修会というのは、いろんな負担もありますので大変かと思えますけれども、先進地といいますか、積極的に取り組んでいる地域の声を聞くということは、やはり全体的に普及していくためには大変重要ではないかというふうに理解をいたしております。これからもぜひそういう機会をつくっていただいて、底上げを図っていただければというふうに思っております。

3番目に、32地区があると聞いております。それぞれの地域の特性の中でいろんな取組がされておりますけれども、その中でも1点か2点でもご紹介をいただければと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】 例を申しますと、波佐見町のクラブピナス、また川棚町のチューリップスポーツクラブ、そういった2団体においては、介護予防事業を実施して、住民の健康増進であったり、医療費の削減に向けて、自治体と一緒に連携して取り組まれているところでございます。また、クラブの中には、英会話教室とか、ギター講習会、そういったスポーツ以外のプログラムを提供している団体もございます。

【初手副委員長】 ありがとうございます。波佐見と川棚の例を述べていただきました。

確かに今ご説明ありましたように、ただスポーツというだけではなくて、地域に密着した、子どもたちからお年寄りまでを含めたいろんな活動の幅を持って取り組んでおられると。これはそういう意味では、都市部においてもそうですねですけども、郡部においては貴重な役割を果たしていくのではないかと、そういうふうな捉え方をしているのではないかとというふうに思

っております。

次に、4点目ですけれども、基本的には、当然、それぞれの負担金で賄うとか、スポーツクラブを主催する方が地域住民との主体的、自主的な運営の中で進められているというふうに理解をしております。この現状からして、この必要性は当然ご理解いただいていると思うんですけども、今後の課題としては、どういうふうな面を指摘されますでしょうか。その辺についてございましたら、お願いしたいと思えます。

【川瀬スポーツ振興課長】 課題としましては、まだまだ総合型地域スポーツクラブという存在を知らない県民が多いということだと考えております。県においては、県内の総合型クラブを紹介するパンフレットを作成したり、あと県内市町のそういったパンフレットを作成しまして、県内各市町の体育館でありますとか、人がたくさん集まるようなところに配置を行っているところです。また、県の広報媒体によるクラブの紹介を目的とした情報発信、またV・ファレン長崎のホームゲームを活用して、そのイベント時に総合型クラブを紹介するような取組を行っているところでございます。

こういった取組を行いながら、総合型地域スポーツクラブの知名度向上に向けては、引き続き、各クラブとの連携はもちろん、市町でありますとか、県のスポーツ協会と連携して、力を入れて取り組んでいく必要があると考えているところです。

【初手副委員長】 ありがとうございます。

こういうクラブの運営に県としても期待をされているというふうな感触を受けたところでありますけれども、実際の運営といたしまして、県の予算のトータルが430万円ぐらい。自主運

営ということでありますので、県がいろんな面で助成するというのは限界があるかというふうに思いますけれども、今の活動内容とか、それぞれのクラブによって違いはありますけれども、地域密着型の取組をされておりますので、今後どういうふうに展開をしていくか、大変楽しみですけれども、県としても、そういった財政的な支援は、どこを基準に捉えていくかで支援の枠は変わってくると思いますけれども、そういった活動の中身も踏まえていただきながら、これからも積極的なご支援、あるいは横の連携のためにご尽力いただきたいと思います。その辺の捉え方、意気込みについて、ぜひお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【川瀬スポーツ振興課長】総合型地域スポーツクラブについては、先ほどからご説明しておりますように、地域への貢献度は高いと考えております。クラブが多くの県民に知られ、浸透することで、県民のスポーツ機会の充実、スポーツ実施率の向上に大きく寄与すると考えております。

県においては、先ほどご説明しました県民への情報発信のほか、県スポーツ協会や市町と連携し各クラブへの巡回訪問を行い、活動状況の把握でありますとか、助言を行っているところです。また、市町の担当者、クラブの指導者、スタッフの育成、資質向上のための研修会も開催しているところでございます。

また、県のスポーツ協会においては、自主財源において支援制度を設けております。総合型地域スポーツクラブのうち、全国協議会が定めている基準を満たし、日本スポーツ協会に登録されている登録クラブが実施する活動、その経費に対しての支援をスポーツ協会が行っている

ところです。

今後も、県のスポーツ協会と連携し、クラブや関係市町のさらなる取組の拡充に向けて、県としても取り組んでまいりたいと考えております。

【初手副委員長】いろいろご説明いただきありがとうございました。

先ほどから申しておりますように、私もこのスポーツクラブの役割は、地域の人々のつながりを育てていく、そしてそれぞれの地域のスポーツの振興に大きく貢献していく、そして高齢者から子どもたちまでの健康づくりへのサポートをしていってくれるんだという、そういう役割を担っていると思いますので、どうかこれからもいろんな面で県としてもご支援をいただければというふうにお願いをして、質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時25分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時25分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年7月2日

自 午前 9時59分
至 午前 11時56分
於 委員会室 3

統計課長	谷村 重則 君
生活衛生課長	岩松 尚 君
生活衛生課企画監 (動物愛護管理センター整備担当)	荒木雄一郎 君
食品安全・消費生活課長	立石 寿裕 君
水環境対策課長	佐藤 貞夫 君
資源循環推進課長	赤澤 貴光 君
自然環境課長	田中 順子 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委員	田中 愛国 君
"	外間 雅広 君
"	深堀ひろし 君
"	中島 浩介 君
"	ごうまなみ 君
"	山本 由夫 君
"	饗庭 敦子 君
"	本多 泰邦 君
"	大久保堅太 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開会

【千住委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

4月の人事異動により、新たに就任した県民生活環境部の幹部職員で、これまでの委員会出席がなかった幹部職員を紹介させていただきます。

(各新任幹部職員紹介)

以上でございます。よろしく願いいたします。

【千住委員長】それでは、これより審査に入ります。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

県民生活環境部長より、報告議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】県民生活環境部関係

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長	大安 哲也 君
県民生活環境部次長	峰松 茂泰 君
県民生活環境部次長兼地域環境課長	吉原 直樹 君
県民生活環境課長	下野 明博 君
男女参画・女性活躍推進室長	松尾 由美 君
人権・同和对策課長	石田 祐子 君
交通・地域安全課長	大嶋 誠之 君

の議案について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております資料のうち、「令和6年6月定例会県議会 予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料 県民生活環境部」の2ページ目をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、報告第2号知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、報告第15号知事専決事項報告「令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）」であります。

これは、先の2月定例会県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承をいただいております。令和5年度予算の補正を、令和6年3月29日付で専決処分させていただきましたので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

まず、報告第2号知事専決事項報告「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、計1億1,578万5,000円の減、歳出予算については計2億4,552万5,000円の減を計上いたしております。

歳出予算の主なものにつきましては、4ページに記載のとおりであります。

続きまして、報告第15号知事専決事項報告「令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）」につきましては、4ページ中段から5ページ上段にかけて記載のとおりであります。

このほか、繰越計算書報告に関しまして、令和5年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費及び令和5年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越については、5ページ中段から6ページ上段に、令和5年度長崎県流域下水道事業会計予算繰越

計算書及び事故繰越計算書報告につきましては、6ページ目にそれぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【大久保委員】歳出予算の環境保全費が1億4,000万円弱の減ということで、ほかと比べてちょっと大きいのかなと。この特徴はどこにあるのかをお尋ねいたします。

【吉原次長兼地域環境課長】環境保全費の1億3,946万円の減につきましては、資料にありますとおり、地球温暖化対策推進事業費の確定に伴う国庫補助金の減額と、それから産業廃棄物税基金を活用した事業の確定に伴う減額となっております。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

報告第2号のうち関係部分及び報告第15号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告議案は原案のとおり、それぞれ承認すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

県民生活環境部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けたのち、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、県民生活環境部長より、所管事項の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】「観光生活建設委員会関係説明資料 県民生活環境部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いする議案はございませんので、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

人権尊重の社会づくりの推進について。

県では、「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づき、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向け、県民の人権への理解を深めるため、人権教育や啓発をはじめとした施策を進めております。

近年、SNS等での発信のあり方や性の多様性など、人権課題が多様化・複雑化していることから、県が人権施策を進めていくに当たっての基本的な視点や考え方、県の施策の方向性について、6月17日、有権者からご意見を伺う第1回目の検討委員会を開催いたしました。今後、5回程度開催し、来年3月末を目途に意見を取りまとめていただくこととしております。

また、性の多様性について、昨年度に引き続き、正しい理解と認識を県民の皆様にさらに深めていただくため、啓発イベントの開催や、企業等への性別記載欄見直しの働きかけ、市町職員向けの研修を実施することとしております。

このほか、地域の人権教育、啓発を担う人材を確保するため、県内各地区で研修会を開催するとともに、個々の指導者のスキルアップを図るため、市町と連携した実践の場の提供や、「Vファーレン長崎」と連携・協力した人権啓発活動、企業における人権尊重の気風を高めるための人権啓発セミナー等を行い、人権教育・啓発の推進に取り組んでまいります。

「長崎県動物愛護管理センター（仮称）」整備の検討状況について。

昭和51年に大村市に設置されたアニマルポートながさきについては、老朽化や狭隘化などの課題解決を図るため、新たな施設整備の検討を進めているところであり、本年2月に「長崎県動物愛護管理センター（仮称）整備基本計画」を策定いたしました。

4月には、PPP/PFI方式による本事業を実施するに当たり必要となる、技術、法務、財務等専門知識の提供、民間事業者公募に向けた各種資料作成など、事業者選定に係る一連の支援を受けるためのアドバイザー業務委託契約を締結し、現在、実施方針案の作成等の準備を進めているところです。

今後、実施方針の策定・公表を行うなど事業者選定に向けた手続を進めることとしており、引き続き、施設の整備推進に努めてまいります。

地球温暖化対策の推進について。

県では、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制のための各種施策に取り組んでおります。

再生可能エネルギーの導入については、引き続き、県有施設への太陽光発電設備等の設置を進めるとともに、新たに、市町を通じて住宅、事業所の太陽光発電設備等の設置補助を行い、

さらなる普及拡大を目指すこととしています。

また、国が提唱する脱炭素社会の実現に向けた国民運動「デコ活」とともに、「ながさき環境県民会議」で月ごとに設定した環境配慮テーマ「ゼロカーボンアクション12」を県民に呼びかけ、ライフスタイルの転換を推進してまいります。

今後とも、県民の皆様や市町など関係機関と連携し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

このほかご報告いたしますのは、交通安全対策の推進について、国立公園雲仙の災害復旧及び活性化に向けた取組について、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。
【千住委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について、説明を求めます。

【下野県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年2月から5月までに実施したものとなっております。

はじめに資料2ページをご覧ください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金であります。直接補助金の実績については、資料2ページから3ページに記載のとおり、長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金など計27件と

なっております。

また、間接補助金の実績については、資料4ページから5ページに記載のとおり、地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金など計28件となっております。

次に6ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてであります。記載のとおり計15件となっております。なお、8ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、15ページをご覧ください。

昨年度、「人権尊重に関する条例の制定を求める意見書」といたしまして、県議会から知事に対し提出されました意見書にございました意見項目に対する県の処理状況につきましては、記載のとおりであります。

次に、16ページをご覧ください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、佐々町から要望のありました1項目であり、県の対応につきましては記載のとおりであります。

次に、17ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。附属機関については、上段に記載のとおり長崎県環境審議会環境監視部会など3件、また、私的諮問機関等については下段に記載のとおり、長崎県海岸漂着物対策推進協議会など3件を開催しており、会議の概要等については18ページ以降に記載のとおりです。

続きまして、6月中旬に実施いたしました令和7年度政府施策に関する提案・要望について、県民生活環境部関係の要望結果をご説明いたします。

補足説明資料、「令和7年度政府施策に関する

る提案・要望について」をご覧ください。

県民生活環境部関係におきましては、最重点項目、国営諫早湾干拓事業、重点項目、離島地域にかかる燃油価格の格差是正など10項目について、環境省をはじめ厚生労働省、経済産業省、国土交通省に対し、県民生活環境部長、次長、担当課長により要望を行いました。

このうち、国営諫早湾干拓事業については、事業アセスに掲げた水質改善について、環境省総合環境政策統括官ほかに要望を行いました。これに対し、「要望については事業主体である農林水産省にしっかり伝えたい」との回答がありました。

また、海岸漂着物対策については、回収・処理等に要する財源の確保などについて、環境省水・大気環境局長ほかに要望を行いました。これに対し「海岸漂着物対策については引き続き予算確保を図りたい」旨の回答がありました。

さらに、鳥獣被害防止対策の強化については、環境省自然環境局審議官ほかに要望を行いました。これに対し「今後も引き続き予算確保に努めたい」との回答がありました。

いずれの項目についても、提案・要望の趣旨、内容について当方の説明を傾聴いただくとともに、有意義な意見交換をさせていただきました。

以上が県民生活環境部関係の要望結果ですが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査の対象は、4番、6番、7番で

す。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 何点が質問をさせていただきたいと思います。資料の6ページ、1,000万円以上の契約状況一覧表からお伺いいたします。

最初の「令和6年度ながさき女性活躍推進会議業務委託」で随意契約となっておりますが、随意契約の理由と、この随意契約がどれくらい続いているのか、お伺いします。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 ながさき女性活躍推進会議につきましては、官民一体となって県内企業を対象とした事業を効率的に実施するために、県内の経済団体へ事務局を委任することが効果的でありますので、平成28年度から、長崎県経営者協会に事務局を委託しており、令和6年度で9年目になっております。

【饗庭委員】 ずっと随意契約で続いているということですが、この契約をほかのところに広げることができないのかと、併せて業務委託の内容をお伺いします。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 事務局には、企業を対象とした各種の事業を効率的に実施するために、県内企業情報を有していただくとともに、他の経済団体と連携していること、また、働きやすい職場環境づくりを推進するための労働行政の専門性を有していること、それと管理職への女性の登用促進などを図るため女

性活躍に係るノウハウを有していること、これらを全て有しているのは、日本経済団体連合会の県の組織である長崎県経営者協会のみであるため、1者随契しているところであります。

この委託事業の内容でございますが、女性の活躍を推進するために、経営者の意識改革や働きやすい職場環境づくり、女性の登用・採用の促進、ジェンダー平等の視点の強化などを図るための事業を実施しております。

具体的には、経営者の意識改革を目的としたセミナーや、女性活躍推進企業の表彰、女性の人材育成などを行っております。また、夏休みと春休みには大学生を女性活躍推進企業に訪問させ、実際に活躍する女性と、働きやすい職場環境に対する意見交換なども行っているところです。

【饗庭委員】様々な内容でしていただいていると思います。その中でも働きやすい職場環境づくりと経営者の意識改革が、とても重要かと思っております。

企業にも女性管理職を増やしてほしいと思っております。企業における女性管理職の比率がどれくらいあるのか、お伺いします。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】長崎県労働条件等実態調査によりますと、令和5年6月末時点の県内企業の管理職に占める女性の割合は、課長相当職は28.7%と、10年前の平成26年の14.7%に比べて確実に増えてきているところです。

【饗庭委員】今のところ確実に増えているということでございますが、目標値としてどれくらいを掲げているのかと、目標値に達するために今後どのようにしていくのか、お伺いします。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】目標値で

ありますが、令和8年度までに30%を達成する目標を立てて取り組んでおります。女性の管理職登用率は、正規雇用や継続就業、性別によらない評価、企業の方針決定過程への参画など、女性活躍推進を相対的に示す指標でありますので、その向上のための施策に取り組んでいきたいと考えております。

ながさき女性推進会議で、企業経営者向けセミナーや女性人材育成支援などを実施しまして女性活躍に取り組む企業を増やして、県全体として官民一体となった動きになるよう取り組んでいきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ目標を達成していただいて、女性活躍と言わなくていいように女性も活躍できるようにしていただければと思います。

次に、2番目の性暴力被害者支援業務委託についてもお伺いします。これも随意契約になっていますが、この随意契約にしている理由と、いつから行っているのかお伺いします。

【大嶋交通・地域安全課長】性犯罪・性暴力被害者に対応するため、平成28年4月から、ワンストップ支援センターである性暴力被害者支援「サポートながさき」を、公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター内に業務委託する形で契約をしております。

犯罪被害者支援を目的に設置された公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターは、長崎県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けている県内唯一の団体です。そのため信頼性が高く、犯罪被害者支援に必要な知識と技能を有する相談員が支援業務に対応しており、また、被害者支援に必要な専門性があり、業務を適正に実施できる唯一の団体と捉えております。

【饗庭委員】わかりました。

性暴力被害者支援業務の中でご相談をされていると思うんですけれども、この相談件数の推移をお伺いします。

【大嶋交通・地域安全課長】令和5年度のサポートながさきの相談対応件数は直接支援を含み721件になります。過去5年の相談で申しますと、令和元年が347件、令和2年が478件、令和3年が500件、令和4年が501件と年々増加しているところであります。

【饗庭委員】こういうふうに相談件数が増えていると、表に出てきたところが増えているのかと思っております。そういう中で性犯罪、性暴力対策の強化は、これからも必要だと思います。

そういう場合には、やはり幼少期からの性教育がとても大事ではないかと思うんですけれども、県としては、このサポートながさきも含めてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

【大嶋交通・地域安全課長】性犯罪、性暴力をなくすためには、加害者にならない、被害者にならないための教育を行っていくことが必要です。

本県では、平成28年から毎年、県内の全中学校、高校、特別支援学校の全校生徒男女に対して、サポートながさきの名刺サイズの広報用携帯カード、約8万枚を配布しております。それで、性被害に関する相談先の周知を図っております。

また、長崎犯罪被害者支援センターは、学校の要請を受け、中学校、高校、大学に出向いて、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性などに関して講演を行っております。

【饗庭委員】対策は取り組んでいただいているところです。先ほどご紹介のあった名刺サイズの携帯カードが、様々な場所にも置いてあって、私はトイレとかで見かけることがあるんです。

女性トイレではよく見かけるけれども、男性トイレにはあまり置いていないんじゃないかという声をいただくんですけれども、そのあたりは、男性トイレも女性トイレも同じような形で置いてあるのか、お伺いします。

【大嶋交通・地域安全課長】カードの配布先は、先ほど申しましたように中学校、高校、大学で、配布してからの取り扱いについては配布先にお任せしておりますので、そのあたりは把握しておりません。

【饗庭委員】そういう声もあるので、ぜひ伝えていただいて。先ほど言われたように加害者にならない、被害者にならない、どちらがどうということではございませんので、同じように皆さんが目について、そういうことにならないように未然に防ぐために、予防した方がいいということを知っていただければいいかと思えます。

先ほど、教育をされているということでしたけれども、人権としての性教育、包括的性教育の普及について、民間の方でもいろんな講演をしておられます。長崎市で今、活動されている「長崎性教育コミュニティ アスター」という事業所が、県内でもどんどん増やしていった教育をされているところです。

県としても今は中学校・高校でもしているということですが、こういう民間も連携して、より多くのところで講演できるようにしてはどうかと思いますが、県の考えをお伺いします。

【大嶋交通・地域安全課長】今おっしゃった民間の団体の活用については、今後、その団体についてこちらで確認のうえ、状況に応じて連携して対応してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ、連携できるところは連携して、性被害に遭わない、性加害を行わない、加

害者にも被害者にもならないように、幼少期の頃から教育を進めていただければと思います。以上で終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】確認を兼ねて、ちょっとお聞きしたい。海岸漂着物の補助金の関係でね。

これは、財源は国100%だったかな、ちょっと確認させてください。

【赤澤資源循環推進課長】海岸漂着物対策に関しては、回収処理と発生抑制対策、この2本が立てられているところでございます。いずれにしても国の海岸漂着物に対する補助金、地域環境保全対策費補助金がございます。この中で離島については9割の補助、半島過疎地域については8割の補助、それ以外の地域については7割の補助という形になっております。

【田中委員】そうすると、残りは県が出しているわけか。

【赤澤資源循環推進課長】この補助金につきましては、市町に基本的には流しているところでございます。したがって、市町で残りを負担しているところでございます。

県の管理している海岸がありますので、そこについては県の所管部局で残りの部分を予算措置しているところでございます。

【田中委員】整理したいんだけど、そうすると全体予算で幾らなのか、長崎県が出している補助金は。計算すればわかるんだろうけど、すぐには計算できないから。

【千住委員長】暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時32分 再開

【千住委員長】委員会を再開します。

【赤澤資源循環推進課長】今年度の執行分に関

しましては、今年2月に補正予算を組んでおります。これが事業費として5億2,930万9,000円でございます。また、今年度の当初予算として9,857万2,000円、合計予算として6億2,788万1,000円でございます。

【田中委員】私の記憶で、もう10年ぐらい前になるのかな、大変な時代があったのよ、離島を含めてね。国に、何しろ出してもらわんと、地方負担では大変だというような歴史があって、ずっと今日まできていると思う。

まだ海岸漂着物は大量に流れてきているわけか。特に離島関係だと思う。壱岐、対馬、上・下五島が中心と思っているんだけど、実態を教えてください。

【赤澤資源循環推進課長】昨年度の海岸漂着物の回収処理量としては、県全体として約1万6,000立方メートルほど回収されているところでございます。その多く、9割ほどは離島地域という状況です。

経年的に見まして、災害とかがあれば、その年は結構多くなりますが、一般的に大体このくらいの量は毎年回収しているところで、繰り返し漂着ごみが流れてきている状況は依然変わらないところでございます。

【田中委員】正確じゃないけど、10年ほど前からずっと、海岸漂着物が流れ着いて困るという意向で、国に補助金を出してくれと要望して補助金が出て、私の記憶では100%だったような気がするんだけど、100%じゃなくて、地方負担がこうやって入る実態があるんですね。

最初は、そういう要望を出したんだ。外国のものがほとんどだという認識だったからね。だから、そういうことで国に対して要望を出した記憶があるんだけど、今は実態とすれば、5億円の補助金にしても地元負担があると6億

円、7億円ぐらいの量の動きをしているわけね、現実ね。

これ、日本一ですか、長崎県が。

【赤澤資源循環推進課長】回収量の毎年の経年の数字は国で公表しておりませんので、日本全国で何番目かというのは、はっきりわからないところでございます。ただ、古い資料を見ますと、やはり長崎県が10番以内には入っていると伺っております。

【田中委員】補助金の流れは長崎県が中心になってやった記憶があるんだけどね、長崎県がよそよりも先に。だから、長崎県が一番なのかなという感じがあるんだけどね。

この補助金の内容を見ると島原半島まで、内海まで入ってきているし、大村湾にも入ってきている感じがするね。外だけじゃなくて、そんな実態があるんですか。島原半島、それから長与町、時津町の大村湾のところまで。

【赤澤資源循環推進課長】海岸漂着物に関しては、多くの市町で回収処理をされているところでございます。ただ、発生源には若干違いがあるのかなとは感じています。具体的なデータがあるわけではございませんが、例えば離島地域に関しては、やはり海外からの物が来ている実態があるようです。例えば対馬では、海岸漂着物のペットボトルの大体3分の2ぐらいは海外由来のものであるというふうな話があります。

一方で内海に関しましては、外海から来るケースが全くないということはないのかもしれませんが、それよりは排出源としては近くの陸域から出ていることが考えられるのではないかと考えております。

【田中委員】最後にしますが、この数字自体は、算定基準はどうなっているのか。漂着物、ごみの量だけなのか、人件費も入った形になってい

るのか、この補助金の内容は。

それから、長崎市がないのがちょっとおかしい。長崎市も海岸に面しているんだけどね、ないのかな、長崎市は。それを2点、聞かせてもらおう。

【赤澤資源循環推進課長】どういった予算を組むかということに関しては、各市町の算定になりますが、一部の市町においては人件費も含まれているところでございます。

長崎市に関しましては、昨年度までは排出抑制対策として予算が組まれていたところでございます。回収処理に関しましては、長崎市は昨年度要望がなかったと。本年度は、発生抑制についても予算の要望がなかったところでございます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】4ページから5ページに長崎県浄化槽設置整備事業補助金とあります。前回、浄化槽については集合処理施設から、いわゆる下水から浄化槽へ、人口減少が著しいところは計画を変更していくと報告がありました。

上から見て、長崎市が22か所、一番多いのは島原市400か所ですね。次のページでは長与町が1か所と、地域、地域で結構ばらつきがあると思うんですけども、そのあたりの所見をお尋ねしたいと思っております。

【佐藤水環境対策課長】浄化槽についての補助のご質問と思います。島原の数が多いのは、国の補助に併せて市独自で上乘せ補助とかを今、実施されているので、それに乗じて申請が多いということだと思っております。

長与町は、実は公共下水道がもう99%ぐらい普及しておりますので、逆に言うと浄化槽を設置するところが少ないところで、数に関しては上限があると思っております。

浄化槽に関しては、当然これは個人が、新築や改築の時に申請されますので、なかなか毎年同じぐらいになるとは言えない側面があるかと感じております。

【大久保委員】長与町は99%下水ということで、特徴がそれぞれに市町であるんだなということでしょうけど。

21市町の中で2自治体が出ていない気がするんですけど、そこはなぜ。ゼロであったのか、そういった補助が、市町独自の施策がないのか、お尋ねします。

【佐藤水環境対策課長】21市町のうち19市町がここに載っていて、2町、小値賀町と時津町が載っていないと思っております。

小値賀町に関しては、もうほぼ下水道の処理もできているところではあるんですが、残りに関しては、人口も少ないということで、町が独自でやるというふうに聞いております。この補助金に手を上げていないのが小値賀町でございます。

一方、時津町に関しては、公共下水道がほぼ全域カバーしているものですから、公共下水道と浄化槽との町民に対する負担を平等化するという意味で、時津町は浄化槽に関しては公共、町で設置する施策をとっておられますので、個人向けの補助金の申請がないということで、この2町はここに載っていない状況でございます。

【大久保委員】島原市400か所と一番多いのは、今の時期に力を入れて支援策をしっかりとされているということでもありますね。

普及が遅れているところは、これから検討をされて、多分そこは県主導ではなくて各市町が足元の普及率を見ながらされていると思うんですけども、そこあたりはどういった施策をとろうと思われているのか、検討はしっかりさ

れているのかをお尋ねいたします。

【佐藤水環境対策課長】今後の普及の取組に関しては、今、制度としてございますのが、浄化槽全体のうち6割を個人が負担して、残り4割に関して国が3分の1、県が3分の1、地元自治体が3分の1出すという条件になっているところでございます。中には市町が、各自自治体の普及率を上げるということで、市町独自で上乘せ補助を実施されているところもございます。

県としては、政府施策要望等で国に要望していますが、個人負担が6割で補助金が4割、そこがちょっと少ないという思いがありますので、全体に占める補助金の割合をもっとかさ上げしてほしいと国に要望しているところがございますし、市町とも、補助金に対しての上乗せ補助等を検討するようにと意見交換等をしながら進めているところでございます。

【大久保委員】引き続き、海と川と、そしてまた生活環境の保全に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【千住委員長】ほかにありませんか。

【初手副委員長】1,000万円以上の契約状況の件で、6ページの7番目、長崎県水質監視調査業務委託については、入札結果一覧表では「大村湾及びその周辺並びに受託者の業務場所」と記載をしてありますけれども、業務内容等、どういったところでその調査をされているのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

【吉原次長兼地域環境課長】お尋ねの令和6年度長崎県水質監視調査業務委託につきましては、長崎県内の佐世保市と長崎市を除く地点で公共用水域、海域とか河川につきまして水質の調査を実施しているものでございます。具体的には、公共用水域の河川につきましては42地点、海域につきましては59地点実施しております。また、

大村湾につきましては、大村湾の流入河川13地点、海域18地点の調査を実施しているほか、県下の地下水21地点、海水浴場の調査、先日、公表しましたけれども、その調査を実施しているものでございます。

【初手副委員長】 佐世保と長崎は含まれない。その辺の理由は何かと、調査は定期的に1年間を通してされていくんだろうと思うんですけども、その調査内容の公表と、それを受けて何らかの対応策が必要な場合には今までも対応してこられたのか、その辺の経過も含めてご説明いただければと思います。

【吉原次長兼地域環境課長】 長崎市、佐世保市につきましては政令市、中核市ということで、この業務が長崎市、佐世保市の方におりております。独自に実施されて、県に調査結果は報告されております。

この調査結果につきましては、毎年9月ぐらゐに公表しています。先ほど初手副委員長が言われた、調査結果の状況、もしも水質が悪いような状況があれば、現地の調査なりを行うと。

また、この調査結果につきましては、特に大村湾では、大村湾の行動計画の目標と比較して、どういう対策が必要かということを検討していくために利用していくことになっております。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】 1点だけ確認させてください。1,000万円以上の契約状況6ページの3番です。生活衛生課の令和6年度犬捕獲抑留等業務委託で4,000万円以上の金額でございます。

まず、こちらの委託をされている業務内容について、詳細をお知らせください。

【岩松生活衛生課長】 お尋ねの業務内容は、狂犬病予防法に基づいた犬の捕獲、抑留、動物保護管理法に基づいて引き取られた犬猫の回収と

かアニマルポートへの収容、今述べたような理由で動物管理所に引き取られた動物の飼養管理と、譲渡先を探したり、今大きくなってきているのは、アニマルポートで連携を深めているボランティアとの共同作業、こういったことが業務内容になります。

【ごう委員】 抑留、捕獲とか、譲渡先を探すとか、いろいろ多岐にわたるといことがわかりました。

今、長崎県内で、犬の捕獲の地域別の数は出ていますでしょうか。

【岩松生活衛生課長】 市町ごとの集計はないんですけども、各保健所ごとであれば集計をしています。

【ごう委員】 では、保健所ごとの数は今わかりますか。わからなかったら後からでもいいんですけども。

以前、私が監査委員を務めてさせていただいた時に、壱岐か対馬か、どちらかわかりませんが、すごく野犬が多くて捕獲頭数が多い、それが殺処分になることも多いと聞いたので、地域ですごく差があるのかと感じておりますので、この質問をしております。

【岩松生活衛生課長】 ごう委員ご指摘のとおり、いわゆる野良犬が多い地域は、やっぱり偏りがございます。おっしゃった壱岐とか島原半島地域、こういったところでは昔から多いのかなといったところがございます。

そういったところでは今、ボランティアがすごく力強く活動していただいています、子犬をミルクボランティアということで育てていただいて、譲渡につなげていく取組を活発にいただいているところです。

【ごう委員】 やはり野良犬がまだまだたくさんいる地域が、本当に大変な状況だといことが

わかりました。

今、ボランティアの活動が活発になってきている、私もいろんなボランティアとの連携を取っているところですが、この委託料の予算がボランティアに行くことはないですね。ボランティアたちは、結構頻りに連絡がきて捕獲作業を行ったり、ミルクボランティアも自分たちで見つけてやっていたりするんです。だから、この委託先との連携がどのように取れているのか、そのあたりをどのようにお考えなのかを聞かせてください。

【岩松生活衛生課長】委員おっしゃったように、ボランティアが手出しで、いろんな部分でご苦労されている状況があることは承知しています。

特にミルクボランティアについては、各保健所なりアニマルポートから現物ということで、例えばペットシートとかミルクとか子犬用のフードとか、そういったものを提供する格好で、少しでもお力になればということで連携させていただいているところでございます。

【ごう委員】本当に長崎県内、多くのボランティアが今、一生懸命に活動しておられるので、こういった感じで1,000万円以上で契約しているところとボランティアとの連携がしっかり取れて、ご負担が民間のボランティアにあまりいかなないように取組を進めていただきたいということ要望して終わりたいと思います。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。（発言する者あり）

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】先ほどの饗庭委員のご質問で、女性管理職の比率の目標値を尋ねられて、令和8年度までに30%と答えたんですけれども、第4次長崎県男女共同参画基本計画の中では、令和7年度末までに29.9%という目標を定めておりましたので、訂正させて

いただきます。申し訳ありませんでした。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】では、部長説明の中から、人権尊重の社会づくりの推進についてというところで質問させていただきます。

先ほどの説明の中にありましたけれども、県議会の2月定例会で、「人権尊重に関する条例の制定を求める意見書」を全会一致で知事に提出しております。そういう中で県としては、条例制定に向けてどのように考えておられるのか、お伺いします。

【石田人権・同和対策課長】県議会からいただきました意見書につきましては、大変重く受け止めております。

そのうえで、近年、SNS等での発信のあり方や、性の多様性など人権課題が多様化、複雑化しておりますので、長崎県が施策を検討するに当たりまして必要となる基本的な視点や考え方、今後の人権施策の方向性の整理が必要と考えまして、有識者による検討委員会で意見をいただくこととしております。検討委員会での議論を参考にしながら、人権施策のあり方を検討していく中で、人権条例の方向性につきましても検討していきたいと考えております。

【饗庭委員】今ご説明がありましたとおり、検討委員会で検討していくということで、その検討委員会の第1回が、こちらにも書いてありま

すが、6月17日に開催されています。

この検討委員会は非公開で行うと、ここで決定されたと聞いております。非公開と、どういう経緯でそのように決まったのか、また、なぜ非公開なのかという理由も含めてお伺いします。

【石田人権・同和対策課長】検討委員会におきましては、人権に関する思想とか心情を含めた率直な意見交換を行うこととなりますので、意見を述べた委員名が特定されることによって誹謗中傷の対象になり、委員が不利益を被ったり率直な発言ができなくなる恐れがあるということで、長崎県情報公開条例第7条第5号により、本検討委員会で非公開と決定をされたところでございます。

【饗庭委員】非公開とするに当たっては、どういう意見が出たのか、皆さん全会一致で非公開としましょうとなったのか、そのあたりも教えてください。

【石田人権・同和対策課長】意見を率直に述べたいということで、全会一致で非公開というふうに決定しております。

【饗庭委員】各種委員会では原則公開が多いかと思えます。人権に関しての条例は、九州各県で今はもうほとんど制定されています。その場合の検討委員会は公開して行われていたようです。

傍聴でいろんな情報を、どういうふうに展開しているのかを知りたい方もいらっしゃるかと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【石田人権・同和対策課長】九州各県で公開で行われている審議会につきましては、人権条例を制定する審議会でございます。私どもが今回開催いたしました検討委員会につきましては、人権条例を直接審議するものではなく、その前

段階の人権施策のあり方を検討する委員会ですので、今回は非公開とさせていただいております。

【饗庭委員】わかりました。

では、今後、条例を制定するに当たっては、また別のところで、公開するかどうかは考えていくと理解していただきたいと思います。

【石田人権・同和対策課長】今後、人権条例を制定となった時に、こういった形で進めていくかは今後決めていくことになるかと思っておりますので、今の段階ではお答えできるところはございません。

【饗庭委員】では、今回の検討委員会の委員は公表されていますが、この委員の任命はどのようにして行われたのか、お伺いします。

【石田人権・同和対策課長】今回の検討委員会の設置要綱の第3条に、「人権問題等に関して専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する」と明記をしております。

具体的には、人権問題に広く見識をお持ちの方で、インターネット上での誹謗中傷や性の多様性に詳しい大学の教授や、法律分野も必要になりますので弁護士などを選定させていただいております。委員の選定に当たりましては、特定の人権分野の当事者や精通された方ではなく、施策全体を俯瞰できる幅広い専門分野の方々から人権施策を通して議論をいただきたいとしておりまして、今回のメンバーを選任させていただいております。

なお、当事者からの話につきましては、必要に応じてゲストスピーカーとして招聘することも考えられるかと思っております。

【饗庭委員】では、当事者も、必要であれば呼んでいただけて、いろんな意見が言えるということによろしいんですか。

【石田人権・同和対策課長】今後、検討委員会の議論を進めていく中で、そういったご意見が委員から出ましたら、そういう形でさせていただきたいと思っております。

【饗庭委員】わかりました。

この検討委員会の資料や議事内容はホームページで公開されていたので拝見しました。その中で、知事の冒頭の挨拶とか、公開非公開について、今、経緯をご説明いただきましたけれども、そういうのが記載されていないので、県民への説明責任がなされていないのではないかと、いう県民からの声をいただいたんです。県の見解をお伺いします。

【石田人権・同和対策課長】今回の議事概要につきましては、あくまでも委員会の中で議論されたことについて公開をさせていただいております。

【饗庭委員】検討委員会を開催するに当たっての知事の思いとかは公開されてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

【石田人権・同和対策課長】今回知事挨拶につきましては、これまで対外的に、あるいは議会の中で知事が説明させていただいた内容と同じものでしたので、今回は公開しておりませんでした。

【饗庭委員】そういう中でも、県民の皆さんにわかりやすくするためには、訂正してでも公開した方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

【石田人権・同和対策課長】現段階では、訂正をするということは考えておりません。

【大安県民生活環境部長】少し補足させていただきたいと思っております。

知事の挨拶については、今回の検討委員会の冒頭、公開という形でさせていただいております。

報道関係の方も含めた中で知事の挨拶は行われていますので、その辺を我々はあえて非公開とするものではありませんので、もしそういったお話があるのであれば、そこは検討していきたいと思っております。

【饗庭委員】ぜひ検討いただければと。報道は入っておられますけれども、当事者とか関わる方が聞けていないところもあるかと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

最後に、今後の進め方の中で、条例制定については大きくは書いていないところです。県議会で意見書として提出しているの、この議題にも上げていただければと思っておりますが、県の見解をお伺いします。

【石田人権・同和対策課長】この検討委員会では、県が人権施策を進めていくに当たっての基本的な視点や考え方、県の施策の方向性について有識者からご意見を伺うこととしております。この検討委員会の論点の一つといたしまして、人権全般に関する県の施策の方向性について議論されることになっておりますので、人権条例を含めて幅広く意見をいただきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ、条例制定に向けて進めていただければと思っております。以上で終わります。

【深堀委員】今の饗庭委員の質疑に関連してなんですが、先ほどから課長の答弁で、この検討委員会の非公開の理由は述べられたわけで、その気持ちは十分私も理解はします。

一番懸念されるのは、自由な議論ができなくなる恐れがあるからという話ですよね。であるならば、その検討委員会での議事録は、議事概要ではなくて、しっかりそこは掲載すべきだと思います。その点について、確認だけさせていただきます。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午前11時 4分 休憩

午前11時 4分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

【石田人権・同和対策課長】 本委員会につきましては、長崎県情報公開条例第7条第5号により非公開とされておりますので、議事録につきましては、委員長をはじめ各委員の同意を得ながら公開をすることとしております。

【深堀委員】 答弁趣旨がはっきりわからなかったんですが、現時点では議事録を出さない可能性もあるということですか。

【石田人権・同和対策課長】 議事録を出さないということはありません。

【深堀委員】 出すんですよね、議事録はね。そこが、オブラートに包んだような概要ではなくて、意見を自由に言い合う場ですから、その内容をしっかり載せてくださいと言っているの、そこは載せるということなので理解をします。

県はこれまで、人権条例に関して、いろいろな計画があるから、そこは問題がないようなことを、これまでも言っているような話があったと思います。

ただ、いろいろな資料で見ると、そういった今の政策、計画が県民に認知されているのかと。「長崎県人権教育・啓発基本計画」の認知度をアンケートでとっていますね。異様に低いですよ、理解度が。「内容を知っている」と答えた人が、一番気になっているのは学校、病院以外の公務員の比率、何パーセントですか、理解度は。多分ご存じだと思うので聞きます。

【石田人権・同和対策課長】 県の人権教育・啓発基本計画の内容まで知っている方は、1.7%になっております。

【深堀委員】 私は、県がこれまでもいろいろな計画に基づいて人権政策をやっているからというようなことを言っているわけですが、県議会として人権条例を制定すべきだという意見書を採択したわけで、そういった計画だけではなくて、しっかり条例という形で格上げをして、しっかりと公務員の皆さんがその内容を理解をする、当たり前ですけど、理解をすることがまず第一歩だというふうに思うんです。これまでもずっと政策をやられてきたわけですが、結果的にはこういう状況が如実に出ているわけですから、そういったことも鑑みて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますが、部長の今の考えをお聞かせください。

【大安県民生活環境部長】 まず、人権を取り巻く状況といたしまして、先ほども少し話しましたが、近年、SNS等での発信のあり方、性の多様性といったことなど人権課題が複雑・多様化しているというふうに認識をしております。

SNS上の問題等でいくと、インターネット上での誹謗中傷、差別的言動といったことは、子どもの人権といったこと、個人に対するものや同和問題、外国人など地域とか民族に対するものなど様々な人権の分野に及んでおります。また、性的少数者に関しての理解もまだ十分進んでいないこともございます。

そういったこともありまして、今回、人権施策を進めていくに当たっての基本的な視点、考え方、施策の方向性ということの中で検討委員会を立ち上げたという状況でございます。

先ほども話がありましたけど、本年2月に県議会から、人権尊重に関する条例の制定を求める意見書をいただいております。これはしっかりと受け止めて対応をすることとしております。この条例の制定については、様々な点をしっかり

り検討する必要があると考えております。ですので、今回のこの検討委員会におきましても、委員にお配りいたしました資料の中に、いわゆる人権をめぐる動向の一つということで、他県におけます人権条例の制定の動きもお示しをして説明もいたしたところでございます。

今後、有識者における検討委員会での議論も参考としながら、人権施策のあり方を検討していく中で、人権条例の制定の方向性についてしっかりと検討をしていきたいというふうに考えております。

【深堀委員】別に拙速にと私も考えておりません。しっかり議論していただいて、よりよい条例ができ上がることを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。県の消費生活センターについて少しお尋ねをします。年間大体2,000件を超えるような相談件数があるわけで、県民の安全な暮らしを守るために頑張っていらっしゃると敬意を表したいんです。

その中で昨今、子どもたちのゲーム課金、無断のゲーム課金によるトラブルが全国的にも増えている、100万円を超える事例も。ある報道関係の資料で、課金の平均額は約33万円という報道もありました。多額の場合は100万円を超えるケースもあると。

本県において、こういった子どもたちのゲーム課金に対するいろんな相談、こういったものの状況について報告をお願いします。

【立石食品安全・消費生活課長】子どものオンラインゲーム課金に関するトラブルのご相談は、私ども県の消費生活センターで受け付けております。統計の直近の数字で、令和4年度に県センターに寄せられた苦情・相談2,153件のうち、20歳未満のご相談が56件、全体の2.6%ござい

ます。その中でオンラインゲームの課金に関する相談が17件ございます。20歳未満の56件のうちの17件、約3割がオンラインゲーム課金に関するトラブルのご相談となっております。これは、20歳代とか30歳代とか、他の年代よりも割合としては大きい割合となっております。

【深堀委員】傾向として、20歳未満の相談件数のうち約3割がゲーム課金だということ。

これは近年増えてきているだろうというふうには私は認識をしています。昨今、こういった無断ゲーム課金という問題をいろんな報道で見るとつれてですね。

消費生活センターは、そういった相談を受け付けて、その解決に向けていろんなアドバイスや助言をするわけですが、今の社会の状況を鑑みた時に、皆さんは、そういうトラブルに巻き込まれないような啓発活動も責務としてあるというふうには私は思っているんですが、その点はいかがですか。

【立石食品安全・消費生活課長】私どもでは、相談を受けるとともに未然防止が非常に大事になってくると認識しておりますので、普段から啓発活動といたしまして、ホームページをはじめ、市町や学校、関係団体向けに随時、注意喚起のメールを配信したり、今年の1月には、長崎新聞に注意喚起の記事を掲載させていただきました。また、県や市町で実施しておりますが、中学校や高校の授業の現場で、消費者教育の一環で、講師を派遣して、子どもたちのネットトラブルの注意喚起に関する授業を行っているところでございます。

令和4年から成年年齢が引き下げられたことでもありまして、これからそういう若年者のトラブルが増えてくるのではないかという予想もありますので、しっかりと注意喚起を行いまして

予防対策に努めていきたいと考えております。

【深堀委員】未然防止対策もやられていると報告があったわけですがけれども、一番敏感に情報が入ってくるところだと思えます。今は子どものゲーム課金の話をしていますけれども、いろんな消費トラブルの傾向をいち早く察知するのがセンターだと思えます。ですから、そういった未然防止策、今の世相に応じて、こういったトラブルが増えているんだということ、今は子どもたちの話ですがけれども、それ以外に例えば高齢者の皆さんのケースもあるかもしれませんね、いろんな状況を的確にPRする。ホームページに載せるだけでは、私は見に行かないと思いますよ。もっと積極的に打ち出していけないと、積極的に今の状況を啓発していかないといけないと思いますので、これからも広報活動については積極的にお願いをしたいと思います。

関連してですが、このセンターの相談員の皆さんのことです。これもある報道で驚いたんですが、いわゆるカスハラ、対応困難者の相談に対するセンターの相談員の方々のご苦労です。対応困難者の影響で、相談員の3割の人が休職とか退職を考えると、ある報道で見ました。これを見た時に愕然としたわけです。県民の皆さんを守るために、そういう相談を受け付けている皆さんが、常識的じゃない過度な要求をする相談者のために、休職とか退職を考えてしまっているという現状を見た時に。

どういうふうに対応されているのか、お尋ねしたいと思います。

【立石食品安全・消費生活課長】私どもの消費生活センターでも、カスタマーハラスメントと言われるような、相談の中での過度な要求をされるケースがございます。

相談員がカスハラを受けている場合は、私ども職員が交代したり、経験豊富な相談員が指導やフォローを行ったり、速やかに情報共有を行ったりということで、相談員が一人で抱え込むことがないように組織的にしっかり対応しているところでございます。

【深堀委員】ある意味、事業者と申しますか経営者という観点で考えれば、当然自分たちの従業員を守ろうという位置づけの同じ考え方だと思えます。カスハラというのは、何も消費生活センターだけで起こっているわけではなくて、広く社会全般的に起こっていて、役所の窓口も同じですよ、企業だけじゃなくて。そういうふうに、本当に社会的な課題になっている。

その時に、このカスタマーハラスメント、どこが窓口になるんですかという話をした時に、産業労働部に問い合わせた時、それは産業労働部の所管の例えば企業とかであるならば、それは対応できるけど、役所の場合はどうですかと言ったら、役所はまた別の部局になると。

広く考えた時に、これは人権問題だと思えますですよ。先ほどから人権・同和対策課長ともいろいろ議論していますが、例えば今の人権施策の検討委員会の中でも、こういったハラスメント。

だって、どこが責任部局って、わからないんですよ、広く社会全体の問題だから。となれば、広い意味では人権・同和対策課の所管になると思うので、カスタマーハラスメントに対しても、こういった検討委員会の中でしっかり議論してほしいと思えます。

飛び火して申し訳ないですけど、どうでしょうか。

【石田人権・同和対策課長】ハラスメントは人権侵害でありまして、いかなる理由があろうと

も許されるものではないと思っております。

今言われていますカスタマーハラスメントにつきましては、厚生労働省の資料によりますと、明確には定義できないけれども、「顧客等からのクレーム・言動のうち、そのクレーム・言動の要求からして、その要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、その手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものである。」とされております。

本課におきましては、カスハラといった個別の事案についてではなく、人権全般に関する研修等を行っておりますので、県民等は顧客として企業の労働者と接する機会がありますので、本課が持っております研修等において、研修対象者等に対し必要に応じて、カスハラも含めたハラスメント防止について啓発していきたいと考えております。

また、先ほど、検討委員会の中でもと委員からご提案がございまして、検討委員会は人権全般について議論をしていただくこととなりますので、必要に応じてご意見をいただく機会があればと思っております。

【深堀委員】私が言っているのは、ある場所とか、ある企業とか、ある窓口とか、そこでの対策ではなくて、社会全体として。想定される以上の暴言であったり、相手を傷つけるようなクレマー、そういったことを社会全体としてやめていきましょう、そこで傷つく人がどれだけいるのかということ啓発していく必要があると思うんです。一つひとつの職場の従業員の方々を守るという視点も大事ですけど、それとは別に社会全体として、そういうおかしなことはやめていきましょうよという国民運動的なそういう役割が、人権・同和対策課にあるんだろうと私は思うんです。ですから、特定の方を研

修するとかということではなくて、社会全体に対して、「こういったハラスメントをやめていきましょう」という広い活動を考えてほしいんですけれども、どうでしょうか。

【石田人権・同和対策課長】先ほど、私どもが持っております研修の中でハラスメント防止について啓発していくというふうに説明したんですけど、研修対象者は、その方たちも消費者となって、そういうことの対象になることもありまして、いきなり広くというのが難しいのかなということで、地道に少しずつ啓発をしていければと思っております。

【深堀委員】地道にやることはもちろんいいことですけれども。

例えば消費生活センターが、いろんなトラブルのことについて啓発活動をする、例えば新聞に広告を打つだとか。私が言っているのは、例えば県民へのいろんな便りであったり、そういったところに出していくこと、これも地道な活動だと思うんです。そういった観点で考えているんですけど、部長、何かいい答弁をもらえませんか。

【大安県民生活環境部長】カスタマーハラスメントでの今のご指摘は、要は受ける側というよりも起こさないというか、消費者的な立場に立った時のカスタマーハラスメントの防止についての啓発ということだと思います。

まさに、いわゆるハラスメントを起こさないために、私どもの中でそういう啓発活動は行っているところでございますので、どういった形でハラスメントの啓発を行うか、どういった形でできるかというのは、今後検討をしていきたいと思っております。

【深堀委員】ぜひ、お願いいたします。

井戸のことで、ちょっとお尋ねするように準

備していたんです。

能登半島地震が起こってから、ちょうど半年が過ぎました。先般もいろんな報道で、今の被災地の復興のめどがつかない悲しい状況の現場とかをずっと見ながら思うんですけれども、今回の能登半島地震での大きな課題は、道路が寸断され、そして海からの輸送ルートも遮断されたことによって、孤立した集落がいっぱい出てきたという問題であったと思います。

これを考えた時に、我々長崎県も離島・半島を多く抱えている土地柄として、それを他人事ではないなというふうにもものすごく感じた次第です。その中で、生命を維持するための水。水道が遮断されて、そこに水がいかない時に、井戸が今、注目をされているということなんです。

事前のやり取りで、長崎県内の井戸がどれくらいあるのかという話をさせていただきましたが、そこは市町の管理する部分もあって、明確に把握ができていない。想定で数百か所という話もあったわけですが、そのあたりを水事業概要では、専用水道調べとして130か所ぐらいの井戸があると載っています。でも、これはあくまでも大規模な井戸であって、民間の本当に小さな、一人ひとりの家にあるような井戸の数では全くない。この把握をどうしていくかということが、私は、次の長崎における災害で、例えば水道が遮断された時の一つのキーワードになるんじゃないかというふうに思っているんですけれども、そのあたりの今の状況を教えてください。

【佐藤水環境対策課長】井戸の利活用についてということだと思います。まず大きく2つに分けて、飲料水として使う井戸と飲まない生活用水として使う井戸ということで、いろいろ変わってくるんですが、飲料水として使う分に関し

ては、当然水質検査等が必要になりますので、これは国で調査をやっておりまして、県内909か所ということは把握をしているところがございます。

先ほど言った生活用に使う井戸というのは、法的に何も届出等がないものですから、これの数に関しては現状、把握ができていないところがございます。数の把握についてはそういうところがございます。

【深堀委員】これは基礎自治体、市町が把握するものがあると思うんです。その報告を県が受けていない市町もあったはずですが、だから、そこを的確に把握し、災害が起こった時に、その井戸を活用することを井戸の所有者に事前に確認しておく。フルオープンにするわけにはいかないと思うんです。災害が起こった時に、その井戸を他人が使っていないよというような承諾を取る。

広島においては、そういった井戸についての水質検査を、県がある企業と契約をして無料でやっている仕組みがあります。長崎県内でそれができるかということ、それは相手先もあることなので何とも言えませんが、非常災害時にその井戸を活用する仕組みを考えていくべきだと思うんです。今すぐ答えはないと思うんですけど、ぜひ、民間の井戸を活用する前提に立って、これからの施策に生かしてもらいたいと思うんですけれども、いかがですか。

【佐藤水環境対策課長】飲用水としているのは909か所と把握しておりまして、その辺に関しては災害時協力井戸という呼び方をしている自治体もありますので、そういう形で活用ができないかということは市町とも今後話をしていきたいと思っております。

それと、国土交通省もやっぱりそういう問題

を危惧しております。災害時の井戸活用について今年度中にガイドラインを取りまとめたいというような話も伝え聞いているところでございますので、その辺のガイドライン等がオープンになった暁には、それも参考にしながら、市町と一緒に、災害時の協力井戸的なものができるかということは検討していきたいと思っております。

【深堀委員】 ありがとうございます。ぜひね。

これは、県民生活環境部だけじゃできないと私は思うんですよ。非常災害対策の一つの枠組みだと思うので、土木部もしくは危機管理部とかと、ぜひ横の連携をしっかりと図っていただきながら、前に進めていただくことをお願いして終わります。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。（発言する者あり）

【赤澤資源循環推進課長】 先ほど、海岸漂着物の件で田中委員から、本県の回収量が全国でどのくらいかというご質問がありました。その際に私が、ここ数年環境省から公表されていないとお話をさせていただきましたけど、令和4年度に関しては環境省で公表をされています。それによりますと、北海道、石川、鹿児島、沖縄に次いで5番目に本県は回収量が多かったところでございます。お詫びして訂正いたします。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【ごう委員】 男性の育児休業取得について、質問をさせていただきたいと思っております。

女性の活躍の推進のためには、男性の育児休業の取得率を向上することが非常に重要だというふうに思っております。

昨年9月の一般質問におきまして、私は、まずは県庁内の目標を高く設定することが重要ではないかと知事に訴えさせていただいて、その

後、県庁内の取組としては、現在、男性職員の育児休業取得率100%を目標に取り組んでいらっしゃるかと聞いております。その取組を、今後、県内の民間企業に広げていく必要があると考えております。

そこで、まず質問ですが、現在の県庁の育児休業の取得の状況、それからどのような取組をしているのかということをお教えください。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 令和5年度の県庁の男性職員の育児休業取得率は61.4%で、令和4年度の39.8%から21.6%増加しております。

県が率先して育児休業の取得のさらなる取組を進めることで、県全体の取得率向上につなげていくために、昨年度、それまでの目標30%から、個人の事情により取得が難しい職員を除いては100%の取得を目指すことといたしました。

取組内容といたしましては、男性職員の育児休業取得について研修等で周知するとともに、日ごろからコミュニケーションを取り合い、配偶者が出産予定の男性職員を把握して、その職員に対しては所属長が、育児プランニングシートの作成や提出、積極的な育児休業取得の促進を呼びかけております。また、日ごろから、仕事と育児の両立に向けて、休暇取得や定時退庁の実施に取り組んでいるところでございます。

【ごう委員】 令和4年の39.8%が、21.6%増加して61.4%、これは非常に大きな結果だと思っております。引き続き、限りなく100%に近づくような取組を庁内で行っていただきたいと思っております。

今、県庁内のことを聞きましたが、県内の民間企業の男性の育休取得率が、現状としてどれくらいなのかということをお教えください。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 本県の民

間事業所の令和5年度の男性の育児休業取得率は16.2%で、令和4年度の全国平均17.13%を下回っている状況であります。

【ごう委員】残念ながら、令和5年度で16.2%、まだまだ県内の民間企業の中では取れていない、取りづらい状況が続いているのかなと推察いたします。

全国の家計動向調査によりますと、夫と妻の家事分担の割合の推移は、平成30年では妻が83.2%でありました。これが令和3年では80.6%、非常にわずかではございますけれども、夫に推移をしているということで、県民の意識が少しずつ、本当に少しずつではありますけれども、変わっていることのあらわれ。それから多分、今の若い世代の皆様方が、子育てとかをしっかりと認識されているからではないかと思っております。といいましても、依然として家事の分担のおよそ8割は妻が担っているのが現状であります。

また、6歳未満の子どもを持つ夫の家事関連時間が、令和3年の調査で90分、妻は409分です。319分も短いばかりか、全国平均が114分となっておりますが、これよりも短くて、なんとなんと全国で42位という結果が出ております。非常に残念な思いでいっぱいであるとともに、しかしながら、取りにくい環境を改善していく課題が多分たくさんあるんだなということが、この数字からも見てとれるところであります。

そこで、県が率先して男性の育児休業の取得に向けて取り組んでいますけれども、どのように民間企業にこれから広げようとしているのか、どのような取組をしていくのかということを確認させていただきます。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】男性の育児休業取得の促進に向けては、企業と県民、そ

れぞれへの働きかけが必要でありますから、職場の理解促進と県民の意識醸成に取り組んでいるところです。

職場の理解促進につきましては、県内企業を対象に、先進企業の取組を紹介するセミナーの開催や事例集の配布などを行っております。また、産業労働部では、県内企業に育児休業取得アドバイザーを派遣しまして、育児休業に関する制度を普及させるとともに、ためらわずに取得できる風土づくりにつきまして支援をし、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を支援しているところです。

県民の意識醸成につきましては、今年度から、子どもが生まれる予定の父親に対して、男性の家事・子育て冊子の配布と活用を行うこととしております。

今後も、産業労働部や関係団体などとも連携しながら、企業と県民、双方への男性の育児休業取得の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

【ごう委員】おっしゃるとおり、企業、そして県民、両方に働きかけが必要であります。広い企業の理解、そして県民の意識醸成ですよね。そのためのいろいろな様々な施策に取り組んでいただいていることは理解ができました。

県が企業へ声かけをするだけでは全く進まないだろうと思っておりますし、また、企業の自己努力には限界があるんだと思っております。大企業が多い都会であれば、いろんなことのできるんでしょうが、長崎の特徴として中小企業がほとんどでありますので、自己努力ではかなり難しいのではないかと考えております。

そのような中、9月の一般質問でも申し上げましたが、愛知県は、男性育休を推進する中小企業に最大100万円の奨励金を県独自で支給す

る制度をスタートさせていると伺っております。こういった他県の先進事例をしっかりと検証していただき、我が県でできることを率先して取り組んでいただきたいと思います。

それともう1点、これは大企業のことですが、タカラトミーが、この7月1日から第1子の出産祝い金200万円支給されるということであります。そして、この祝い金の条件としては28日以上の上の育休取得、こういったことを取り決めまして、この制度を活用されるということ。

それから、応援手当というものも導入の予定だそうです。応援手当とは何かというと、育休を取得する職員の代わりに仕事を担う職員に対して応援手当を出すということです。こういうことで育休を取りやすくする、そしてカバーする職員の負担も軽減していく取組をタカラトミーが行うと記事になっておりました。

こういったことを中小企業が独自では難しいので、何か県がサポートできることを見つけていく必要があるのではないかとこのように思っております。

厚生労働省の調査を見ましても、夫の家事・育児の負担度が高いほど、妻の出産の意識が高い、また追加の子どもの予定数も高い、第2子以降の出生割合が高いというデータもしっかりと出ておりますので、このようなことを県民の皆様、企業の皆様方にしっかりと周知をしていく、そして、何か取組を行うところにはインセンティブを与えられるような県の取組が必要なのではないかというふうに思っております。

長崎県が、子育て支援の1丁目1番地というふうに掲げています。そして出生率も上げていこうとしています。そのような中では、今までの既存の取組を進めるだけではなく、とがった取組を展開していく必要があるのではないかと思

っておりますし、今こそ統括監プロジェクトのようなものが必要なのではないかと私は思っております。産業労働部と男女参画・女性活躍推進室が横串を刺していく、こども政策局が横串を刺していく、こういったことで新しい制度をつくっていくことが必要で、横串を刺すだけではなく、本当にアクティブに動いて、それがしっかりと効果が出て数に表れるような取組を検討していただきたいと思います。最後に部長の答弁をお願いしたいと思います。

【大安県民生活環境部長】今お話がございました男性の育児休業、共家事、共育て、これは本当に重要な課題であると認識をしております。これに向けて私ども今、いろいろな施策、取組を進めているところでございます。この取組に関しましては、実際に効果検証なども行いながら、かつ、今ご指摘、お話がございました、いろいろなほかでの取組の状況についても、アンテナを高く張って状況を確認しながら、実際に共家事、共育てが進んでいくように、関係部局とも連携しながら、今後も実効性のある取組となるように努めていきたいというふうに思います。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本委員】1項目だけ、犯罪被害者支援のことでお伺いいたします。

長崎県犯罪被害者支援センターの令和5年度の事業報告の中で、令和5年度の相談数の実績が、全体の電話相談件数延べ769件で、前年度より188件増加をしています。このうち、先ほどちょっと話がありましたけれども、性暴力被害に係るサポートながさきの電話相談が637件ということで、全体の8割を超えている。特にサポートながさきの相談件数が、前年度より201件増、前年度の436件から637件と大幅に増えているということです。

この要因について、どういうふうに認識をしているのか、まずお伺いをいたします。

【大嶋交通・地域安全課長】今のお尋ねは、サポートながさきの相談件数、特に性犯罪の相談ということで、昨年度の実績で721件の相談中、最も多いのが不同意性交に関する相談で269件ございます。

これは分析としては難しく、警察の所管かもしれませんけれども、令和7年度の刑法改正で不同意性交罪が成立しております。それで構成要件が拡大されて、いろんな要件が明確にされましたので、届出や相談がしやすくなったものと考えております。

【山本委員】相談が増えたのか、そもそも件数自体が増えているのかというのが、なかなかわかりづらいところがあるんです。

中身を見ますと、対象といいますか被害者の年齢区分が、10歳未満から70歳以上まで非常に年代が広いんです。

先ほど、その抑止といいますか予防ということで、もちろん青少年に対する啓発は必要なんですけれども、先ほどおっしゃった、加害者にならない、被害者にならないというところで、まずここをどういうふうに抑止をしていくのかということについて、大雑把なお話になるんですけれども、先ほどサポートながさきの携帯カードの話がされたんですけど、これは周知のほうの話になってくるかと思うんです。抑止という意味でどういうふうに取り組んでおられるのか、その辺をお伺いしたいんです。

【大嶋交通・地域安全課長】先ほどの議論と重複するんですけれども、こういう犯罪があるということを周知して、少しでもこういう犯罪に近づかないというような、加害者にならない、被害者になりにくい環境の中に置くというよう

な教育が必要と思われまますので、それにつきましては、こども政策局がしておりますが、メディア、SNSを通じて見知らぬ男性と接触することで性被害に遭う、こういう危険性について周知をすることにより、犯罪の被害に遭わないような対策をする必要があると考えております。そのためには、引き続き当課だけではなくて教育庁、県警、各部局等と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

【山本委員】この中身を見ていくと、性犯罪、性暴力被害に対して件数の捉え方はあるんですけど、電話等の相談が637件ということです。直接的支援という形で関わっている件数が47件、それから警察情報提供数が13件となっていて、全体の数から見て、もちろん重複している部分もあるのかもしれないし、匿名性の問題もあるのかもしれないんですけども、こういったものがちょっと少ないのではないのかと。

先ほど、こういう犯罪があるんですよということが一つの抑止というふうな話だったんですけど、これが警察を通じて処罰を受けることで当然抑止力になるんだろうと思うので、そういう意味では警察情報提供数が少ないなと感じているんですけど、そののところは何か情報がございませうか。

【大嶋交通・地域安全課長】委員ご指摘のとおり、情報の提供は、一般には被害者の意向を尊重したうえで対応することとしておりますので、現状では、その意向に基づいてこのような対応となっている状況です。

【山本委員】相談者の居住市町、件数が載っているんですけど、ほとんど県内全域なんです。だから、21市町とは言いませんけど、ほぼ全部のところから相談がなされている状況で、直接的支援というのは、警察もあるだろうし、弁護

士とか裁判関係であったり、そういう形で支援に結びついているケースはあるんでしょうけれども、相談だけで終わってしまって、それで解決であればまだしも、どの程度、決着というか解決をしているのかというのが、なかなかここでは見えにくいところがありまして。

犯罪被害者支援センターの方も、何度かお邪魔をしましたが、かなり一生懸命やっていたらっしゃるし、この件数をあれだけの人数で、これだけの予算で、本当に処理ができるのかなというふうな懸念もあります。

今、お金の話をしましたけど、1,200万円という契約金額、それから今の人数で足りているのか、この辺について増員、増額を考えておられるのか、ちょっとずれますけど、お尋ねします。

【大嶋交通・地域安全課長】委員お尋ねの予算の関係につきましては、微増ではあるんですけども、年々増額をしております。

連携の状況ですが、いろんな個別ケースになりますので、パターンがあるんですけども、サポートセンターで相談を受けて、警察事件として処理してもらうために警察につなげたり、弁護士、検察庁の司法的な手続にお願いをしたり、医療機関、他の住むところを確保するための市町とか各行政機関へつなぐことが多々ございます。人員的には今、限られた人員で、事務局長も含めて6人体制で動いて対応しているところでございます。

【山本委員】この相談をされた方は、実際にどういう状況で相談をされているのかはいろいろあると思うんです。いわゆる未遂であったり、実際にそういう被害に遭われていないケースもあるのかもしれないんですけども、不幸にもそういう犯罪に巻き込まれた方は、当然肉体的なこともそうでしょうし、精神的なところもあ

るだろうし、そこに寄り添っていく、フォローしていくという意味でなかなか、一生懸命やっていたらっしゃるんですけど、これで本当に対応できているのかなと、ちょっと心配するところがあります。ですから、そういったところは、犯罪被害者支援センター、あるいはほかにも取り組んでいらっしゃる団体があるのであれば、そういったところの力も借りながら充実をさせていただければと思います。

少しずれますが、犯罪被害者の方に対する犯罪被害給付金の引き上げがされるだろうという話を前回の委員会で申し上げて、6月15日から改正が実施をされることになったということで、これ自体は一步前進したのかなと思うんですけども、残念ながらこれは遡及をしないということですから、今後、改正日以降にそういう被害に遭われた方の給付金について、前進ではあるかと思っています。

それから、被害者支援弁護士制度につきましても、たしか4月に国会を通過したということですから、今後、被害者の方に対して当初から弁護士が関与していくという形で、この部分については前進をしているんだろうと思います。

その中で一つ、以前から言われている課題で残っているのが、犯罪被害者の方が裁判をして、損害賠償命令が確定をしても、そこから10年で時効になります。その間に、加害者が賠償をしてくれないということで賠償命令を取得したんですけども、実際に賠償が受けられない、そうこうするうちに10年たってしまう、時効になる、だから改めて提訴をするしかない、多額の費用がかかるという中で、この再提訴の費用を支えている都道府県が今、8県程度あると聞いております。

本県において、こういうケースがあるのか、

そして、これについてどう考えていらっしゃるのか、見解をお伺いしたいです。（「暫時休憩を」と発言する者あり）

【千住委員長】 暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

【千住委員長】 先ほど、交通・地域安全課長の答弁の中で、性犯罪の規定が変わったのが令和7年という答弁があったかと思うんですけども。

【大嶋交通・地域安全課長】 失礼いたしました。昨年です。

【千住委員長】 令和5年7月ですね。

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前11時56分 再開

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時56分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年7月3日

自 午前 9時58分
至 午後 11時56分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委 員	田中 愛国 君
”	外間 雅広 君
”	深堀ひろし 君
”	中島 浩介 君
”	ごうまなみ 君
”	山本 由夫 君
”	饗庭 敦子 君
”	本多 泰邦 君
”	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

交通局長	太田 彰幸 君
管理部長	岩崎 良一 君
乗合事業部長	柿原 幸記 君
貸切事業部長	江頭 興祐 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開会

【千住委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【太田交通局長】 おはようございます。

それでは、4月の人事異動に伴う新任幹部職員をご紹介いたします。

（新任幹部職員紹介）

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【千住分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

交通局長より、報告議案の説明を求めます。

【太田交通局長】 交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、報告第14号知事専決事項報告「令和5年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」であります。

先の令和6年2月定例県議会の本分科会におきまして、令和5年度予算の補正を専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいておりますが、令和5年度の収入・支出の状況を踏まえ、令和6年3月29日付をもって専決処分させていただきましたので、その概要をご報告いたします。

収入については、運輸収入が見込額より増収となったことなどから増額補正を行い、補正後の事業収益の総額で55億7,600万円を計上しております。

費用については、子会社である長崎県中央バス株式会社への出資金の減損処理によって特別損

失が生じたことなどから増額補正を行い、補正後の事業費用の総額で51億6,500万円を計上しております。

以下、補正の主な内容につきましてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正。

事業収益については、合計で1億7,535万5,000円の増を計上いたしております。

事業収益の主なものは、運輸収入1億335万5,000円の増ほか記載のとおりでございます。

事業費用については、合計で5,171万5,000円の増を計上いたしております。

事業費用の主なものは、県央バスへの出資金に係る減損損失6,291万6,000円の増ほか、記載のとおりでございます。

資本的収入及び支出の補正。

資本的収入については、合計で1,305万2,000円の減を計上いたしております。

資本的支出については、合計で2,516万3,000円の減を計上いたしております。

資本的支出の主なものについては記載のとおりでございます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【田中委員】1点だけ、長崎県央バスへの出資金の減損処理、もうちょっと内容を知りたい。教えてください。

【岩崎管理部長】特別損失として計上しております減損損失6,200万円は、先ほど申し上げましたとおり県央バスへの出資金の減損損失でござ

います。

県央バスは、経営計画に基づきまして令和5年度末をもちまして廃止して、交通局に統合する形にしています。県央バスの清算につきましては令和6年度にかけて実施をするんですけども、その廃止を前提としまして、県央バスに対する交通局からの出資金の9,000万円を、決算に当たりまして、これが幾ら返ってくるのかを評価をしています。県央バスの精算に当たりまして、令和5年度末時点で県央バスは約6,291万6,000円の赤字になるだろうと、累積欠損が出るだろうということで、交通局が資本出資しております9,000万円については、6,200万円ほど回収が難しいんじゃないかという意味で、会計基準で50%以上減損すると損失として処理をする形になっていますので、その制度に基づきまして、今回損失として計上させていただいたものでございます。

【田中委員】内容は分かりました。内容は分かりましたけれども、そもそも県央バス株式会社をつくるいきさつは、今の県営バス、県の交通局よりも、民間との関係等々で効率性がいいよという感じで県央バス株式会社をつくったと。社長は局長、一緒でしょう。だから私は、こちらに力を入れれば入れるほど、本体の交通局は良くなると思っていた、当時、新しくつくって分離した時に。企業性というかな、役所のバスではやりづらいようなことがいろいろあったからね。だから、県央バスをつかって分離して、こちらの方もうまくいくように、こっちもうまくいくように、むしろ相乗効果があるような感じで私は期待して見ていた。

県央バスは、歴史は何年ぐらいあるかな、もう15年ぐらいあるのかな。なんでやめることになったのかという感じなのよ。長崎バスとの関

係等々があるかどうか分らんけれども、交通局と県央バスは、私はプラスの要素があると思って株式会社を、こっちをうまく使ってやればいいじゃないかと、こっちで儲ければいいじゃないかと言ったような記憶がある、過去にね。

だから、そこら辺がなんで、いきさつ的に県央バスがもう立ちいかなかったのか、聞かせてください。

【岩崎管理部長】県央バスにつきましては、平成21年4月から運行を開始しておりまして、委員おっしゃるとおり15年を経過したところでございます。

もともとの設立の目的は、県央地区で、地元からの補助金をいただいて赤字を補填しながら運行していたんですが、これが大体1億円程度の不足が生じていたことを受けまして、交通局自らコストを下げることで地域路線を守っていきこうと、人件費を抑えた子会社として設置をした経緯がございます。

この間、長崎 - 諫早間であるとか、そういった路線を中心に運行してきたところで、収支の状況につきましては、コロナの前までは一定安定した運営ができていたところでございます。令和2年からコロナ禍で乗客の数がかなり減りまして、令和2年で1,500万円、令和3年度で2,100万円、令和4年につきましても1,200万円と赤字が続いていたところでございます。

併せまして、新型コロナウイルス感染症の蔓延で運転士が感染して休むことがあるんですが、県央バスは小さい組織でありますので、急に感染が広がって運行が確保できなくなるというようリスクもございました。交通局と一緒にやって組織を大きくすることで、そういったものにも対応でき、かつ赤字につきましても全体の経営の中で対応していこうという趣旨で、今回、

廃止をしたという考え方でございます。

【田中委員】理解はしました。理解はしましたけれども、当時、これは正確ではなかったかもわからんけれども、交通局と、例えば長崎バス等々の労働条件的なもの、交通局の方が良かった時代があったのよ。だから、時代に合わせて新しく会社をつくって、労務対策でもやったんじゃないかと私は理解していた。ちょっと交通局と県央バスは、労働条件的なもの、給与体系とか、そこら辺でうまくやっているという理解を当時はしていたんだけれどもね。

今度、統合するような形になるわけでしょう。職員はちゃんと交通局で引き取るわけね。労働条件とか何とかも全て合わせてやるよう、交通局内で話し合いが全てうまくいって、こういう流れになったと理解をしていいわけね。だから、職員の関係はちゃんと交通局で。

何人ぐらいおられたかな、職員が。そこら辺、労務管理の関係を教えてください。

【岩崎管理部長】県営バスの社員は、令和5年4月1日時点、昨年度の初めで155名いまして、そのうち交通局からの派遣者が61名ございまして、交通局と県央バスで人を行き来しながら全体の運行を確保していたということでございます。

県央バスの統合に当たり、労務条件等につきましては、基本的に交通局と一致をさせる対応をしているということでございます。

【田中委員】交通局の中で、そういう打ち合わせというか会議があって、分離した部門をまた戻そうということで、交通局自体がうまくいけば、私は了としたいと思うのでね。

県央バスをつくる時には私は賛成した方で、役所のバスとしてやれないようなところがあったものだから、労務管理を含めて、それからバ

スの広告なども交通局ではやりづらい、そういうものも県央バスでどんどんやれるじゃないかと、県央バスで稼げよというような話をした記憶がある。

いきさつはわかりました。了としたいと思います。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】今の特別損失の件で確認です。2月定例会の時に県央バスの統合の話はありまして、その時に、ある意味発展的統合だと、2024年問題を踏まえ、人員や車両を総合的に活用する方がこれからの時代に合っているという判断でやりますという話があった、私は質疑をしたと記憶しています。

その時に、特別損失が出るという話が出ていましたか。

【岩崎管理部長】特別損失につきましては、先ほど委員おっしゃったとおり、車両の運用とか人員の全体の配置であるとか、そういった意味では非常に大きな意味はあると思っております。一方で、先ほど申し上げましたとおり、コロナ禍で毎年度赤字が続いていたこともありまして、精算に当たり9,000万円の出資金に損失が生じる形になっているものでございます。

【深堀委員】もう一度確認しますが、今回計上されている6,291万6,000円、これは単年度の赤字なんですか。それとも累積の赤字なんですか。

【岩崎管理部長】累積の赤字でございます。

【深堀委員】累積の赤字ということは、令和4年度まではどういう処理を続けてきたんですか。これは令和5年度末での話ですよ。令和4年度の決算の時に、県央バスが出した赤字はどういうふうな処理になっていたんですか。

【岩崎管理部長】県央バスの決算につきましては、毎年度当期利益がありまして、その当期剰

余金という形で、令和元年度は100万円の黒字で繰り越しをしてきた経過がございます。先ほど申し上げましたとおり、令和2年度以降は、赤字が続く状況となりました。

これらの黒字、赤字は、利益剰余金として、会計上の資本の部に計上され、その会社、企業の経営が存続する前提であれば、赤字の場合も繰越しながら、企業運営を続け、毎年度の黒字を出して繰越欠損金を解消していく対応をします。

令和4年度末につきましては、この利益剰余金が4,700万円の赤字で、令和5年度決算見込みを含めまして約6,300万円の繰越欠損を見込んでいるものでございます。

【深堀委員】中身はわかりました。

県央バスのこれまでの累積の赤字を今回特別損失で計上するという流れはわかるんですけど、実際に県央バスが運営している基礎自治体、赤字路線に対する補助金はもちろん基礎自治体も一定負担していると思うんです。最終的に県央バスが累積の赤字をこれだけ抱えたことに関して、サービスの提供を受けている基礎自治体に、その部分を少し負担してもらおうという考え方はなかったんですか。

【岩崎管理部長】毎年度の運行の赤字に対する欠損補助につきましては、ルールに基づきまして諫早市、大村市からいただいております。利益剰余金の減損損失につきましては、あくまで出資金の減少ということで、市から求める話はしていない状況でございます。

【深堀委員】そうしたら、今の説明でいけば、サービスを提供している基礎自治体にも一定の負担をしてもらっていたということですね。今回計上している6,291万6,000円の部分については、基礎自治体に負担してもらおう部分じゃな

くて、あくまでも交通局として負担しなければいけない部分という判断なんですね。確認です。

【岩崎管理部長】委員ご指摘のとおりだと考えています。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第14号については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第14号は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【千住委員長】次に、委員会による審査を行います。

交通局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、所管事項についての説明を受けたのち、議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、交通局長より、所管事項説明を求めます。

【太田交通局長】「令和6年6月定例県議会 観光生活建設委員会関係説明資料」をご覧くださいと思います。「追加1」もお配りしておりますので、併せてご覧くださいと思います。

今回、交通局関係の議案はありませんので、

主な所管事項についてご説明いたします。

交通局の経営状況について。

交通局の経営状況につきましては、令和5年度は社会経済の活性化が進み、乗客数等が戻りつつあることなどから、乗合バス及び高速バスで大幅な増収となり、営業収益は、前年度に比べ2億5,000万円の増となりました。

営業費用については、経営計画に基づく収支改善に引き続き取り組み、前年度に比べ9,000万円の減となりました。

最終の事業収支（税抜）は、本原公舎跡地の売却等を含め、3億4,000万円の黒字を見込んでおります。

また、令和6年度においては、去る4月1日には、長崎市本原地区など4地区において、長崎自動車株式会社（長崎バス）との共同経営方式による路線再編を実施するとともに、小会社である長崎県中央バス株式会社の交通局への統合や貸切バスの営業所集約を進めるなど、経営計画後期5か年行動計画に掲げた経営改善策の着実な実施に努めております。

引き続き人材確保や物価高騰の状況を注視しつつ、経営基盤の安定・強化に取り組んでまいります。

バス運転体験会の実施について。

コロナ禍後の人材不足の中で、バス運転士の不足が全国的な課題として顕在化しております。交通局においても、バス運転士の高齢化が進む中、運転士確保は喫緊の課題となっており、給与の改善や採用後正規職員で任用することなど処遇改善を図るとともに、新たに新高卒者を運転士として採用するなど人材確保対策に取り組んでいるところであります。

令和6年度における新たな取組として、バス運転士の仕事を身近に感じていただき、運転士

の確保につなげていくことを目的として、去る6月8日に、交通局単独としては初となるバス運転体験会を大村市において開催しました。

当日は、バスの運転に興味のある方やバス運転士への転職を検討されている方など11名の皆様に実際にバスを運転していただいたほか、バス運転士の仕事内容の説明等を行ったところであり、限られた時間ではありましたが、体験会を通じて地域に貢献するバス運転士の魅力を伝えることができたものと考えております。

今後とも、バス運転士を安定した魅力のある職業として選択していただけるよう、バス運転士の確保に向けた各種取組を推進してまいります。

乗合バスの状況について。

交通局においては、小学生を対象に、夏休み期間、長崎・諫早・大村のエリアにおいて路線バスが1,200円で乗り放題となる「夏休みこども定期券」を今年度も実施することとしております。この取組は、図書館やプールなどへの移動機会の多い夏休み期間中に、子どもたちにバスの利用を促し、その体験を通してバスの乗り方や車内でのマナーを啓発するとともに、公共交通機関の役割や大切さについて理解を深めていただくことを目的に実施するものであり、コロナ禍以降、利用が年々増加傾向にあることから、継続して実施することとしたものです。

また、先般、大村市植松地区の高齢者を対象とした「バス乗り方教室」を実施しました。この講座は、大村市が実施する高齢者を対象とした出前講座の一環として、昨年度から交通局において開催しており、基本的なバスの乗り方やICカードの使い方、高齢者向けフリーパスを紹介する内容となっており、高齢者の公共交通機関の利用促進及び車内事故防止に寄与するものと考えております。

今後とも、こうした取組の実施により、公共交通への理解を深めていただきながら、バスの利用促進を図ってまいります。

「追加1」をご覧ください。

長崎市内バス・路面電車共通8時間フリーパスの販売について。

交通局においては、長崎自動車株式会社並びに長崎電気軌道株式会社とともに、7月1日から9月30日までの期間限定で、「バス・路面電車共通8時間フリーパス」を販売しております。

この乗車券は、長崎市内指定エリア内のバスや路面電車が大人1,200円で8時間乗り放題となるもので、スマホアプリ「my route」限定のデジタルチケットとなっております。

「my route」は、8月1日からスタートする「九州MaaS」のプラットフォームとなっており、今回の取組は、「九州MaaS」の本格スタートに先行して3社局で共同企画したものです。

今後とも運行事業者の垣根を越えた共創の取組を通じて、利用者の利便性向上を図りつつ、持続的な公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいります。

貸切バスの状況について。

貸切バスについては、交通局の収益の柱の1つであり、社会経済活動の回復に伴い、観光需要は上向き傾向にありますが、昨年度から運転士不足に伴い受注制限を行わざるを得ない状況にあります。

令和6年度においては、これまで5営業所に分散していた貸切バスを、需要が多い長崎、諫早、福岡の3営業所に集約するとともに、長崎営業所を貸切バスと高速バスの専用営業所にするこことで、効率的かつ安定的な稼働を実現していくこととしております。

今年度の貸切バスの受注については、クルー

ズ団体や企業等の一般団体旅行が増加しており、貸切バスを集約化した効果を見極めるとともに、令和5年度に実施した運賃改定の効果の検証を行い、増収増益を目指していきたいと考えております。

なお、運賃改正については、単価増の反動による需要減の可能性もあることから、今後も市場の動向を注視しながら適切に営業判断を行い、営業所の集約効果と併せて収入確保を図ってまいります。

「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について。

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる交通局関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「人員・給与の適正管理」については、コロナ禍等を踏まえ効率的な職員配置を行っており、引き続き需要等の変化に対応した適正な人員配置に取り組んでまいります。

「環境の変化に対応した公共事業サービスの提供」については、収支改善対策としてダイヤ編成等の効率化や資産の有効活用等に取り組んでおり、引き続き経営計画後期5か年行動計画に基づき、収支改善の取組を着実に推進してまいります。

「公共用施設等総合管理の推進」については、老朽化している営業所施設やバスの更新を適切に進めてまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします

ます。

【千住委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【岩崎管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件についてですが、本年2月から3月までの実績は、資料2ページに記載しておりますとおり5件でございます。また、本年4月から5月までの実績は、資料6ページになりますが1件ございまして、計6件となっております。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】局長説明の中から何点か質問をさせていただきます。

最初に乗合バスの状況についてというところで、バスの乗り方教室などいろいろされていますが、この中で、今はICT化も進んでいるかと思うんですが、ICカードの利用率と現金の利用率がどれくらいなのか、教えてください。

【柿原乗合事業部長】乗合バスにおける運賃収

受でございますが、定期券、回数券を除いたところで、大体で申し上げますと、現時点でICカードが7割から8割の利用率という形になっています。

【饗庭委員】7割から8割と増えている状況かと思えます。

熊本では、ICカードを、システムの更新の時に廃止するというお話があるんですが、長崎県としては、どこかで更新はしていかないといけないと思うんですけども、そのような状況に陥らないのかどうか、お伺いします。

【柿原乗合事業部長】確かに報道等で熊本の事例は報道されております。

それぞれのICカードの沿革等を簡単に申し上げますと、私ども県営バスは、長崎の他の事業者と一緒にございますが、令和2年6月に全国相互利用のICカード「nimoca」を導入したところでございます。

一方、熊本の状況は、市電とバス事業者がでございます。市電は平成26年に「nimoca」を採用されていまして、バス事業者の5社は平成27年に「くまモンのIC CARD」という地域カードを採用したと承知をしているところでございます。報道等によりますと、熊本では機器更新等にかかる費用が課題になっているとお伺いしております。ICカードを導入した後の経過期間は、私どもが4年に対しまして、熊本では9年から10年という状況です。

この報道がありました後、私どもは「nimoca」に確認をいたしました。「nimoca」を導入している熊本の市電が使っている機材と、私どもが使っている機材はちょっと違うと。具体的に言うと、市電はメモリロード方式というメモリーカードを使ってデータをやり取りする方式、私どもを含めます長崎の事業者は通信方式を使っ

ておりまして、使用している機材も異なりますので、熊本と同じような状況にはないと聞いておりますし、私どもとしましても、直ちに更新が必要な状況ではないと認識をしております。

【饗庭委員】便利な機能がなくなったのがなくなるのは、バスにますます乗らなくなるのではないかと感じてお聞きしました。

もう一つ、高齢者向けフリーパスとはどのような内容なのか、教えてください。

【柿原乗合事業部長】大村市でやらせていただいた「バス乗り方教室」でご紹介したのは、かねてからございます「プラチナパス65」という商品でございます。

高齢化の進展に伴いまして、高齢者の移動手段の確保とか、サービスの充実を後押ししようじゃないかということで、65歳以上の高齢者の方を対象に、県営バスの路線が定額で乗り放題になる定期券、フリーパスを販売しています。県営バスの路線の全線に乗れる「全線フリー」と、長崎、諫早、大村のエリア限定の定期券、フリーパスを販売しております。

そういったご紹介できる機会を通じて利用の選択肢を提示して、できればご利用いただくというところでございます。

【饗庭委員】このフリーパスを使っておられる方がどれくらいいるのか、もしわかったら教えてください。

公共交通機関、バスも使うのが少なくなっているし、高齢者の方が車の免許証を返納するとバスしかないというところでは、市町によって違うんですけども、佐世保ではバスの無料パスみたいなものを出していると。県内の県営バスが走っている市町で、無料パスを発行しているところを把握していたら、それも一緒に教えてください。

【柿原乗合事業部長】プラチナパスは、試験導入を1年した後に、平成30年9月から販売を開始している商品でございます。平成30年、発売当初の数字が835人ほどございました。近年は、コロナ禍の中で増減は多少ありましたけれども、1,200人ほどの方にご利用をいただいている状況で、ここはあまり大きく数字は変わっていないところでございます。

それから県内各地、私どもの沿線市の中での高齢者助成ということでございますが、無料というところはございません。長崎市、諫早市ともに、制度上若干異なりますが、年間5,000円程度をそれぞれの方に助成をされている状況でございます。

【饗庭委員】次に、「my route」限定のデジタルチケット、「バス・路面電車共通8時間フリーパス」を販売されると、九州MaaSの先行でということですが、九州MaaSをもう少し詳しく教えていただければと思います。

【柿原乗合事業部長】「九州MaaS」は、来月8月から本格サービスインとなります。MaaSというのは、「Mobility as a Service」の頭文字を取って「MaaS」というふうに言われております。

直訳をいたしますと、「Mobility」というのは様々な公共交通機関です。「as a Service」が「1つのサービスとして」ということになりますので、いろんな交通手段が一つの交通、ネットワーク化したうえでサービスとして提供しようというようなものかと思っております。

九州MaaSの取組は、九州全体で取り組んでいるんじゃないかということで、以前から準備委員会等を踏まえてずっと検討されておりました、今年の4月に設立をしたところでございます。

主だった交通事業者は結構、参画をしておりますし、もちろん私どもも参画をさせていただいております。現時点で、交通事業者であるとか、その他関連事業者とか、合わせて80者ほどの事業者が加盟して、今後、それらが連携した形で輸送サービス、商品等を提供していこうという形になろうかと思っております。

【饗庭委員】ご説明ありがとうございました。その中でメリットとデメリット、デメリットはない方がいいんですけども、あれば教えてください。

【柿原乗合事業部長】MaaS自体が、まだ新しい取組です。今回のものは、いろんな事業者の共創、共に創っていく形になります。昨今の交通事業者は特に厳しい状況で、単独の事業者だけではなかなかし得ないネットワークなどを、こうした共通のMaaSアプリ、「my route」です、プラットフォームを使って一つのネットワークとしてお客様に提供することができる、利便性の向上が図られるといったところがメリットかと思っております。

デメリットというのは、申し訳ありませんが、現時点ではちょっと考えつきません。

【饗庭委員】わかりました。ぜひ、利用者の利便性が上がればいいかなと思います。

最後に、長崎県行政運営プラン2025に基づく取組の中で、老朽化している営業施設を今後適切に更新していくかと思うんです。やはり働く方の職場環境改善はすごく重要なと思うんですが、今、老朽化している施設がどれくらいあって、今後どのように進めていくのか教えてください。

【岩崎管理部長】交通局が現在保有をしております施設は、八千代町にある本局、各営業所が5つ、3つのターミナルが主なものでござい

ます。

中でも長崎バスターミナルが60年、大村バスターミナルが50年という形で、老朽化が進んでいる状況でございます。

営業所につきましても、長与営業所が50年、大村営業所も53年と、それぞれ老朽化が進んでいる状況でございます。矢上営業所につきましては、現在、解体して新設をするという方向で調整をさせていただいているところでございます。

ターミナルにつきましては、現在、それぞれの地域におきまして、再開発という形でターミナル機能を維持するということが計画が進んでいる状況でございます。それぞれ準備組合ができていまして、準備組合においてご検討いただいていると、我々も参加した中で検討をさせていただいているということでございます。

各営業所につきましては、今、矢上営業所の解体をやっていますので、それぞれ投資の計画を立てながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】かなりの年数がたっているのので、早めに建替え等も含めて進めていただければと思います。以上で終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【本多委員】私、一般質問でも同じような質問をして、先ほど饗庭委員からも、交通系ICカードの機器の件が出たんです。

熊本の場合は、その更新時期と重なったことで、新しくタッチ決済の方に流れていく。費用が、そっちの方が安いのでそのようになったということです。

県営バスでの導入が令和2年で、更新時期はまだ先だというお話だったんですが、具体的にいつになるんでしょうか。

【柿原乗合事業部長】ご質問としては、ICカードのシステムをそっくり入れ替えるような大きな更新がいつ頃になるかというようなお尋ねかと思えます。現時点では、当然まだそういう予定はございません。

これは私どもの考え方になるかと思いますが、ICカードのシステムを稼働させるためには、やっぱり所要の機器が必要になります。単体の機器で申し上げますと、それはもちろん老朽化等で交換をしないといけないことは当然ある話だと思っています。

ただ、決済システム全体を入れ替えるとなると、入れ替えざるを得ないような理由、例えば使用している機器の生産がこれ以上ないとか、交換部品等の供給がないとか、これ以上使っていくのはできないというような状況があって初めて検討するのかなというふうに思っております。

ですから、現時点において、私どもは機器等の更新はございませんし、ICカードの利用率は高うございますから、当面はICカード決済システムを更新する必要はないのかなというふうに考えている次第でございます。

【本多委員】熊本は、機器というよりもシステム自体が更新の時期にあったということなんですかね。新聞の報道などを見ると更新時期に当たっていた、費用をかけて更新しないとイケない時期になっていたというような話です。先ほどのご説明だと、導入から9年から10年ぐらいで、システム自体がもう使えなくなったの更新だったのか、そういったことが長崎の場合には考えられないのか、わかる範囲でお聞かせください。

【柿原乗合事業部長】先ほど熊本の話をさせていただきましたが、これは正式にお聞きしてい

るわけではございません。私どもは、使っている機器等の内容とか状況とか、つぶさに把握していないところがございますので。

先ほどは、そっくり入れ替えるようなところを私たちに置き換えた時にどういうふうに判断するかなというところでお答え申し上げたところでございまして、熊本の状況にまで言及は難しいかと思っております。申し訳ございません。【本多委員】はっきりわからないということですね。長崎の更新時期についても、まだはっきりわからないということですね。

先ほど饗庭委員は、便利で慣れたものがなくなってしまうのは不安であるというようなお話だったんですが、それも1点あるんですが、それよりも、タッチ決済にどんどん変わってきている中で、タッチ決済の導入時期を考えた時に、その更新時期がわかっていれば、検討とか計画とかがしやすいんじゃないのかなと思って質問しておりました。わからないということで、それは大丈夫です。

あと1点、これはちょっと聞いてみたいと思ってですね。「my route」限定のデジタルチケット、8時間で大人1,200円、このお得具合を教えてくださいませんか。

多分、私どもが県民の皆様と話になった時に、「こういうものがあるんです」と紹介して、「どれくらいお得かね」なんて話になった時に、知っておきたいと思ひまして。

【柿原乗合事業部長】ご配慮ありがとうございます。

今回、3社局、私ども、長崎自動車、長崎電気軌道が連携して1つの商品を出すという初めての取組になっています。今回商品構成をするに当たって、事業者が多ければ多いだけ、どれくらいの価格設定にするか、どれくらいのサー

ビスにするか、随分議論をしたところでございます。

一応、8時間という形を絞って価格とのバランス、お求めやすい価格で、8時間でいけば一定市内を周遊するぐらいの時間をとれるかなと。その時に、長崎市内を走っている公共交通機関であればどれでも利用できますという形が一番ポイントかと思ひます。そうした観点を踏まえてエリア設定も、それぞれの社局で、観光地と人が集まる地域などを組み入れたところですね。

私どもでいけば、網場にありますペンギン水族館を対象エリアに入れて、いろいろ周遊していただければというふうに思っております。初めての試みということもありますので、利用の状況等を見ながら、今後いろいろ検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

【本多委員】例えばペンギン水族館を軸に、何箇所か回って8時間以内に長崎市内を観光します。それに公共交通機関を使った場合、バスで幾らかかって、路面電車で幾らかかって、もう一つのバス会社で幾らかかって、通常の運賃が例えば2,000円です、それが1,200円になる、得ですとか、そういったモデルみたいなものはないんでしょうか。

【柿原乗合事業部長】委員ご指摘のようなモデルケースはあった方が確かにいいかと思ひます。現時点ではまだ用意ができていないところですので、ここはちょっと検討していきたいと思っております。

【本多委員】バスの運賃って、すごく安いじゃないですか。そして、路面電車の運賃もすごく安いと思うんです。それに何回乗って1,200円になるのか。どうでしょうか、皆さん移動する時に、そんなにバスを5回も6回も乗り継ぐのか。

ちょっと興味があってというか、どうなんだろうなと思って質問したことでございます。具体例等わかれば、後日でも構わないので教えていただければと思います。

最後にもう一つ。小学生を対象に、夏休み期間に1,200円で乗り放題でしたね。非常にいい試みかと思っておりますが、1,200円のパスがどれくらい発行されているのか、教えていただけますか。

【柿原乗合事業部長】こちらは平成29年から開始をしております。今回やっている長崎、諫早、大村のエリア限定のパスの件数で申し上げますと、開始当初は937、平成30年は713、令和元年度は849というような形で好調に推移しておりました。

ただ、コロナ禍に入って急落をいたしまして、令和2年度が145、令和3年度が249、令和4年が317、昨年度は379という形で、徐々にではありますけれども、回復基調かなと思っております。

昨年度来、新型コロナウイルス感染症が5類移行になりましたので、チラシ等も大きく刷って、今年も、学校はもちろん、学童などにも周知を図って利用促進を図ってまいりたいと考えております。

【本多委員】非常に便利で、子どもたちには楽しい試みじゃないかと思っております。

そしてこれを、大久保委員がよくおっしゃっているんですけども、長崎ピース文化祭の時期に、子ども向けで企画ができないかと。例えば子どもは幾らで、それに同行する親御さんは幾らみたいなパスができれば、長崎県内を県民の皆様がしっかり回って、県の良さを知っていただくような動きにもなるんじゃないかと思っております。それはすぐに答えるようなお話ではないと思っておりますので、検討を要望して終わりにいた

します。

【外間委員】3点質問いたします。人口減少の歯止めがかからない中で、人の問題や物流の問題として2024年問題が上がっており、特に交通局におかれては、どの部局よりも人口減少対策の歯止めのかからないことを実感している部局ではないかと。働き方改革も含めて、お客様を快適に移動させるという大切な事業を全うするためには、あまりにも過酷な状況になっている、その課題はあまりにも大き過ぎるというふうに理解をしております。タクシー協会やトラック協会、こういった物流問題も含めて、交通局も同じような問題を抱えておられると思っております。

そういう中であって人材をどのように確保しておられるのかということで、局長説明の2ページには、高校の新卒者を採用する新しい試みを出しておられるようです。人材確保をどのように取り組んでおられるのか、改めてお聞きしたいと思います。

【岩崎管理部長】ご指摘いただきましたとおり、いわゆる2024年問題ということで、時間外勤務の上限の適用とか、バス運転士の労働条件は厚生労働省の告示で定められていまして、1日の拘束時間が年間3,380時間だったのが3,300時間までとか、休息時間は8時間以上だったのが9時間を下回らないであるとか、そういった形で運転士の労働条件の見直しが行われています。

交通局の人材確保でございますが、今年4月1日における定数に対する欠員の状況は、定数382人に対して実員が363人と、欠員が19人という形になっております。こちらを交通局全体でカバーしながら対応している状況でございます。

そうした中で継続して人材確保対策に取り組んでおりました。まず、切れ目なく運転士の採

用試験の実施に努めているところでございます。令和5年度は9回、今年度も既に2回、採用試験を実施しているところであります。令和5年度の受験者数は34名で、うち合格者数が27名という形になっております。コロナ禍の時期におきましては、受験者数が10名とか12名とかでしたので、令和5年度につきましては大きく受験者数が伸びている状況でございまして、この4月、5月で新たに14名を営業所に配属し、一定欠員を解消する努力をしているところでございます。

これに加えまして、経営状況を踏まえながら処遇の改善を図っていかないといけないということで、そういった取組もしております。これまで最初は会計年度任用職員、いわゆる嘱託職員として入局していたんですが、研修終了後、営業所に配属する時には正規職員として配置をする取扱いも含めまして、処遇の改善に努めているところでございます。その他、新高卒者の採用とか、これまでもやっております大型二種免許未取得者、免許を持たない方の採用制度にも力を入れているところでございます。

加えて、今回ご報告させていただきましたバスの運転体験会によりまして、バスの運転士になりたいけれども、どういう形でやったらいいのかという方に興味をもってください、これは交通局だけではなく、県のバス事業者全体に興味を持っていただくということで実施をしているところでございます。こういった取組を通じて人材確保に努めてまいりたいと考えております。

【外間委員】様々な角度からご答弁をいただいたので、一定了といたします。

答弁の中にございました、34名の受験者で、うち27名を採用したということですね。この方々は、二種免許を持っていらっしゃるん

ですね。バスの運転士とかいろいろ、382人の職員定数に対して19人足りない、それを27人採用で、免許取得の状況はどうか。

【岩崎管理部長】27名の合格者の内訳を申し上げますと、免許をお持ちの方が20名、免許をお持ちでなくて交通局に入局されてから免許を取られる方が7名でございまして、それぞれ免許取得に向けて研修や試験に取り組んでいる状況でございます。

【外間委員】その7名の方々に対しては、免許を取るのに30万円くらいですが、そういった費用を交通局で見ることで人材を確保していくということでもありますね。わかりました。

昨日、総務委員会の午後の部をちょっと拝見いたしましたして、公明党の宮本委員が、女性ドライバーの状況について、交通政策課に対して、いろんなドライバーという観点からの質問だったと理解しますが、県交通局の女性ドライバーの実態はどのようになっていますでしょうか。

【岩崎管理部長】交通局におきましても、女性運転士の確保は、非常に力を入れていかないといけない分野だと認識しております。現在、女性運転士は1名います。例えば女性専用の休憩室とか、そういった施設の整備は力を入れていますので、そういったものをしっかりアピールしながら、女性運転士に勤めていただけるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【外間委員】人口減少をもろに受けた中で、何とか職員の確保について大変努力をなさったの数値をご報告いただいたので、一定了といたしますが、人材確保についてはさらに、女性採用も含めて様々な問題がまだまだ続いてまいりますので、ひとつご努力をしていただければというふうに思っております。

2点目に、料金の設定についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

佐世保の西肥バスが、いつの間にか初乗りが大幅に上がっていて、ちょっとびっくりしているんです。この間上がったのに、また上がったなど高値感を非常に感じておりまして、バスのダイヤの路線も相当廃止ということですね。しかし、一方では無料パスを確保するというところで、大変経営が苦しい状況の中で料金改定を行っておられるようなんです。

いろいろ考えるところがあるんですが、この料金の設定の基本は、例えば1キロ幾らというふうな単価基準設定は難しいんでしょうか。料金設定について、端的に説明していただけないでしょうか。

【柿原乗合事業部長】バスの運賃の仕組みは、少し正確ではないかもしれませんが、イメージをつかんでいただくための説明をさせていただければと思います。

バスの運賃は公共料金ということになりますので、基本的には総括原価方式というのに従っています。要はどういうことかということ、かかってくる原価に対して、利用されるお客様の数で、一番イメージしていただきやすいのは割り勘で考えていただけるとよろしいかなと思います。かかってくる費用を想定される利用者の数で割ったもの、これが料金の基礎になってくるということでございます。そこが料金の原単位みたいなもので、基本的にはキロ当たり幾らですよという形で申し上げますけれども、大きなところの運賃の考え方、決まり方は、こういう形で決まっているとイメージいただいても結構かと思えます。

【外間委員】総括原価方式で、原価に対しての利用数で割り勘のような格好で、キロ当たり幾

らという想定でとご説明いただいて、理解できました。

そうなった時に、長崎バス、西肥バス、県営バス、それぞれのキロ当たりの単価が出て、それぞれに比較をして、数字を見て、長距離バスの多い西肥バスとか、循環が多い長崎バスとか、そんな感じで一定、キロ当たり幾らという料金設定が出てくるから、値上げについても、そのような状況で打ち出されたというふうに思うんです。

話はちょっと違うんですけど、私は、県議会議員になってすぐ、佐世保市から無料パスをいただいて、これが文書交通費の特権かと感じたんです。無料パスをいただいて、ずっと乗っていたら、織田 長さんという公明党の先輩から、「おまえ、それを使うな」と、「県議会議員はそんなものを使うものじゃないんだ」とたしなめられましてですね。最初は、こんなありがたいものをもとっていたんですが、ずっと議員をやっている、意味がだんだん、だんだんわかってきて、もう絶対に使うまいということで、いつの間にか廃止にはなったんですけれども。

バスを経営していくうえで、料金をこうやって値上げしていくこともいいんですけれども、一方では、人口減少で高齢者がどんどん、どんどん増えてきて、負担がどんどん、どんどん大きくなってきてですね。先ほどみたいな割り勘でいけば、割り勘の数字がだんだん、若い世代にしわ寄せがくる値上げの仕方ではどうかと思うんです。

県交通局における値上げについての考え方、交通局長、何かございましたら、ご見解をいただきたいと思います。

【太田交通局長】前回の委員会でもご質問がございましたけれども、交通局におきましては、

コロナ禍で減りましたお客様への対応ということで、長崎バスとの共同経営による路線の再編その他、いろんな形でお客様の需要に対応した路線の再編をまずやろうということで、現在やっているところでございます。

コロナ禍で、いろんな形で効率化を図ってまいりまして、一番大きいのは、車両更新をなかなか進められなかったこともありまして、現在、黒字が出ておりますのも、減価償却費がかなり減っております。そういう形で、通常の経営からすると、ちょっといびつな部分もございまして、今後、車両の更新、それから人の確保という面からいきますと当然費用も増大してまいりますので、将来的には適正な運賃を考えていかないといけないかなというふうに思っております。

【外間委員】まさに交通局長は、経営者の立場から減価償却費の危機感というのをしっかりと答弁をいただいたところで、理解ができました。料金設定についても、今、局長から答弁いただいたようなことで適切に図りながら、常に快適に運行できるようなバス会社であってほしいと願っております。

3点目は、今日から新札が発行されたということで、新札発行への対応が、県交通局でも機器等について何かあれば、金額も含めてご答弁をいただきたいと思います。

【柿原乗合事業部長】本日から新札がということで、私も、お札に対応しないといけないところでいくと、バスの中にあります両替機器付き運賃箱と、あとはターミナルとか空港にあります券売機でございます。

車載機器に関しましては、基本的には年内をめどに対応を完了したいと考えておりまして、自動券売機につきましては、9月末までに対応

していきたいと考えております。

【外間委員】バスは500台強、全てのバスの券売機を新札発行に伴って入れ替えるんですね。その金額は相当なものです。あらかたの数値をお示しいただければと思います。

【千住委員長】 暫時休憩します。

午前11時7分 休憩

午前11時7分 再開

【千住委員長】 委員会を再開します。

【柿原乗合事業部長】車載機等については、お札を認識するところの対応ということで、そっくり入れ替えるわけではなくて部分対応という形になります。車載器と自動券売機、合わせて2,800万円ほどかかってくる予定でございます。

【外間委員】わかりました。以上3点、質問を終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】先ほど、nimocaの件で質疑が幾つかありました。私も、これは非常に気になっていて、本多委員との質疑の中で、次のnimocaの更新の時期が全くわからないというような答弁があったんです。非常にそこが気になったんです。

これは報道ベースですけれども、熊本の交通系ICカードからの撤退は、2016年に熊本県の5社が導入をして、25年3月末で保守契約が切れると、更新には約900台の機器を入れ替える必要があり、全体で12億1,000万円が必要と見込まれると、そういう報道だったわけです。

そこから考えたら、長崎県の今のnimocaは、何らこういった予定がないのか、答弁を聞いて疑問に思ったんですよね。

令和2年に導入されたnimoca、当時、私も委員会に所属しておりました。長崎バスがエヌタ

ス地域創生カードで、どうするかという議論がありましたね。

その時に決め手となったのは、莫大な設備導入費用の多くを、国が臨時的な補助金をつくって、これを使うからnimocaにするんだというのが交通局の判断でした。その時の判断は、私は間違っていないと思います。

思うんだけど、今回の熊本の事例があるように、更新に関してのいろんな設備投資とか、もしくは実際に使っているnimocaのロイヤリティ、手数料とか、こういったものを長期的な視点に立って検討しておかなければいけないことだと、死活問題だと思うんですよ。

例えばインバウンドで外国人の方がたくさん増えてきた時に、交通系ICカードを使えるかという、インバウンドの方々には使わないですよ。クレジットカードとかタッチ決済を使ってくると思います。だから、将来、この10年先ぐらいを見越した時にどうあるべきかというのは、絶対に考えておかなければいけないと私は思うんです。他社の状況とか、国内の動向とかも。

もう一回聞きますけど、本当にnimocaの更新の予定が保守契約とかで結ばれていないのか、そのあたりはどうですか。

【柿原乗合事業部長】nimocaを運営するに当たって、保守契約は毎年毎年結んでおります。先ほどの繰り返しになって恐縮ですが、現時点では更新の予定はございませんし、私どもとしても、積極的に今、更新が身近にあるという認識がないということでございます。

ただ、委員ご指摘を踏まえて、確かに先ごろこういうお話がございましたので、私ども、機器は違えども、そういう可能性がないのかとか、また株式会社nimocaとも情報交換を重ねて、少し検討をしていければというふうに思っております。

ます。

【深堀委員】繰り返しになって申し訳ないんですけど、現時点で更新の必要性はもちろんでしょ。莫大な投資をして使っているわけだから、今流通しているわけで、それはいいんだけど、長期的に見た時にこのままでいいのかと、そこは検討しておく、調査・研究しておくべきだと思うんですよ。社会がこう動いているわけですから。

保守契約は毎年と言われていましたね。じゃあ、その費用がどれくらいなのか。手数料、nimocaに対して払っているそういった料金の水準が、タッチ決済に切り替えた時にどれくらい違うものなのか、そういったところまで研究しておくべきだと私は思うんですよ。どうでしょうね。

【太田交通局長】委員のご質問の趣旨はよく理解をしますところですが、長崎県内の交通ICカードの導入の経緯からいきますと、nimocaの前のICカードの時も、県内のバス事業者と一緒にシステムをつくりまして、そしてnimocaの時には、長崎バスは別ですけれども、西肥バス、電気軌道、併せてnimocaの導入を図っております。まだ令和2年に導入したばかりでございますので、今のところ、nimocaを導入した県内のバス事業者、長崎電気軌道も含めて、そういう話題にはなっていないということです。

更新の時期というのがあります。機器が相当な高額になるということで、熊本でも、その資金をどう工面するかという部分で、新しい方式は国からの補助金等が受けられるということで、そういうふうな転換を図ったと新聞情報等では認識をしているんです。

ICカードを含めた決済方法は、日進月歩で変わってまいります。今の段階で検討していても、

来年はまた違った方法が出てくるかもしれない。ですから、果たして常に研究しておく必要があるのかどうかというのもまたあるかと思えます。

前回、nimocaを導入した時、前システムが10数年たった後に検討していったということもありますので、まだ今は5年もたたないということで、各事業者とも、まだそういう土壌にないというような状況かと思っております。

そういう段階になれば、当然どうするんだと考えないといけないわけですので、それはそれとして、その時代に合った、経済的にも一番利用しやすい方法とか、そういうことを勘案して検討していくことになろうかと思っております。

【深堀委員】局長、ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりですね。今、検討しておかなければいけないことではなくて、もう少し先でも、その時に応じた最良の選択をしないとイケないということですね。それは理解します。

先ほど言ったnimocaを使っていることに対する手数料とか、こういったものはどれくらいかかっているのか。毎年保守料を払っているということでしたね、保守契約しているということでした。それはどの程度払っているのか。

【柿原乗合事業部長】台数等が少し変わってくるので、年度によって若干異なりますけれども、nimocaをやるうえで、センターサーバーみたいなものの保守を払ったりとか、ネットワークの運用保守を毎年お支払いしているところでございます。額的には、双方合わせまして300万円ほどお支払いをしているような状況でございます。

それから、SFの決済手数料の話がありましたけれども、総額は、nimocaを運営するのに毎年コンスタントにかかってくる経費、先ほどの運用保守費も含めて、システムの利用料であると

か、あとはシステム端末の保守等も入るんですけど、約2,000万円ほど毎年かかっているような状況でございます。

【深堀委員】今後の話でしようけど、社会環境の変化で、全国共通の交通系ICカードが今まで一人勝ちをしていたわけですがけれども、それが時代の流れの中で変わってくる、そういった時にどういうふうに判断をしていくのかというのは、もちろんこれは交通局だけじゃないですから、一緒にやっている事業者の皆さんもいらっしゃるわけで、そこはしっかり皆さんと協調しながらやっていかなければいけないので、今後の推移を見守っておきたいと思えます。

次に、今のバス業界、公共交通、非常に厳しい状況の中で、共同経営とか、いろんな効率化をやっているわけですがけれども、広島において、「バス協調・共創プラットフォームひろしま」というものが立ち上がって、いろんなバスの設備、電気自動車の話もあるんですけど、こういったものの設備を共有化して、交通事業者ごとの負担を少しでも軽減する取組がスタートしたという報道を目にしました。

県営バスとしても何かしら、こういった発想のもとで、より効果的な設備管理とか車両の効率化とかを図れないものか、研究をしていってほしいと思って質問をしています。何かありましたら。

【柿原乗合事業部長】今、委員がご紹介されました広島市の事例は、広島モデルというふうに言われておりまして、これは恐らくですけど、いろんなバス会社が注目している取組だと思っております。

この取組自体は全国初のものでございまして、バス事業における、言ってみれば上下分離方式を含んだところで、広島は8社ほど事業者がご

ございますが、8社の事業者と広島市が官民共創の取組を行うというようなものでございます。先ほどご紹介がありましたように、4月に市と事業者からなるプラットフォームが立ち上がって、路線最適化などの共同事業を行ったり、EVバスであるとか充電設備であるとかといった基盤整備、もしくはその後の保守管理業務を担っていく組織として立ち上がったものと認識しています。ここは先々、法人化も予定されているということでございます。

こうした取組は、非常に斬新なというか先進的な取組であると認識しています。今後、このモデルがどういうふうに具体化され、効果等が出てくるのか、やっぱり私どもも興味、関心をもって注目してまいりたいと思いますし、その結果、取り入れられるのがあったら取り入れるように、今後も継続して研究してまいりたいと思っております。

【深堀委員】まだはっきりとした成果がなかなか見えづらいですけれども、しっかり注視して、長崎にも先進的な好事例を取り入れられればよいと思いますので、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

最後にもう一つだけ、職員の福祉施策に関するです。地方公務員の定年延長がスタートしています。当然交通局の職員の方々の定年も延長してきているわけですが、そこで課題と伺いますか、60歳を迎えた職員の方々の給料が減額されますね、7割程度とされています。

そのことによって、今まででいけば60歳定年で退職金をもらっていた、そういう人生設計を組まれていた方々が、定年が延長することによって退職金が出ない、給料は7割に減額される。

これは直接当事者の方から相談を受けた事例なんですけど、そこでローンとかの返済ができ

なくて、退職金をどうしてももらいたいがために、やむなく退職したというわけですよ、退職金をもらうために。これは、県の例えば本庁の職員の方々と県営バスにいらっしゃる運転士の方々の賃金体系は違いますから、水準も違うので、これは県営バス独自の問題だとは思いますが、貴重な運転士の方々、本当は働きたい、定年延長はいいことだけれども、人生設計の中で、退職金が出ないことによってやむなく辞めていった人がいると。

そこを救済するといいますか、お金を出せということではなくて、何かしらの例えば貸付制度をつくるのか。ここ何年かの間ですよ、60歳から65歳に段階的に延長していく過程の中で、期間限定でいいので、激変緩和措置みたいな、退職金が出ないことによってローンの返済が困るような方々のための貸付制度とか、そういったものをつくっていくことが貴重な人材を維持していくのにも非常に有益だと思ったんです。

県営バス独自でできること、できないことはあるとは思いますが、そういった実情を鑑みて、何かしら対策を考えているのかどうか、お尋ねします。

【岩崎管理部長】委員ご指摘いただきましたとおり、運転士の方、職員の方に安定して長く働いていただくことが非常に重要だと我々も考えております。

先ほど話がございました定年延長につきましては、60歳の方が61歳になって退職金の支払いが遅れるという前提のもとに、私どもとしても、あらかじめ生活の支援を、制度を設けて対応していくべきじゃないかと検討した経過がございます。

長崎県の職員互助会というものがございまして、そちらは職員に対する貸付制度などを持ってい

る団体でございます。交通局そのもので貸付制度を設けるのはなかなか難しい状況でございましたので、令和4年度に職員互助会に働きかけを行いまして、令和6年度から、交通局限定になります。交通局の職員に対する新しい貸付制度を設けていただいております。

制度につきましては、現在、互助会の方で調整をされているところで、近日にも制度がリリースされるとお伺いしております。内容につきましては、先ほど委員がおっしゃった激変緩和という形でございます。令和6年度から令和7年度、合計90万円を限度としまして、年度内に2回の貸付けが可能だという制度を、互助会で交通局の職員向けに新たにつくっていただいております。

こういった制度を、近日リリースされましたら直ちに全ての職員にお知らせをしたうえで、今後の生活の支援という形で利用していただければと考えているところでございます。

【深堀委員】非常にいい仕組みを、働きかけてつくっていただいたというふうに評価をするんですけど、いかんせん、そういう取組を水面下でやっていたのであればね。

どこまで言えるかという話ですけれども、交渉もいろいろあったとは思いますが、働く方々に安心感を持ってもらうための周知なり、なんでもできなかったのかなど。実際に辞めてしまっている人がいるわけですよ。それがあつたら、多分辞めなかったと思います。まだ制度はスタートしていないわけですけれども、そういった取組をやっているんですよということが何かしらアナウンスできていればというふうに、私はちょっと残念に思ったのでね。

できればできたで、しっかりと従業員の皆さんに周知徹底を図って、利用してもらうよう働

きかけを、ぜひお願いをして終わりたいと思います。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】続いて質問させていただきます。私、まだ1年ちょっとの県議会議員生活の中で、交通局は2回目の委員会でございます。前回もちょっと質問させていただきましたけれども。

今回は、交通局の中期経営計画後期5か年に入っているということで、資料もいただきました。これによれば、5か年の中で令和5年から令和9年の中で4億円超の赤字の見込みがあることから、様々な、路線バスの再編だとか資産活用、県央バスの廃止、貸切バスの適正化などをして、この5年間で9億2,000万円の効果を見通して、対策企業債もしっかり改善していくということだと思います。

令和5年から10か年の後期が始まっておりますが、その決算状況と、今期の見通しがわかれば教えていただきたいと思います。

【岩崎管理部長】経営計画の進捗状況でございます。令和5年度におきまして、経営計画では4,400万円の黒字という形で計画をしておったところでございます。令和5年度の決算見込みは3億4,300万円の黒字で、計画比で約3億円のプラスという形になっております。

主な要因でございますが、計画策定時が令和4年度、コロナ禍からの回復期で、運輸収入もその時点の見込みを基に立てた経過でございます。計画時点、運輸収入につきましては37億5,000万円程度を見込んでおりましたが、今回ご報告させていただいた決算の見込みでいきますと約40億円という形で、こちらがプラス3億円となっております。

主な内容でございますが、コロナの5類移行もございまして、空港リムジン、県外高速含め

て利用者が増えていることと、計画を策定した後に、空港リムジンについて運賃の改定をさせていただいております。1,000円だったのが1,200円という形に改定をして、リムジンの運賃改定の効果が9,000万円ほどと見込んでいますので、こちらも含め決算見込みで約40億円程度と考えております。

費用の面でいきますと、人件費等について縮減をしつつ、また大きいのが特別利益で、本原の公舎の跡地が想定は1億5,000万円程度で売れるんじゃないかと思っておりましたが、実際は2億1,000万円程度で売れたこともございまして、この分が上振れをしている状況にございます。

令和6年度につきましては、今年度の当初予算の中に計画という形で織り込んでおまして、収支ベースで4,200万円のプラスと見込んでおります。令和6年度当初も4,300万円と、それぐらいをぜひ達成できるようにと、現在は力を注いでいる状況でございます。

【大久保委員】先ほどからあるように、運転士の確保とか、燃油高騰から、働き方改革も運輸関係、交通関係は厳しいと思います。そういった再編をしながら努力されていることを感謝申し上げないといけないというふうに思っております。

今回不動産の売却に伴う収入もあってとか、コロナ禍が明けて想定よりも早く動いたところもあって、昨年度は黒字が増えたということであったと思うんですが、依然としてこれからの先行き見通しは、交通で見ればやっぱり厳しいものだというふうに思っております。そういったところでの改革を、毎年しっかりと計画的に進めていただきたいと思います。

以前、交通局に関して、あり方検討みたいな

話があったと聞いたことがあるんですが、私は当時いなかったもので、あり方検討はどういったことが議論されて、どういった結論になって今があるのか、ご存じなら教えていただきたいと思っております。

【岩崎管理部長】県営交通事業のあり方の経過でございますが、平成12年3月に県議会で行財政改革等特別委員会が設けられまして、行政のあり方を考えていく中で公営企業、これは病院と交通という整理でございましたが、その役割と経営健全化を検討していくという形になりまして、この中では、県営バスとして存続すべきという意見と、民営化すべきじゃないかという意見と両方あったと理解をしています。

それを受けまして、県議会において行財政改革に対する意見書が平成12年に発出されまして、この中で交通局関連では、県営交通事業の存続のあり方について検討を行うべきじゃないかと、平成12年に意見書として提出されたということでございます。

そちらを踏まえまして、県におきまして県行財政改革大綱を平成13年に出して、その中で交通事業のあり方検討懇話会を設けて、そこで検討をされて、平成15年6月に意見書を知事に出されたという経過でございます。その中では、民営化であるとか独立行政法人、株式会社形態とか、そういった形で検討されているんですけども、より自由度の大きい経営形態に移行する方が望ましいんじゃないかということで、検討するようにという意見書をいただきました。

それを踏まえまして、平成16年2月に、県営交通事業のあり方方針を県が出しております。こちらでも検討を重ねたところで、その結論としましては、地方独立行政法人につきましては、公営企業を上回る効果が期待できないこと、県

等出資の株式会社につきましては、移行時に多大な財政負担が生じる、移行後にも収支悪化が見込まれるということで適当ではないとされておりまして、完全民間移譲につきましては、不採算路線の維持、職員の雇用確保の観点から現段階では困難であるということで、当面地方公営企業として存続するという方針が出されております。

【大久保委員】平成12年から動き出したあり方検討委員会、もう24年たっているんでしょう。先輩議員でも、この当時からどこまで知っておられるのかと思うんです。

前回も、このあり方については少しお尋ねしたんですけども、長崎県が全国で唯一経営をしている理由というか、確たるところが聞けなかったような気がしてですね。

しかも議会の中で聞くに当たって、なかなかそういう話を聞けなかったり、数年前に一般質問であってたりということで、あり方検討会で決着がついたことが、今、この議会、議員の中でしっかりとおさまっていないのではないかなと私は思っております。

と申しますのも、先ほどちょっと話がありました県営バスの話もそうですし、経営って、10年20年見た時に、一つの方向を決めたとして、そこは修正も出てくると思います。その最たるものが県営バス株式会社じゃなかったかなと思っております。

ともすれば、20年以上たつのであれば、再度、この県営バスのあり方、今後の進め方を、議員も新しくなってきたところで、県議会でかける案件なのであれば、そういったことも必要じゃないかなと、私はこういうことも考えたりしております。

そこで、今回こういう機会をいただき、私は、

民営化だけじゃなくて、地域交通の中で大まかには長崎、大村、そして諫早、3市が大きな地域交通を担っていると思っております。そこで例えば三セクとか、先ほどの独立行政法人もそうですけれども、そういったあり方は考えられないのか、今はどのように局長として思っておられるか、お尋ねします。

【太田交通局長】県営バスのあり方については、先ほど管理部長から経緯等についてお答えをしております。

交通局長としての立場で、あり方について物申すような立場にはないというふうに思っております。これまでも県内部で検討する際には、地域振興部を中心にして、そういう検討をしてきた経過がございます。ですから、私の立場としては、今、交通局長として交通局の事業管理者としての立場で経営をやっているということで、これに邁進をしていきたいというふうに考えております。

【大久保委員】局長の立場は重々承知した中でお聞きしました。

要は、今、この交通局、県営バスの位置づけがこのままでいいのかと、私だけじゃなくて思っておられる方がいます。すなわち県営バスの今後のあり方が、まだ私も勉強不足であるし、説明も受けていないというか、そういったところがあるんじゃないかということで、先ほどの広島モデルじゃないですけど、県営バスの90年間の歩み、この礎、これからの県営バスの運営に将来的展望がどうあるのかというのが、正直私はまだわかっておりません。

そのあたりを今後、私はこの委員会にずっとは属しませんし、ほかの1期生の議員でこの委員会に来ていない議員もおりますので、そのあたりをどうこうと、いきなりの提案をしました

けど、その手前の説明というか、理解できるような機会をいただきたいなとも思っております。その中で、全国で唯一の県営バスのこれまでのあり方と今後のあり方を説明いただきたいと。それをもって、長崎県の県営は誇りある県営なんだということをしっかりとものにして、共有して、今後の議論を進めていきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【太田交通局長】なかなか答えにくいご質問ですけれども、県営バスが現在の形になっておりますのは、昭和9年に雲仙国立公園ができた時に、お客様を運ぶという趣旨で事業を開始したと認識しております。

バス事業というのは、地域に根差したそれぞれの会社がありまして、それがたまたま、いろんな経過を経て現在の県営バスの形になった。

地域的には、路線バスが中心に走っておりますのは長崎市と諫早市と大村市ですけれども、以前は島原半島もありました。貸切バスに至っては、現在は県内と福岡県にも拠点を持っておりますので、かなり広域でやっております。それと、広域の路線ということでいけば長崎 - 佐世保線等々、県外の高速バスもやっております。

地域で限定をした形という捉え方もありますけれども、全体として長崎県の発展のために県がバス事業をやっているんだという認識で私はおるんです。ですから、これから先も、将来的にも県の観光振興とか公共交通を維持していく一翼を担っていくという面で、県営という形での経営を続けていくというのが今の一つの考え方であろうというふうに思っております。

ですから、その時々で、いろんな形で厳しい経営状況にあるんですけれども、常に経営効率化なりの計画を立てながら、それを皆さんにお示しすることで県議会の了解もいただきながら、

こういう形で経営をやっていくということを常に示しながらやっていっているということになるかと思えます。

ですから、こういう委員会の場で、いろんなご審議をいただく中で県営バスの状況を常に発信しながら、これからもやっていきたいというふうに思っております。

【大久保委員】誤解しないでいただきたいのは、今やられている事業は本当に必要で、地域交通をしっかりと担っていただいております。そういった事業を責任をもってされているのは重々認識しております。

あとは経営形態によって、いろんな拡張性があって地域交通を担うことにもなるんじゃないかという声もあるということです。だからそこを、数年に一度なのか、定期的に示していくことは大事なんじゃないかなというふうに思っております。

そこは、随分前に私らが知らないあり方検討委員会で話されたことと今の計画は、多分、話をしている質が違うと思うんです。内容が違っていると思います。それを定期的にする時が、四半期に一度なのか、10年20年に一度のかはわかりませんが、そういうのをする必要もあるのではないかと。全国で1つしかないの、先進事例がありません。唯一ですから、やっぱり自分たちであり方を検証していくのは大事なんじゃないかなというふうに私は思っております。

これ以上議論するとあまりに深くなりますので、ここでとどめたいと思っております。答弁は結構です。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】確認というような感じでお聞きしますけれども、今の交通局のもとに、県営バスの話は先ほどしたけれども、小会社が幾つある

んだったかね、子会社、株式会社が。ちょっと聞かせてください。

【岩崎管理部長】交通局が出資している子会社は、先ほどおっしゃった県営バスのほかに、県営バス観光という観光とかターミナルの管理を実施しております子会社がございませう。その2社でございませう。

【田中委員】そうすると、今あるのは県営バス観光株式会社だけなんだね。しかし、これは歴史が結構古いみたいだね。62期とか63期とか決算の関係はなっているからね。昔からあったという記憶が私はあまりなくて、申し訳ないんだけども。

ただし、この内容がたまたま出ていたので見せてもらったけれども、単年度だとは思いうけれども、赤字は好ましくない。株式会社で赤字は好ましくない。県営バスの子会社が赤字だという話には、ちょっと納得できないところがあるので、この年度だけで。

資本の関係を見ると、7,118万円ほど純資産が残っているので、1,000万円ぐらいの赤字は仕方がないかなという感じもするけれども、やっぱり赤字はだめだよと、私は昔からしょっちゅう言っている。赤字体質だったら、県営バスも存続の意味がないよと。

県営バス観光の中身をちょっと見せていただいて、受託事業が大きな柱になっているけれども、受託事業というのは何だったかね。

【岩崎管理部長】受託事業が、先ほど申し上げました長崎、諫早、大村の各ターミナルにおける定期券の発行であるとか、そういった窓口業務等を交通局から委託しているものでございませう。

【田中委員】県営バス観光株式会社は、職員数が何人ぐらいおられるのか。資本金は1,500万円

ということになっているね。職員さんがどのくらいおられるのかということだけ聞かせてください。

【岩崎管理部長】職員につきましては、合計で46名という形になっています。

【田中委員】もちろん株式会社の職員だから、県の職員とは直接は関係ないですよ。あくまでも、交通局の中でも全員が県の職員ではないわけで、株式会社は株式会社としてやっているよ。

県営バスにしたって、県営バス観光にしたって、一つの何というかな、効率的な経営ということで、私は、それはそれとしてやるべしと。公営交通、はっきり言ってちょっとやれないような、非難を受けるような業務があることはあったのよ。例えば広告にしたって、飲食関係とか何とかの広告を受けるのはおかしいじゃないかとかね。そういう議論の外側でこういうことをやって交通局の体質を高めると、財務内容を高めるということで、私はプラスだと思って今まで容認してきたんだけど、マイナスはだめだよということだけ話して終わりたいと思います。

【太田交通局長】長崎県営バス観光株式会社につきましては、役員は交通局の幹部職員が担っております。そして、社長は私が務めておりまして、経営的にも、できるだけ健全経営ができるようにということで進めております。

経営的には、コロナ禍で観光がなかなか思うように伸びなかったこともありまして、令和2年から厳しい状況でございました。昨年の令和5年度の損益計算書を見ていただきますと、1,100万円の赤字となっております。これは、税効果会計というのがございまして、それをとっていたんですけれども、今回、それを解消して、

中小企業に合った形での決算に移行しようということで、1,200万円ですか、法人税等調整額というのを一括で計上した関係で赤字となっておりますけれども、通常の決算でいけば黒字になっているというふうに考えております。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時53分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動につきまして協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

【千住委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び

予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時56分 閉会

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年7月3日

観光生活建設委員会委員長 千住 良治

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 77 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例及び長崎県海域管理条例の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 80 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原 案 可 決
第 81 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原 案 可 決

計 3 件 （原案可決 3 件）

委 員 長 千 住 良 治

副 委 員 長 初 手 安 幸

署 名 委 員 深 堀 ひろし

署 名 委 員 ご う まなみ

書 記 川 下 彩 香

書 記 高 柳 雄 一 郎

速 記 (有)長崎速記センター